

第 37 回岩手県文化芸術振興審議会

日時 : 令和 6 年 8 月 8 日 (木) 14 時～

場所 : 岩手県産業会館 7 階 6・7 号会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 新 任 委 員 紹 介

4 議 題

(1) 議 事

① 「第 3 期岩手県文化芸術振興指針」に基づく令和 6 年度の取組状況について

資料 1

② 「第 4 期岩手県文化芸術振興指針」の策定について

資料 2

(2) その他

5 そ の 他

6 閉 会

岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

○ 第8期岩手県文化芸術振興審議会委員

(任期：令和6年10月31日まで)

No	氏名	所属・役職等	出欠
1	あずま 資子 東 資子	岩手県文化財保護審議会 委員 一関市教育委員会文化財課	Web
2	いしだ とみこ 石田 知子	公益財団法人岩手県文化振興事業団 理事長	○
3	いたがき たかし 板垣 崇志	しゃかいのくすり研究所 代表	○
4	かわさき ひろゆき 川崎 広幸	公益社団法人全国高等学校文化連盟 会長 岩手県立盛岡第四高等学校 校長	○
5	おがわ しげき 小川 茂樹	株式会社久慈設計 取締役専務執行役員	○
6	くまがい つねまさ 熊谷 常正	岩手県文化財保護審議会 委員 盛岡大学文学部 名誉教授	○
7	さとう きょうこ 佐藤 恭子	岩手県立大学盛岡短期大学部 准教授	○
8	しばた かずこ 柴田 和子	一般社団法人岩手県芸術文化協会 会長	×
9	たぐち ひろこ 田口 博子	岩手大学教育学部 非常勤講師 岩手県弦楽研究会 会員	○
10	たけむら なるき 竹村 育貴	岩手デザイナー協会 会長	×
11	にいぬま ゆうこ 新沼 祐子	盛岡市民文化ホール 館長	○
12	ひらさわ ひろし 平澤 広	萬鉄五郎記念美術館 館長	○
13	ひらやま とおる 平山 徹	岩手県民俗芸能団体協議会 副会長 大船渡市郷土芸能協会 会長	○
14	ますぶち としゆき 増淵 敏之	法政大学大学院 教授	○
15	もとむら けんた 本村 健太	岩手大学人文社会科学部 教授	○

(令和6年8月8日現在、敬称略、五十音順)

○ 事務局（関係機関）

部局	所属・職	氏名	出欠
教育委員会事務局 生涯学習文化財課	社会教育主事補	佐 藤 郁 哉	○
盛岡広域振興局 経営企画部	主査	志 田 由 紀	Web
県南広域振興局 経営企画部	主任主査	石 川 智 子	Web
沿岸広域振興局 経営企画部	主事	千 葉 優 太 朗	Web
県北広域振興局 経営企画部	主任	江 莉 太 助	Web

○ 事務局（文化スポーツ部）

部局	所属・職	氏名
文化スポーツ部	部長	小 原 勝
	文化振興課総括課長	和 田 英 子
	文化芸術担当課長	工 藤 一 幸
	主幹兼文化交流担当課長	米 澤 功 一
	世界遺産担当課長	半 澤 武 彦
	主任主査	岩 舘 珠 里

「第3期岩手県文化芸術振興指針」に基づく令和6年度の取組状況について

資料 1

《施策の柱》

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 (3) 民俗芸能の保存・継承の支援 (4) 文化財等の保存と活用 (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進 (6) 文化芸術を通じた交流の推進	2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 (1) 県民の文化芸術活動の推進 (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施 (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞の機会の提供と文化芸術活動の支援 (4) 若者の文化芸術活動の支援 (5) 高齢者の文化芸術活動の支援 (6) 障がい者による文化芸術活動の支援	3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 (1) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信 (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (3) 国内外における公演や展示などへの支援 (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施	4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成 (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成 (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援 (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充 (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築	5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進 (1) 障がい者による創作性あふれる創作活動の支援 (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実 (3) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報発信 (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
---	---	--	--	---

番号	施策の柱との関連					事業名	事業概要	予算額(千円) (当初)	取組状況
	1	2	3	4	5				
1		●				いわて暮らしの文化特別知事表彰	文化芸術活動を奨励するため、県民の日常生活に密着した文化的・芸術的な活動に、長年にわたり取り組んだ者等を対象とした顕彰を実施	335	・被表彰者を決定の上、年度内に表彰式を実施予定
2			●		●	地域文化芸術活動支援事業費	本県の特徴ある文化資源を国内外に発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営	3,394	・ホームページ、Facebook、X（エックス）を活用した文化芸術情報を発信
3	●	●	●			民俗芸能伝承促進事業	民俗芸能の保護・伝承活動の普及啓発を図るため、『北海道・東北ブロック民俗芸能大会』に本県の団体を派遣	679	・R6.10.27 『北海道・東北ブロック民俗芸能大会』（宮城県多賀城市） ・本県からは田代念佛剣舞（宮古市）を派遣予定
4		●				文化芸術創作活動奨励事業費	文化芸術活動を奨励するため、優れた芸術・美術活動を行った本県在住者等を対象とした顕彰を実施	1,272	・岩手県芸術選奨及び岩手県美術選奨について、選考委員を任命して選考委員会を開催（R6.11月下旬 表彰式開催予定）
5	●			●		いわてアーツコンソーシアム推進事業費	「官民一体による文化芸術推進体制」の構築の推進や、文化芸術を支える人材育成を実施	5,290	・「官民一体による文化芸術推進体制」に向けた関係団体等からの意見聞き取り等 ・文化芸術を支える人材の育成を目的とした「アートマネジメント研修」の開催（2回予定）
6	●					いわての文化国際交流推進事業費	国内外に本県の魅力を発信するため、マンガやアニメを活用した情報発信や交流事業を実施。	5,934	・『ミセテイワテ動画コンテスト』の開催 募集期間：R6.7.12～R6.11.12 募集部門：チャレンジ部門（31秒以上3分以内） インスタ部門（30秒以内） 表彰式：R7.2月（予定） ・R6.4～5 私立学校エコール・アルザシエンヌ（フランス）の学生会館・図書館での「コミックいわて」作品展示 ・R6.9.8 中国でのオンライン4コママンガ講座の開催（予定） ・R6.9 ハロウ安比校での4コママンガ講座の開催（調整中） ・R6.11 「コミックいわてWEB」英語版・フランス語版の新作を配信
7				●		地域文化芸術活動支援事業	4広域振興圏へ岩手県文化芸術コーディネーターを設置するなど、地域の文化芸術支援体制を整備	3,380	・4広域振興圏に文化芸術コーディネーターを設置 ・文化芸術コーディネーターが地域の課題を洗い出した上で、地域の実情に応じた文化芸術に係る地域課題の解決に向けた支援を行うための事業を実施
8		●		●		地域文化芸術活動体制整備事業費	中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行する中、生徒の文化芸術に親しむ機会の確保等のため、休日の部活動の段階的な地域移行の着実な実施に向けて、実証事業を実施し、成果を普及・発信	2,700	・一戸町で実証事業を実施 (1)活動内容：民俗芸能（2団体） (2)背景等：小学校の統廃合を見据え、卒業生が進学する一戸中学校生徒に対し、保存会が主体となって地域クラブ活動を行うもの（地域移行のほか、民俗芸能の伝承もテーマ）。
9		●				一般財団法人地域創造負担金	一般財団法人地域創造（地域文化の振興に資するための全国組織として設立）の運営費の一部を負担、同財団から県内文化芸術活動へ助成	5,897	・映像記録保存事業。財団から1事業733千円が助成決定
10	●	●				復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業	これまで本県と文化芸術団体が培ってきた東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、県民が優れた文化芸術に親しむ機会の充実や文化芸術活動発表の機会を広げるとともに、沿岸被災地における地域コミュニティの再生と人的交流・文化的交流を促進県内の子ども達と一流の文化芸術団体の共演等を通じて、子ども達が文化芸術に触れ合う機会を創出	6,919	・『楽しいオーケストラin岩手』の開催 場所：盛岡市（トーサイクラシックホール岩手 大ホール） 開催日：R6.8.5 ・『さんりく音楽祭』の開催 場所：沿岸地区4市町村 開催日：R7.3月（予定）
11	●	●			●	障がい者芸術活動支援事業費（障がい者芸術活動支援センター運営事業費）	障がい者芸術活動の振興を図るため、「障がい者芸術活動支援センター」を設置し、相談窓口の開設やワークショップによる支援者育成、権利保護に関する研修会の開催等、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援	8,543	1（社福）岩手県社会福祉事業団に運営委託し、相談対応や各種研修会等を実施 2 『第32回岩手県障がい者文化芸術祭』を実施予定 (1)作品展示：R6.11.13～12.1 ふれあいランド岩手 (2)ふれあい音楽祭：R6.11.30 ふれあいランド岩手 (3)記念式典（表彰式）：R6.11.24 ふれあいランド岩手
12	●	●			●	いわてアール・ブリュット未来創造事業費	障がい者の創作意欲の醸成を図るとともに、県民の障がい者文化芸術への関心を高め、共生の土壌を拡大して岩手の魅力向上につなげるため、県内の優れた作品を集めた巡回展や、先進的な取組を実施している民間企業や作家を紹介する魅力発信イベントを開催	4,597	1 『アール・ブリュット巡回展2024』を実施予定 (1)盛岡会場：R7.1月開催（予定） (2)その他地域会場：R6.12月開催（予定） 2 『ミライ発信イベント』を実施予定 盛岡市内でR7.1月開催（予定）
13		●				高齢者文化活動振興事業費補助	高齢者による文化芸術活動の振興、生きがいと健康づくりを推進するため、『岩手県長寿社会健康と福祉のまつり』開催に要する経費を支援	1,836	・R6.6.6～9 岩手県民長寿文化祭作品展（盛岡市民文化ホール） ・R6.7.14 岩手県民長寿文化祭将棋大会（北上将棋センター） ・R6.12.8 岩手県民長寿文化祭囲碁大会（岩手教育会館）

番号	施策の柱との関連					事業名	事業概要	予算額(千円) (当初)	取組状況
	1	2	3	4	5				
14	●	●				いわての民俗芸能活性化交流促進事業費	民俗芸能の保存・継承や後継者の育成等を図るため、『民俗芸能フェスティバル』を開催	2,752	・R6.12.7 「岩手県民俗芸能フェスティバル」（トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）で開催、県内8団体の出演を予定）
15		●			●	青少年芸術普及事業	子どもたちが等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県内各地で開催される芸術鑑賞会に要する経費を支援	2,079	・14市町村18公演実施
16	●	●				被災地児童生徒文化芸術支援事業費	被災地における児童生徒の文化芸術活動の鑑賞を促進するため、文化芸術イベント等の参加に要する経費を支援	850	・R6. 9.26 大槌町立吉里吉里中学校（予定） （14名、県立美術館企画展「サンリオ展 ニッポンのカワイイ文化60年史」）
17	●	●	●			国民文化祭参加推進事業費補助	本県の文化芸術の全国への発信及び文化芸術団体の資質の向上を図るため、国民文化祭出演に要する経費を支援	315	・R6.10.14～R6.11.24 『「清流の国ぎふ」文化祭2024（第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭）』に3団体（岩手県民オーケストラ、岩手県麻雀段位審査会、岩手県かるた協会）が参加予定
18	●	●			●	岩手芸術祭開催費	県民の優れた文化芸術活動の発表の場と鑑賞の機会を確保するとともに、文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、本県最大の文化芸術の祭典『岩手芸術祭』等を開催	19,402	・R6.10～R7.2 県民会館をメイン会場として開催（美術展、舞台公演、等） ・R6.10.5 『総合フェスティバル』開催 ・R6.9.28～R6.9.29 肴町アーケード、R6.10.5～R6.10.6 トーサイクラシックホール岩手（岩手県民会館）において『芸術体験イベント』を実施 ・R7.1.17～19 釜石市民ホールTETTOを会場として芸術体験フェスタin釜石・大槌（仮称）を開催
19		●			●	文化芸術イベント等映像配信事業費（コロナ対応分）	文化芸術活動を推進するため、岩手芸術祭『総合フェスティバル』などの県主催事業等において配信を実施	3,562	・上記「岩手芸術祭開催費」、「いわての民俗芸能活性化交流促進事業費」、「いわてアール・ブリュット未来創造事業費」各事業での映像配信等を実施
20		●				文学の国いわて推進事業費	本県における文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家による講演会等を開催	2,375	・R6.11～12月 小砂川チト氏（「猿の戴冠式」等）による講演会の開催（調整中） ・R6.9～2月 高校生や大学生等を対象とした『文学の国いわて塾』の開催（集合・オンライン形式・3回開催）（調整中）
21				●		県民会館管理運営費	岩手県民会館の管理運営に要する経費（指定管理料）	199,262	・指定管理者（（公財）岩手県文化振興事業団）による岩手県民会館の管理運営を実施
22				●		県民会館施設整備費	文化芸術活動の発表・鑑賞に係る安全・安心な環境づくりを推進するため、県民会館における改修等を実施	92,460	・自動火災報知設備更新工事の実施 ・電力制御中央監視装置更新工事設計業務の実施 ・ボイラー改修及び空調熱源更新工事設計業務の実施 ・無料休憩スペース木製家具製作業務委託の実施
23				●		公会堂管理運営費	岩手県公会堂の管理運営に要する経費（指定管理料）	19,213	・指定管理者（希望橋グループ）による岩手県公会堂の管理運営を実施
24	●					ソフトパワーいわて戦略推進事業費（マンガ郷いわて推進事業費）	国内外で注目度が上昇している「マンガ」を活用し、民俗芸能、工芸、食文化など本県の魅力を発信するとともに、交流人口・関係人口の拡大に向けた取組を推進	13,317	・コミックいわてWEBに新規配信マンガを掲載（5作品掲載） ・R7.3 単行本「コミックいわて」第14巻発行 ・『第14回いわてマンガ大賞コンテスト』開催 募集期間：R6.6.21～9.20 募集部門：一般部門（ストーリーマンガ）、1～4コマ部門、イラスト部門 表彰式：12月開催予定 ・R6.11.8～10 日本博2.0「アニメ&まんが聖地SUMMIT&EXPO」への出展
25	●					世界遺産価値普及事業費	世界遺産である「平泉」、「橋野鉄鉦山」及び「御所野遺跡」の理念・価値等の理解を促進するため、情報発信等の取組を実施	11,650	・知事や職員による『世界遺産出前授業』（実施校：33校、受講者：1,111名 予定） ・教員等を対象にした『世界遺産教員現地研修会』（各世界遺産で実施予定） ・世界遺産パネル巡回展の開催（県内7カ所、県外2カ所 予定）
26	●					平泉世界遺産登録推進事業	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録に向けて、推薦書作成に係る研究や資料作成、専門家委員会の開催のほか、平泉の文化遺産を確実に保全するための保存管理の取組を実施	39,255	・世界遺産拡張登録に向けた推薦書（案）の作成 ・関係市町と連携して、世界遺産「平泉」及び関連資産の一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信等を行っていくため、「ひらいずみ遺産」の取組を推進
27	●					世界遺産保存活用事業費	本県に所在する3つの世界遺産「平泉」「橋野鉄鉦山」「御所野遺跡」の保存管理及び活用の取組を推進	9,959	・3つの世界遺産が所在する市町と連携し、保存管理及び活用の取組を推進 ・「平泉」の資産の確実な保護を図るため、関係市町と連携し保存管理の取組を推進 ・「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産協議会及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の縄文遺跡群世界遺産協議会の構成団体として、保存管理及び活用の取組を推進
28	●					「平泉の文化遺産」文化観光推進事業費	平泉の世界遺産及び平泉町・一関市・奥州市に所在する関連資産等の文化遺産を活用した文化観光に関する取組を通じ、関係人口の創出及び地域の活性化を図る	3,081	・関係市町や民間事業者等と連携しながら、文化観光推進法に基づく地域計画を策定するとともに、同計画に沿って文化観光の取組を実施
30	●					平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営費	「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へと継承するための拠点施設となる岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理運営に要する経費	67,341	・R5年度来館者数 16,147人（個人12,797人、団体3,350人） ・R5年度から、指定管理者制度及び利用料金制度を導入 ・R7年度からの第2期指定管理に向け、指定管理者を選定予定
31				●		岩手県文化振興基金助成事業 ※岩手県文化振興事業団実施事業	県内の文化芸術活動の一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金を基に、文化芸術団体が行う自主的活動に対する助成を実施	—	・応募件数 54件 25,280千円 ・採択件数 42件 16,430千円

「いわて県民計画(2019～2028)」と「第3期岩手県文化芸術振興指針」の対応状況

参考資料

いわて県民計画(2019～2028)(平成31年3月策定)

【政策推進プラン】		
政策分野	政策項目	具体的推進方策
Ⅰ 健康・余暇	4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます	(1)県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実
		(2)文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進
		(3)障がい者の文化芸術活動の推進
Ⅲ 教育	19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます	(1)文化芸術活動を担う人材の育成
		(2)文化芸術活動を支える人材の育成
Ⅳ 居住環境・コミュニティ	26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくれます	(1)文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進
Ⅶ 歴史・文化	40 世界遺産の保存と活用を進めます	(1)世界遺産の新規・拡張登録の推進
		(2)世界遺産の理解の増進による遺産の適切な保存管理・活用の推進
		(3)世界遺産の持つ新たな魅力の発信
		(4)世界遺産を活用した地域間交流の推進
	41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます。	(1)民族芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信
		(2)民俗芸能など伝統文化を生かした交流の推進
		(3)様々な文化財などを活用した歴史への理解促進と情報発信
		(4)様々な文化財などを活用した交流の推進

第3期岩手県文化芸術振興指針(令和2年3月策定)

大項目	中項目
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(2)優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	(1)文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
	(4)県立文化施設の整備や機能の拡充
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(5)文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(6)障がい者による文化芸術活動の支援
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(3)児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化術活動の支援
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	(2)文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(1)障がい者による創造性あふれる創作活動の支援
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(2)優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	(1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	(4)県立文化施設の整備や機能の拡充
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(2)世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(2)世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(2)世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(2)世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(3)民俗芸能の保存・継承の支援
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(5)文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(6)文化芸術を通じた交流の推進
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	(1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	(1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信

策定の趣旨

- ・岩手県文化芸術振興指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号）に基づき、**文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため定める**もの。
- ・次期指針の策定に当たっては、**目標の達成度合いを検証するとともに、国や県の動き、社会経済情勢等の変化を踏まえた上で、次の目標及び施策の方向を定める**もの。
- ・現行の指針は、令和2～6年度を指針の適用期間としており、**令和7～11年度を次期指針の適用期間**とするもの。

1 取組状況と課題

施策の基本方向	令和2～6年度の取組状況	今後に向けた課題認識
（1） 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	○ 復興の絆を生かしたコンサートの開催 ・ いわて復興の絆コンサート～イヴリー・ギトリス メモリアル～ ・ さんりく音楽祭（佐渡裕＆SKO） ・ 楽しいオーケストラin岩手（日本フィル） ○ 日本フィルハーモニー交響楽団との連携協定締結 ○ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録 ○ 平泉世界遺産ガイダンスセンター開館 ・ 「世界遺産授業」や「世界遺産まつり」の実施 ・ 「平泉の文化遺産」の拡張登録について、関係市町の代表者会議で「柳之御所遺跡」を追加する推薦書案の作成に合意 ○ 「いわて平泉歴史文化観光地域計画」の文化庁への認定申請 ○ 岩手県民俗芸能フェスティバルの開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体派遣による公演機会の提供 ・ 岩手県民俗芸能フェスティバルでの首都圏団体との交流 ○ 景観点検・景観学習の実施 ○ 「食の匠」による食文化伝承会の開催 ○ 東北DCを生かし、民俗芸能等を活用した特別企画を実施	○ 復興の絆を生かした文化交流の推進 ・ 復興支援の取組を通じて深まった著名な芸術家との交流やつながりを生かした取組を継続し、交流人口の拡大を図るとともに、公演での共演等を通じて、次世代を育成していくことが必要。 ○ 世界遺産の適切な保存活用と拡張登録の推進 ・ 世界遺産の価値や保存管理について、一層の理解増進を図ることが必要。 ・ 「柳之御所遺跡」の拡張登録に向けた取組が必要。 ○ 世界遺産を活用した文化観光の推進 ・ 世界遺産相互に交流・情報交換を行いながら、県内外へ向けた一体的な取組を強化し、魅力向上、来訪促進、交流・周遊促進を図ることが必要。 ○ 民俗芸能の保存・継承の支援 ・ 民俗芸能をはじめとする文化芸術の担い手を育成するため、児童生徒の部活動などを通じた取組の推進が必要。 ・ 公演機会を提供するとともに、地域内外からの担い手確保につながるよう、民俗芸能の魅力や価値を県内外に発信することが必要。
（2） 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	○ 岩手芸術祭、岩手県民俗芸能フェスティバルなどの開催とWEB配信 ○ 復興の絆を生かしたコンサートでの児童・生徒との共演 ○ 子どものための芸術家派遣事業の実施 ○ 優れた文化芸術活動等の顕彰（芸術選奨・美術選奨・暮らしの文化表彰） ○ 若者・高齢者・障がい者の文化芸術活動への支援	○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響 ・ 文化芸術の体験機会が減り、「文化芸術に興味がわいた」と感じている児童・生徒の割合が減少。 （高校生：H30…79% → R4…69%） ・ 感染拡大をきっかけとした活動休止の継続。 ○ デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実 ・ 新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして開始したイベント等のWEB配信の更なる機会の充実と鑑賞者の拡大が必要。
（3） 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	○ 「いわての文化情報大事典」等のHPによる情報発信及び各事業公式アカウントによる情報発信や動画配信の実施 ○ いわてマンガプロジェクトによる本県の魅力発信 ・ いわてマンガ大賞コンテストや海外交流（中・仏）を実施 ・ コミックいわての発行、コミックいわてWEBの配信 ○ 「ミセテイワテ動画コンテスト」の開催 ○ 美術館所蔵作品の画像公開、博物館のバーチャルツアー実施	○ 岩手の魅力ある文化情報の発信を充実 ・ 本県の魅力ある文化芸術について、若年層や国外・県外に対し、発信力を強化することが必要。 ○ いわての文化情報大事典の運用 ・ いわての文化情報大事典の適時適切な更新や、閲覧者が情報を探しやすいような分類等の整理が必要。
（4） 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	○ コロナ禍での文化施設等への支援 ・ 県立文化施設に対し、利用料金収入減少等に伴う指定管理料を増額。 ・ 文化芸術団体に対し「いわて文化芸術活動支援事業費補助」「いわて文化施設利用促進事業費補助」を実施。 ○ 文化芸術活動に対する支援 ・ 岩手県文化芸術コーディネーターの配置 ・ アートマネジメント研修の実施	○ 地域の実情に合わせた課題解決の支援 ・ 岩手県は県土が広く、文化芸術に係る課題も地域によって異なることから、地域の課題に併せた支援が必要。 ○ 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ・ 県内各地の特色を生かした文化芸術活動の支援等を推進するため、官民一体による文化芸術推進体制の構築に向けた取組の継続が必要。
（5） 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	○ 岩手県障がい者芸術活動支援センターの設置 ・ 相談窓口の設置 ・ 権利保護研修会やワークショップの実施 ・ 岩手県障がい者文化芸術祭の開催 ○ いわてアール・ブリュット巡回展の開催 ・ デジタル展覧会の開催 ・ 首都圏での作品展示の実施	○ アール・ブリュットの情報発信強化 ・ 情報が届けば関心をもってくれる層（特に若年層）に向けた魅力発信及び発信方法の工夫が必要。 ○ 支援者研修等を行う人材の育成 ・ ワークショップ等を提供できる講師等人材育成が必要。 ○ 相談窓口の充実 ・ 障がい特性等に併せた相談窓口強化が必要。

2 国や県の動き

(1) 国の動き

ア 文化庁の組織改革と機能強化

- ・ H30.6に文部科学省設置法を改正し、文化庁の組織改革を強化。
- ・ R5.4に同庁が京都府に移転。

イ 文化観光推進法の制定

- ・ R2.4、文化施設を拠点とした文化観光の推進を図ることを目的に同法が制定。

ウ 文化財保護法の改正

- ・ R3.6の改正により、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度、地方公共団体による文化財の登録制度が新設。

エ 文化芸術基本計画(第2期)の策定

- ・ R5.3に、文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期計画の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を基本的に踏襲したうえで、R5～9年度において推進する取組を示した計画を策定。

オ 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)の策定

- ・ R5.3に、障害者文化芸術推進法に基づく基本的な方針を踏まえ、3つの「目指す姿」を設定した計画を策定。

(2) 県の動き

ア いわて県民計画(2019～2028) 第2期アクションプランの策定

- ・ R5.3に、R5～8年度の4か年の具体的な推進方策を明らかにする「第2期アクションプラン」を策定。

イ 平泉世界遺産ガイダンスセンターの開館

- ・ R3.11に、世界遺産をはじめとする「平泉の文化遺産」の価値を広く世界中に伝え、人類共通の財産として後世へ継承するための拠点施設として開館。

3 社会経済情勢等の変化

○ 人口減少、少子高齢化の進行

○ 東日本大震災津波からの復興の絆を生かした文化交流

- ・ 日本フィルハーモニー交響楽団との連携協定締結
- ・ 「楽しいオーケストラin岩手（日フィル）」、「さんりく音楽祭（佐渡裕＆SKO）」などの開催

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による活動の停滞と回復

○ 部活動の地域クラブ活動への移行の進展

- ・ 国から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、部活動の地域移行が進展

○ 文化芸術への関心の高まり

- ・ 小・中・高ともに、全国的な合唱コンクールで高評価

○ 本県3つ目となる世界遺産の登録

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群(御所野遺跡)」の世界遺産登録

4 策定の方向性

(1) 取組と課題を踏まえ盛り込む項目

- 復興の絆を生かした文化交流の推進
 - 世界遺産の適切な保存活用と拡張登録の推進
 - 世界遺産を活用した文化観光の推進
 - デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実
 - 民俗芸能の保存・継承の支援
 - 岩手の魅力ある文化情報の発信を充実
 - 官民一体による文化芸術推進体制の構築
 - 障がい者による創作活動等の総合的支援
- など

(2) 国や県の動きを踏まえ盛り込む項目

- 文化芸術による心の復興を後押しする取組
 - 「平泉の文化遺産」拡張登録
 - 文化資源の保存と活用の一層の推進
 - 伝統文化への理解促進と情報発信
 - デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進
 - 文化芸術を通じた地方創生の推進
 - 多様性を尊重した文化芸術の振興
- など

(3) 社会経済情勢等の変化を踏まえ盛り込む項目

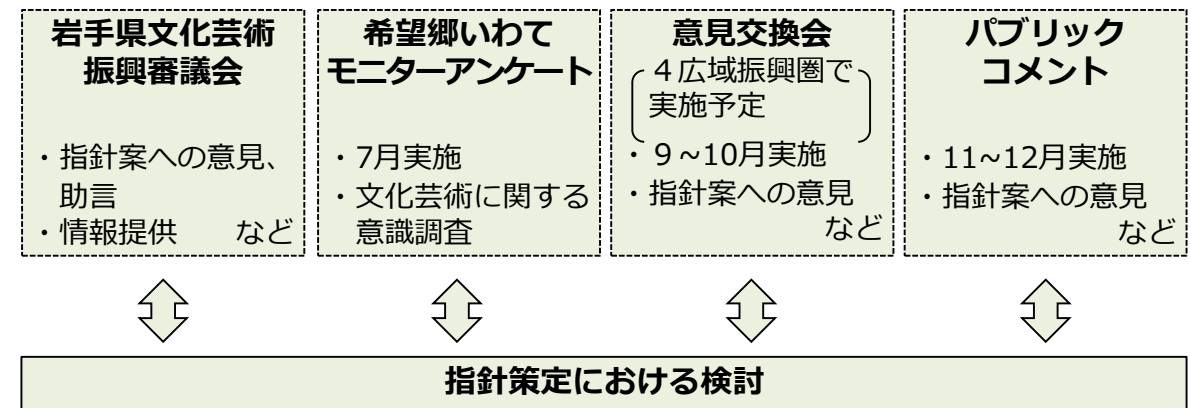
- 部活動の地域クラブ活動への円滑な移行
 - 大阪・関西万博等、国家規模のイベントの動きと連動した文化プログラムの実施
- など

(4) 市町村・文化芸術団体とのより一層の連携に向けて盛り込む項目

- 文化芸術活動の活性化を図るための支援
 - 部活動の地域クラブ活動への円滑な移行
- など

5 策定の進め方

岩手県文化芸術振興審議会からの御意見や御助言をはじめ、市町村、文化芸術団体、文化芸術コーディネーター等との意見交換、希望郷いわてモニターアンケート、パブリックコメントの実施などにより、多くの方々の御意見を、指針策定に反映していく。



【第4期岩手県文化芸術振興指針（骨子）】

I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

- 1 指針策定の趣旨
- 2 対象とする文化芸術の範囲
- 3 指針の位置付け
- 4 指針の適用期間

II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

- 1 社会経済情勢等の変化
- 2 県や国の動き
- 3 施策の取組状況
- 4 文化芸術に関する意識

III 基本的方向性

- 1 基本目標
- 2 基本理念
- 3 各分野における目指す姿
- 4 施策の基本方向
- 5 施策体系

IV 施策の具体的推進

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

- (1) 東日本大震災からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進【修正】★重点的取組事項（1）
- (2) 世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取組の推進【修正】★重点的取組事項（2）
- (3) 世界遺産を活用した文化観光の推進【新規】★重点的取組事項（3）
- (4) 民俗芸能の保存・継承の支援 ★重点的取組事項（4）
- (5) 文化財等の保存と活用
- (6) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
- (7) 文化芸術を通じた交流の推進

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

- (1) 県民の文化芸術活動の支援
- (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
- (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
- (4) 若者の文化芸術活動の支援

- (5) 高齢者の文化芸術活動の支援
- (6) 障がい者による文化芸術活動の支援
- (7) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実【新規】★重点的取組事項（5）

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

- (1) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信
- (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
- (3) 文化観光の取組を生かした情報の発信【新規】
- (4) 国内外における公演や展示などへの支援
- (5) 大型イベントなどを活用した文化プログラムの実施【修正】

4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

- (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援 ★重点的取組事項（6）
- (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
- (3) 県文化芸術ホームページやSNSによる情報の発信
- (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
- (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

- (1) 文化芸術活動の活性化を図るための支援【修正】
- (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
- (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
- (4) 県立文化施設の整備や機能の充実
- (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★重点的取組事項（7）

6 重点的取組事項

- (1) 東日本大震災からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進
- (2) 世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取組の推進
- (3) 世界遺産を活用した文化観光の推進【新規】
- (4) 民俗芸能の保存・継承の支援
- (5) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実【新規】
- (6) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援
- (7) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

V 指針の推進

- 1 多様な主体が参画した文化芸術の推進
- 2 施策の評価

現行指針と新指針の比較表

I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考
1 指 針 策 定 の 趣 旨	ここ岩手の地では、雄大な山々や母なる大河北上川、豊かな穀倉地帯、三陸の海など、岩手の変化に富んだ大地と風土が多様な生活文化を育み、交流により磨かれた共生の文化を築いてきました。このように岩手に根付いた文化の基礎は、縄文時代まで遡ることができ、この地には、自然の移り変わりに寄り添いながら、人々が長期にわたって定住生活を続けてきた御所野遺跡など、縄文文化の宝庫と呼べるほど膨大な遺跡が分布しています。 また、自然豊かな岩手は、かつて金や鉄に代表される資源と馬や漆などの特産品に恵まれていました。この恵みに支えられ、前九年・後三年合戦の後に平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいた寺院・庭園が造られるなど独自の黄金文化が花開きました。 近世になり、良質の砂鉄と燃料となる木材が豊富な北上山地では「たたら製鉄」が盛んとなり、その後、釜石などでは鉄鉱石を原料とした洋式高炉による製鉄も行われ、全国へと広がりました。 近代に入って、本格的政党内閣を築いた原敬、「武士道」など優れた著書を残した新渡戸稲造、水沢緯度観測所 を建設した田中館愛橘、また文学、芸術の世界で多くの優れた作品を残した石川啄木 、宮沢賢治、萬鐵五郎など、今もって国内に加えて海外にも名を馳せる多彩な先人が輩出されました。 一方で、岩手には、日本最大の一木造りで北方を守護する兜跋毘沙門天立像に代表される優れた仏像の数々があり、また、神仏に無病息災、五穀豊穡、魔霊退散などを祈る儀式の中でそれぞれの地域で鹿踊、剣舞、神楽などが奉納され、小正月の田植踊りやえんぶりなどの预祝芸能や、盆の念仏踊りなどの先祖供養のように、人々の生活に密着した祭りや民俗芸能が数多く生まれました。 岩手の文化芸術は、こうした豊かな歴史の積み重ねと時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っています。 物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、人々や地域の絆の大切さが強く求められている今日においてこそ、岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させることは極めて重要な意義を持っています。 県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成 20 年 3 月に岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号）を制定しました。		
	この条例制定を受けて、同年 12 月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定しました。 平成 27 年 3 月には、第 2 期の指針を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等の皆さんとともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。	・ 令和 2 年 3 月 第 3 期指針策定	[時点修正]
	第 2 期の指針の期間には、明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）の世界遺産登録、東日本大震災津波からの復興支援を契機とした国内外との交流の進展、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019、ラグビーワールドカップ 2019TM 等の開催を契機とした文化芸術プログラムの充実など、文化芸術の振興に関する様々な出来事がありました。 また、国においては、文化芸術基本法や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立しました。 本県においても、文化スポーツ部が新設され、また、新しい県の総合計画として「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指すいわて県民計画（2019～2028）が策定されるなど、文化行政をめぐる動向にも大きな変化がありました。	・ 北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）の世界遺産登録 ・ 永井の大念仏剣舞、鬼剣舞を含む「風流踊」のユネスコ無形文化遺産への登録 ・ 県と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との連携に関する協定書の締結 ・ 文化観光拠点を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定 ・ 令和 5 年 4 月 文化庁の京都府移転 ・ 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による文化芸術活動の自粛など多大な影響 ・ イベント等の WEB 開催など、デジタル技術の活用が急速に普及	
	このため、第 2 期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、文化芸術の面からも、幸福を守り育て、次世代へと引き継いでいく不断の取組を進めるため、今後 5 年間の文化芸術振興に関する総合的な目標及び施策の方向等を示す第 3 期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。	・ 第 3 期の指針の期間の終了	[時点修正]
2 対 象 と す る 文 化 の 範 囲	文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能、道徳、宗教、政治、経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりです。 【芸術・芸能】 文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。） 【伝統文化】 文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術 【生活文化】 茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化		・ 条例第 6 ～ 8 条に規定

	現行指針	新指針 〔現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載〕	備考
3 指針の位置づけ	(1) 基本的な考え方 この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「文化芸術振興指針」として策定するものです。	(1) 基本的な考え方	
	(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け 本指針は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有するものです。	(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本方針としての位置付け	
	(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付け 本指針は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）第 8 条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有するものです。	(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付け	
	(4) いわて県民計画（2019～2028）との関係 本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第 1 期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。 また、本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「健康・余暇」分野をはじめ、各政策分野の文化芸術振興に関する施策を、条例（第 3 条）に基づき、横断的に進めるものです。	(4) いわて県民計画（2019～2028）との関係 ・第 2 期アクションプラン	【時点修正】
4 指針の適用期間	この指針の適用期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。	・適用期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間	【時点修正】

Ⅱ 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

	現行指針	新指針 〔現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載〕	備考
1 社会情勢等 の変化	(1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行 本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは、自然減と社会減があいまって人口が減少しており、令和元年10月1日時点の総人口は約123万人となっています。 人口の減少は、各地域において需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。 また、少子高齢化の影響や過疎化の進行により、県内の多くの民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸術活動の縮小が懸念されています。 こうした中、県では、平成27年10月に「岩手県人口ビジョン」を策定して、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は若年女性の減少と出生率の低迷が原因であり、社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析するとともに、人口減少に歯止めをかけ、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しています。	(1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行 ・令和5年10月1日時点の総人口は約116万人	【時点修正】 ・最終的には、令和6年10月1日時点の総人口に修正する見込み
	(2) 東日本大震災津波からの復興の進展 東日本大震災津波からの復興に当たって、文化芸術の果たす役割の大きさが改めて認識されました。 沿岸地域では、平成29年12月には釜石市民ホール「TETTO」、平成30年6月には大槌町文化交流センター「おしゃっち」が開館したほか、令和2年度には、陸前高田市市民文化会館が開館し、文化ホール等の復旧・整備が完了する予定です。 また、復興支援を契機として、県内各地で、国内外の著名な芸術家等との文化交流の機会が生まれているほか、新たな芸術祭やイベントなどが開催されています。 被災した民俗芸能団体に対しては、破損、逸失した備品などの整備や、活動場所の復旧への支援などにより、活動環境の復旧・整備が進んでいます。	(2) 東日本大震災津波からの復興の進展 ・陸前高田市市民文化会館「奇跡の一本松ホール」が開館し、文化ホール等の復旧・整備が完了 ・県と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団との連携に関する協定書の締結	
		(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響 ・文化芸術イベントの中止・延期・規模縮小 ・海外との交流の停滞 ・地域における年中行事の中止 ・新型コロナウイルスの5類感染症移行後も活動を休止する団体があり、影響が継続	
	(3) 文化芸術への関心の高まり 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019TMなどの大規模な大会を契機として民俗芸能公演や障がい者による芸術作品の展示など、様々な文化プログラムが実施されたほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本文化への注目が集まっています。 また、本県ゆかりの作家や芸術家が目覚ましく活躍しており、芥川龍之介賞の連続受賞や国内外のピアノコンクールでの活躍などにより、文化芸術への関心が高まっています。	(4) 文化芸術への関心の高まり ・2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）や「日本博2.0」の開催 ・合唱の小・中学校、高等学校ともに全国レベルの大会での金賞獲得 ・器楽での全国コンクール優勝やグランプリ獲得 ・全国高等学校総合文化祭での活躍	
	(4) 世界遺産登録等の取組の進展 平成23年に登録された「平泉の文化遺産」に加え、平成27年には、橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されました。 更には、「平泉の文化遺産」の拡張登録と、御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の本県3つ目となる世界遺産登録を目指す取組が進められています。 また、ユネスコ無形文化遺産では、平成21年に登録された「早池峰神楽」に加え、平成30年には吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が登録されました。それに続き、念仏剣舞、鬼剣舞などを含む「風流」の登録に向けた取組が進められています。	(5) 世界遺産登録の取組の進展 ・北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）の世界遺産登録 ・永井の大念仏剣舞、鬼剣舞を含む「風流踊」のユネスコ無形文化遺産への登録	
2 県や国の動き	(1) 文化スポーツ部の新設 本県では、各部局が担当していた文化やスポーツの分野を一元化し、総合的に施策を推進するとともに、重要な観点である地域活性化にもつなげることを目的に、平成29年度から、専担組織である文化スポーツ部を設置しました。		〔削除〕
	(2) 岩手県民計画（2019～2028）の策定 平成31年3月に、県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す最上位の計画であり、行政だけでなく、県民、企業、NPOなどのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取組を進めていくビジョンとなるものとして、いわて県民計画（2019～2028）が策定されました。	(1) 岩手県民計画（2019～2028）の第2期アクションプランの策定	
		(2) 平泉世界遺産ガイドダンスセンターの開館 ・令和3年11月、「平泉の文化遺産」の価値を広く伝え、後世へ継承する施設として開館	

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考
	(3) 文化芸術基本法の成立 平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布、施行され、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との連携が加えられたほか、地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされ、平成 30 年 3 月には、国において「文化芸術推進基本計画」が策定されました。		[削除]
	(4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立 平成 30 年 6 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたほか、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされ、平成 31 年 3 月には、国において「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。		[削除]
		(3) 文化庁の組織改革と機能強化 ・平成 30 年 6 月に文部科学省設置法が改正 ・令和 5 年 4 月に文化庁が京都府に移転	
		(4) 文化観光推進法の制定 ・令和 2 年 4 月に文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が制定	
		(5) 文化財保護法の改正 ・無形文化財及び無形の民俗部員家財の登録制度等の新設	
		(6) 文化芸術推進基本計画（第 2 期）の策定 ・文化芸術を通じた地方創生の推進 ・デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	
		(7) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）の策定 ・障害のある人による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開 ・文化施設・福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害のある人が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実 ・地域での障害のある人による文化芸術活動の推進体制の構築	
3 状況 施策 の 取組	第 2 期指針の取組状況について記載	第 3 期指針の取組状況について記載 (詳細：資料 2-3 のとおり)	
4 関文 す化 る芸 意術 識に	(1) 文化芸術に関する意識調査 希望郷いわてモニターアンケートの結果を記載	(1) 文化芸術に関する意識調査 希望郷いわてモニターアンケートの結果を記載	
	(2) 関係団体との意見交換 関係団体等との意見交換の結果を記載	(2) 関係団体との意見交換 関係団体等との意見交換の結果を記載	
	(3) 課題の抽出 (1) (2) の内容を踏まえ課題を抽出	(3) 課題の抽出 (1) (2) の内容を踏まえ課題を抽出	

Ⅲ 基本的方向性

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考
1 目 基 標 本	豊かな歴史や文化を受け継いで県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる魅力あふれる岩手		
	岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。		
2 基 本 理 念	条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たっての考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。		
	・ 文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興		
	・ 県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮		・ 条例第2条第1項
	・ 県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備		・ 条例第2条第2項
	・ 県民の共通財産としての将来世代への継承		・ 条例第2条第3項
	・ 文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進		・ 条例第2条第4項
	・ 県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働		・ 条例第2条第5項
3 各 分 野 等 に お け る 目 指 す 姿	条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通して、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。		・ 条例第2条第6項
	(1) 芸術・芸能 文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）		
	① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めることができる環境にある。		
	② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。		
	③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。		
	④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。		
	⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。		
	⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。		
	(2) 伝統文化 文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術		
	① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。		
	② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。		
	③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。		
	④ 全ての指定文化財や優れた民俗芸能等の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。		
	⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。		
	(3) 生活文化 茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化		
	① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。		

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考
	② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。		
	③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。		
	④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。		
	⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。		
	(4) 景観 地域の歴史的又は文化的な景観		
	① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。		
	② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。		
	③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。		
	④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。		
4 施策の 基本方向	岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」の5つを施策の基本方向とします。		
	(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の文化芸術活動の復興を支援していくとともに、復興支援を契機として生まれた交流を定着させていくことが必要です。 本県の自然や歴史・風土に育まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。 また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていくことが必要です。	(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 ・復興の絆を生かした文化交流の推進 ・観光分野をはじめとした幅広い分野への文化財の活用	
	(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。 そのため、居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ、活動できるよう支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。	(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 ・デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実	
	(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術の情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。 また、「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティーを国内外に発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。	(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 ・岩手の魅力ある文化情報の発信を充実	
	(4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 文化芸術の振興のためには、企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが重要です。また、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等の機能（アーツカウンシル機能）を備えた官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。 文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。	(4) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進 ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づいた活動促進	
	(5) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進 文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。平成30年の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、本県においても障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していくことが必要です。	(5) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 ・関係機関の「組織」や「地域」を超えた連携	

内容入替

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考
5 施策 体系	1～4の図	1～4の図	

IV 施策の具体的推進 [見出しのみ記載]

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考（事務局案）
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	（１）東日本大震災からの復興と文化交流の推進	（１）東日本大震災からの復興と <u>復興の絆を生かした文化交流の推進</u>	★ 重点的取組事項（１）
	（２）世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進	（２）世界遺産の保存管理・活用と <u>拡張登録に向けた取組の推進</u>	★ 重点的取組事項（２）
		<u>（３）世界遺産を活用した文化観光の推進</u>	★ 重点的取組事項（３）
	（３）民俗芸能の保存・継承の支援	（４）民俗芸能の保存・継承の支援	★ 重点的取組事項（４）
	（４）文化財等の保存と活用	<u>（５）文化財等の保存と活用</u>	
	（５）文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進	<u>（６）文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進</u>	
	（６）文化芸術を通じた交流の推進	<u>（７）文化芸術を通じた交流の推進</u>	
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	（１）県民の文化芸術活動の支援	（１）県民の文化芸術活動の支援	
	（２）優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施	（２）優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施	
	（３）児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援	（３）児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援	
	（４）若者の文化芸術活動の支援	（４）若者の文化芸術活動の支援	
	（５）高齢者の文化芸術活動の支援	（５）高齢者の文化芸術活動の支援	
	（６）障がい者による文化芸術活動の支援	（６）障がい者による文化芸術活動の支援	
		<u>（７）デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実</u>	★ 重点的取組事項（５）
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	（１）県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信	（１）県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信	
	（２）自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載	（２）自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載	
		<u>（３）文化観光の取組を生かした情報の発信</u>	
	（３）国内外における公演や展示などへの支援	<u>（４）国内外における公演や展示などへの支援</u>	
	（４）大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施	<u>（５）大型イベントなどを活用した文化プログラムの実施</u>	

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考（事務局案）
4 旧…新… 障がい者の文化芸術活動の推進 支援体制の構築	4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	4 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	
	(1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成	(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援	★ 重点的取組事項（6）
	(2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成	(2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実	
	(3) 岩手県文化振興基金 による文化芸術活動の支援	(3) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信	
	(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充	(4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載	
	(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築	(5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援	
5 旧…新… 障がい者の文化芸術活動の推進 支援体制の構築	5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	5 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	
	(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援	(1) 文化芸術活動の <u>活性化を図るための支援</u>	
	(2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実	(2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成	
	(3) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信	(3) 岩手県文化振興基金 による文化芸術活動の支援	
	(4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載	(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充	
	(5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援	(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築	★ 重点的取組事項（7）
6 重点的取組事項	(1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進	(1) 東日本大震災からの復興と <u>復興の絆を生かした文化交流の推進</u>	
	(2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進	(2) 世界遺産の保存管理・活用と <u>拡張登録に向けた取組の推進</u>	
		<u>(3) 世界遺産を活用した文化観光の推進</u>	
	(3) 民俗芸能の保存・継承の支援	(4) 民俗芸能の保存・継承の支援	
		<u>(5) デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実</u>	
	(4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援	(6) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援	
	(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築	(7) 官民一体による文化芸術推進体制の構築	

内容入替

V 指針の推進 [見出しのみ記載]

	現行指針	新指針 [現時点で修正・追加が見込まれる事項について記載]	備考（事務局案）
1 多様な主体が参画した文化芸術の推進	岩手の文化芸術を振興していくためには、県民、企業、団体、文化施設、教育機関、行政等が互いに連携、協力して取り組んでいくことが重要です。これまでも地域社会を構成する様々な主体が参画し、地域の歴史的、文化的、経済的、人的資源を活用しながら、文化芸術の取組を進めてきました。 また、文化芸術の取組を進める過程で、文化芸術が持つ多様な価値観の尊重や他者との相互理解が進むという機能により、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を重視する視点が大切です。		
	（１）地域（地域住民）の主な役割	（１）地域（地域住民）の主な役割	
	（２）企業等の主な役割	（２）企業等の主な役割	
	（３）文化芸術活動団体の主な役割	（３）文化芸術活動団体の主な役割	
	（４）民間団体等の主な役割	（４）民間団体等の主な役割	
	（５）文化施設等の主な役割	（５）文化施設等の主な役割	
	（６）学校・教育機関等の主な役割	（６）学校・教育機関等の主な役割	
	（７）市町村の主な役割	（７）市町村の主な役割	
	（８）県の責務と主な役割	（８）県の責務と主な役割	
2 施策の評価	指針に基づく施策の着実かつ継続的な実施を図るため、施策の取組状況を単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを行います。 評価・検証に当たっては、指標を拠りどころとして、全体の進捗状況を把握するとともに、岩手県文化芸術振興審議会において指針の推進状況を審議いただきながら、施策の立案に生かしていきます。 また、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時、指標の見直しなども検討していきます。		

第 3 期岩手県文化芸術振興指針における施策の取組状況

令和 2 年 3 月に策定された第 3 期岩手県文化芸術振興指針に掲げる 5 つの「施策の基本的方向」の具体的施策の進捗状況を図るため設定した「指標」の実績と令和 2 ～ 5 年度の主な取組状況を取りまとめました。

なお、令和 5 年度の実績値は、暫定値です。

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
世界遺産等の来訪者数	千人	目標	927	937	950	712	805
		実績	444	417	693	778	—

- ・ 世界遺産等の来訪者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けましたが、令和 4 年度以降は、回復傾向にあります。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕	人	目標	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
		実績	2,380	2,947	3,996	5,196	—

- ・ 「世界遺産授業」の受講者数は、おおむね順調に受講者数を伸ばしており、世界遺産の価値普及に貢献しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕	箇所	目標	5	10	10	15	20
		実績	0	25	25	25	—

- ・ 文化遺産ネットワーク構成資産数は、令和 3 年度に 25 件（鉄文化ネットワーク）となり、目標を達成しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
民俗芸能ネットワーク構成団体数	団体	目標	396	396	396	393	393
		実績	404	393	393	422	—

- ・ 民俗芸能ネットワーク構成団体数は、微減していましたが、令和 5 年度に民俗芸能団体連合組織の新規加盟があったため、団体数が増加しました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者〔累計〕※	人	目標	1,600	5,455	7,505	11,015	14,655
		実績	1,232	6,680	8,756	12,308	—

※ R3以降の実績値には、オンライン鑑賞者を含む。

- ・ 岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けましたが、令和 3 年度からオンライン配信を開始したことで鑑賞者が増加しました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
国、県指定文化財件数	件	目標	573	577	581	580	583
		実績	572	574	579	584	—

- ・ 国、県指定文化財件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって生じた指定推進調査の遅れにより、県文化財保護審議会に諮問できなかったため、令和2年度から令和4年度までの間は、目標値に届きませんでしたが、令和5年度は目標を上回りました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
コミックいわて WEB 訪問者数	人	目標	190,000	193,000	196,000	199,000	202,000
		実績	156,219	184,304	114,080	144,341	—

- ・ コミックいわて WEB 訪問者数は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による大型イベントの現地開催中止に伴うPR機会の減少等により目標値に届きませんでした。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	回	目標	30	32	34	36	38
		実績	16	30	32	41	—

- ・ 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けましたが、令和3年度、令和4年度には動画活用するなど伝承活動を推進し、令和5年度は目標を上回る活動を行いました。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)	千人	目標	3,355	2,144	3,375	2,440	2,760
		実績	2,144	1,638	2,266	—	—

- ・ 観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)は、令和2年度から令和4年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国内外の移動制限や外出自粛の影響が大きく、目標を達成できませんでした。

【その他の取組状況】

- ・ 復興の絆コンサート、さんりく音楽祭、楽しいオーケストラ in 岩手などの復興の絆を生かしたコンサートを開催しました。
- ・ 令和5年に本県と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団が、クラシック音楽の普及と音楽活動を通じた岩手県の文化芸術の振興を図ることを目的とした連携協定を締結しました。
- ・ 令和3年に御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群が世界遺産に登録され岩手県内の世界遺産が3か所になりました。

- ・ 令和4年に永井の大念仏剣舞、鬼剣舞を含む風流踊がユネスコの無形文化遺産に登録されました。
- ・ 令和3年に平泉世界遺産ガイダンスセンターが開館しました。また、平泉の文化遺産を活用した文化観光を推進するため、いわて平泉歴史文化観光地域計画を取りまとめました。
- ・ 岩手県民俗芸能フェスティバルの開催や北海道・東北ブロック民俗芸能大会への団体派遣などを通じて、民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場を確保しました。
- ・ 令和2年度から令和4年度までの間に開催された岩手県民俗芸能フェスティバルでは、首都圏の民俗芸能団体との交流を行いました。
- ・ 地域の景観点検や景観学習を行ったほか、まちづくりアドバイザーの派遣を実施しています。
- ・ 著名料理人を招へいした産地視察やフュージョンディナーと体験がセットになった三陸フュージョン料理ツアーを令和4年度に実施したほか、HP等を活用し、郷土食の情報発信を行っています。
- ・ 令和3年度には、東北ディスティネーションキャンペーンの機会を生かし、地域の事業者等と連携して民俗芸能や重要文化財などを活用した特別企画を実施するとともに、各コンテンツを生かした広域周遊モデルルートの設定や東北ディスティネーションキャンペーン特設サイト等での情報発信を行いました。

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、想像できる環境の整備

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手芸術祭参加者数※〔累計〕	人	目標	49,000	71,000	93,000	113,000	133,000
		実績	41,796	55,221	77,010	99,295	—

※ R3以降の実績値には、オンライン鑑賞者を含む。

- ・ 岩手芸術祭参加者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けましたが、令和3年度から総合フェスティバルのオンライン配信などを実施し、令和4年度以降はおおむね順調に推移しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
県内の公立文化施設※における催事数	件	目標	1,358	1,372	1,385	1,223	1,305
		実績	583	997	1,064	1,798	—

※ R4以前:12施設、R5以降:14施設

- ・ 県内の公立文化施設における催事数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館、入場制限や活動自粛等により、大きく影響を受けましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された令和5年度は回復しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
文化施設入場者数※	千人	目標	172	174	176	126	145
		実績	161	33	77	128	—

※ 岩手県公立文化協会所属文化施設における自主事業の入場者数

- 文化施設入場者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館、入場制限や活動自粛等により、大きく影響を受けましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された令和5年度は、催事数、入場者数ともに回復しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
子どものための芸術家派遣事業公演数 〔累計〕	件	目標	131	198	266	328	392
		実績	115	172	244	307	—

- 子どものための芸術家派遣事業公演数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け目標値に届きませんでしたが、令和4年度以降は回復傾向にあります。

指標名	単位			R2	R3	R4	R5	R6
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合（小・中・高校生）	%	目標	小	74	76	77	72	73
			中	74	76	78	69	70
			高	82	84	86	77	79
		実績	小	72	69	71	69	—
			中	68	65	68	64	—
			高	—	68	69	76	—

- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味がわいたと感じている児童生徒の割合は、文化芸術に関する鑑賞会等を実施する学校はコロナ禍に比べ増加しましたが、各学校において学校行事の精選等の教育課程の見直しが進んでいる中で、伝統芸能活動に取り組む機会が減少するなどの影響があり、目標値に届きませんでした。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県障がい者文化芸術祭出展数 〔累計〕	件	目標	635	960	1,290	1,635	1,980
		実績	701	1,037	1,394	1,756	—

- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数は、毎年度目標値を超える出展があり、障がい者の創作活動が活発に行われています。

【その他の取組状況】

- 復興の絆を生かして開催するさんりく音楽祭や楽しいオーケストラ in 岩手では、県内の児童・生徒がオーケストラと共演するなど、次世代育成の取組を進めています。

- ・ 若者の文化芸術活動を支援する若者文化振興事業費補助の実施やいわてネクストジェネレーションフォーラムの開催により、若者の活動内容を県内外に発信しています。
- ・ 高齢者が文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めるため、岩手県民長寿文化祭を開催しています。

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
文化情報関連 SNS フォロワー数※	人	目標	5,300	5,600	5,900	11,600	12,000
		実績	5,273	5,636	6,060	11,673	—

※ フォロワー数をカウントしている SNS の種類 R4以前:3、R5以降:7

- ・ 文化芸術関連の SNS フォロワー数は、順調に増加しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数	人	目標	411,000	414,000	417,000	420,000	423,000
		実績	355,425	437,297	416,409	452,442	—

- ・ 「いわての文化情報大事典」のホームページ訪問者数は、当該大事典の各種 SNS に動画等のコンテンツを掲載し、ホームページを訪問せずに情報にアクセスできる構成としたことから、令和2年度は訪問者数が伸びませんでした。令和3年度以降はおおむね順調に推移しています。

【その他の取組状況】

- ・ いわてマンガプロジェクトにより、本県の魅力を国内外に発信しています。また、本県の魅力を発信する事業として、ミセテイワテ動画コンテストなどを実施しました。
- ・ 県立美術館・県立博物館では、ホームページや SNS、テレビ、ラジオなどを通じて、企画展やイベントの周知等を行っているほか、美術館では所蔵品の画像での公開、博物館ではバーチャルツアーの公開など WEB を活用した取組を実施しています。

4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕	件	目標	815	1,730	2,265	2,805	3,350
		実績	1,196	1,824	2,600	3,314	—

- ・ 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数は、順調に増加しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
アートマネジメント研修参加者数〔累計〕※	人	目標	80	113	153	203	253
		実績	57	124	185	254	—

※ R3以降の実績値には、オンライン参加者を含む。

- ・ アートマネジメント研修参加者数は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、令和3年度から参加者はおおむね順調に推移しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館)の利用者数	人	目標	453,500	193,000	462,500	429,000	44,000
		実績	188,966	340,028	390,068	604,650	—

- ・ 県立文化施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、休館、利用制限や活動自粛など影響を大きく受けましたが、令和5年度以降は、回復傾向にあります。

【その他の取組状況】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により県立文化施設の利用機会が減少したことから、利用料金収入減少等に伴う減収分について指定管理料の増額を行いました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた文化芸術団体の活動を支援するため、いわて文化芸術活動支援事業費補助及びいわて文化施設利用促進事業費補助を実施しました。
- ・ 岩手県文化芸術コーディネーターを県内5か所に配置し、文化芸術活動に係る相談に対応しました。令和6年度からは、新たに市町村ヒアリングや地域課題の解決に向けた支援など、地域の実情に合わせた支援に取り組んでいます。

5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
【再掲】岩手芸術祭参加者数〔累計〕※	人	目標	49,000	71,000	93,000	113,000	133,000
		実績	41,796	55,221	77,010	99,295	—

※ R3以降の実績値には、オンライン鑑賞者を含む。

- ・ 岩手芸術祭参加者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けましたが、令和3年度から総合フェスティバルのオンライン配信などを実施し、令和4年度以降はおおむね順調に推移しています

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
【再掲】岩手県障がい者芸術祭出展数 〔累計〕	件	目標	635	960	1,290	1,635	1,980
		実績	701	1,037	1,394	1,756	—

- ・ 岩手県障がい者文化芸術祭出展数は、毎年度目標値を超える出展があり、障がい者の創作活動が活発に行われています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
岩手県障がい者音楽祭参加団体数※	団体	目標	16	17	18	10	12
		実績	—	5	10	16	—

※ R3 はオンラインでの実施。

- ・ 岩手県障がい者音楽祭参加団体数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けたため、令和2年度から令和4年度までは目標値に届きませんでした。令和5年度の音楽祭も感染拡大防止対策を行いながらの開催となりましたが、参加団体数はコロナ禍前の水準まで回復しています。

指標名	単位		R2	R3	R4	R5	R6
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数〔累計〕	人	目標	80	120	160	205	250
		実績	138	179	216	248	—

- ・ 障がい者の文化芸術活動支援者育成研修受講者数は、概ね順調に推移しています。

【その他の取組状況】

- ・ 障がい者芸術活動支援センター「かだあると」を設置し、障がい者の文化芸術活動に係る相談対応、創作活動を支援する職員等の育成や相互のネットワークを形成するための意見交換会やワークショップを開催しました。
- ・ 障がい者の権利保護に関する研修会、施設事業所等の管理者に対する普及啓発のための研修会を実施し、障がい者が文化芸術活動に取り組むための支援体制の充実を図りました。
- ・ いわてアール・ブリュット巡回展を開催したほか、令和4年には首都圏で作品展示を行い、本県のアール・ブリュットの魅力を県外に発信しました。また、デジタル展覧会も開催し、多くの人が本県の作家たちによるアール・ブリュット作品に触れる機会を創出しました。

第3期岩手県文化芸術振興指針の概要

Ⅰ 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	
1 指針策定の趣旨 岩手県文化芸術振興指針は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため定めるものである。現行の第2期指針は、平成27～31年度を計画期間としており、本年度はその最終年度となることから、県や国の動き、社会経済情勢等の変化を踏まえた上で、第3期の指針を策定する	
2 対象とする文化芸術の範囲 「芸術・芸能」「伝統文化」「生活文化」	3 指針の位置付け 岩手県文化芸術振興基本条例に基づく指針 文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方自治体の計画
4 指針の適用期間 令和2年度から令和6年度（5年間）	

Ⅱ 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	
1 社会経済情勢等の変化 (1)人口の減少と少子高齢化の急速な進行（2）東日本大震災津波からの復興の進展（3）文化芸術への関心の高まり (4)世界遺産登録等の取組の進展	
2 県や国の動き (1)文化スポーツ部の新設（2）いわて県民計画(2019～2028)の策定（3）文化芸術基本法の成立（4）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立	
3 施策の取組状況 第2期岩手県文化芸術振興指針に掲げる4つの「主な施策方向」ごとの、これまでの主な取組状況	
4 文化芸術に関する意識 (1)希望郷いわてモニターの方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要 (2)市町村、芸術文化協会、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通した活動の現状や課題等の把握 (3)意識調査と意見交換を踏まえた課題の抽出	

Ⅲ 基本的方向性	
1 基本目標 豊かな歴史や文化を受け継いで 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる 魅力あふれる岩手	
2 基本理念 ①文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興 ②県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮 ③県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備 ④県民の共通財産としての将来世代への継承 ⑤文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進 ⑥県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働 ⑦文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映	
3 各分野等における目指す姿 「芸術・芸能」「伝統文化」「生活文化」の3つの分野と、歴史的、文化的な「景観」の目指す姿を記載	
4 施策の基本方向 (1)岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 (2)県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 (3)日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 (4)文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 (5)障がい者による文化芸術活動の総合的推進	
5 施策体系 基本目標から、施策の基本方向と具体的推進までを施策体系として整理	

Ⅳ 施策の具体的推進		（★重点的取組事項）
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進		
(1)東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 ★ （三陸防災復興プロジェクト2019を契機とした交流の展開等） (2)世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 ★ （「北海道・北東北の縄文遺跡群」の新規登録、「平泉の文化遺産」の拡張登録へ向けた取組等） (3)民俗芸能の保存・継承の支援 ★ （国内外に向けた民俗芸能の魅力の発信） (4)文化財等の保存と活用 （保存と活用に関する大綱の策定、適切な保存管理への支援等） (5)文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進 （合唱、民謡、箏曲、市民参加劇、舞踊、民俗芸能、マンガなどを通じた文化振興の推進等） (6)文化芸術を通じた交流の推進 （アーティスト・イン・レジデンス※1の促進等）		指標の例 - 世界遺産等の来訪者数 - 岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備		
(1)県民の文化芸術活動の支援 （芸術体験イベントの実施、文芸活動の振興） (2)優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施 (3)児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援 (4)若者の文化芸術活動の支援 (5)高齢者の文化芸術活動の支援 (6)障がい者による文化芸術活動の支援 （障がい者芸術活動支援センターを核とした支援等）		指標の例 - 岩手芸術祭参加者数 - 文化施設入場者数
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信		
(1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信 (2)自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (3)国内外における公演や展示などへの支援 (4)大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施 （東京オリパラを契機とした魅力発信）		指標の例 - 文化芸術関連SNSフォロワー数 「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築		
(1)文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成 (2)文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成 (3)岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援 (4)県立文化施設の整備や機能の拡充 (5)官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★ （岩手版アーツカウンシル※2の構築）		指標の例 - アートマネジメント 研修参加者数 - 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進		
(1)障がい者による創造性あふれる創作活動の支援 ★ （アール・ブリュット※3の展示会の開催、支援者の育成等） (2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実 (3)県文化芸術ホームページやSNS等による情報の発信 (4)自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (5)岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援		指標の例 - 岩手県障がい者文化芸術祭出展数 - 岩手県障がい者音楽祭参加団体数

Ⅴ 指針の推進	
1 多様な主体が参画した文化芸術の推進 地域、企業、団体、文化施設、学校・教育機関、市町村、県等の役割を記載	
2 施策の評価 各年度の成果は、岩手県文化芸術振興審議会において報告・審議	
※1 アーティスト・イン・レジデンス:各種の芸術制作を行う芸術家等が、一定期間ある土地に滞在しながら作品の創作活動を行う取組。 ※2 アーツカウンシル:1946年に英国で生まれた組織で、美術、演劇、音楽、文学などの団体やプロジェクトに対する助成を基軸に、専門的な立場から行政と協力して、文化芸術への支援策をより有効に機能させ文化振興の取組を牽引する組織。 ※3 アール・ブリュット:「生(き)の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術。	

第 3 期岩手県文化芸術振興指針

岩 手 県

はじめに



文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性を育みます。

とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となるものです。

県では、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 20 年に岩手県文化芸術振興指針を策定し、その後、東日本大震災津波の発災を受け、平成 27 年に被災地の文化芸術活動の復旧支援などを盛り込んだ第 2 期の指針を策定しました。

この第 2 期指針策定からこれまでの間、岩手県においては、橋野鉄鉱山を含む明治日本の産業革命遺産が世界文化遺産に登録されたほか、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会やラグビーワールドカップ 2019™ 岩手・釜石開催が行われ、これに併せて民俗芸能の公演やアール・ブリュットの展覧会などの文化プログラムも実施されるなど、岩手の文化芸術が人々の注目を集めました。

一方、国においては、平成 29 年に観光やまちづくり、国際交流等の関連分野と連携した政策展開を新たに盛り込んだ文化芸術基本法や、平成 30 年に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立するなど、今後、文化芸術に関する多様な施策の推進が求められています。

こうした社会経済情勢の変化や国の法律制定の流れなどを踏まえ、岩手県文化芸術振興審議会や市町村、関係団体、県民の皆様から御意見をいただきながら、この度、第 3 期岩手県文化芸術振興指針を策定しました。

この指針では、基本目標を「豊かな歴史や文化を受け継いで 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる 魅力あふれる岩手」とし、世界遺産や民俗芸能など岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と国内外との交流の推進、アーツカウンシルなどの文化芸術の総合的な支援体制の構築、障がい者による創造性あふれる文化芸術活動の支援などに取り組むこととしました。

東日本大震災津波からの復興に文化芸術が大きな力となってきた経験を踏まえ、改めて岩手の文化芸術の普遍的価値を認識、継承し、時代時代の新たな動きを取り入れながら、更に発展させていくことが重要です。

県民の皆様や多様な主体との連携と協働の下、文化芸術の振興に資する施策を推進してまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

岩手県知事

達増拓也

目 次

I	岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1
1	指針策定の趣旨	1
2	対象とする文化芸術の範囲	2
3	指針の位置付け	3
4	指針の適用期間	3
II	岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	4
1	社会経済情勢等の変化	4
2	県や国の動き	5
3	施策の取組状況	6
4	文化芸術に関する意識	8
III	基本的方向性	14
1	基本目標	14
2	基本理念	14
3	各分野等における目指す姿	15
4	施策の基本方向	17
5	施策体系	20
IV	施策の具体的推進	22
1	岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	22
2	県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	25
3	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	27
4	文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	28
5	障がい者による文化芸術活動の総合的推進	29
6	重点的取組事項	31
V	指針の推進	38
1	多様な主体が参画した文化芸術の推進	38
2	施策の評価	40
	〔指標と目標値一覧〕	41
資料1	岩手県文化芸術振興基本条例	43
資料2	文化芸術基本法	49
資料3	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	54
資料4	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	57
資料5	文化芸術に関する県民意識調査結果の概要	60
資料6	岩手県文化芸術振興審議会委員名簿	75
資料7	岩手県文化芸術振興審議会における審議経過	76
資料8	指針策定に当たっての意見募集結果	77

I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

1 指針策定の趣旨

ここ岩手の地では、雄大な山々や母なる大河北上川、豊かな穀倉地帯、三陸の海など、岩手の変化に富んだ大地と風土が多様な生活文化を育み、交流により磨かれた共生の文化を築いてきました。

このように岩手に根付いた文化の基礎は、縄文時代まで遡ることができ、この地には、自然の移り変わりに寄り添いながら、人々が長期にわたって定住生活を続けてきた御所野遺跡など、縄文文化の宝庫と呼べるほど膨大な遺跡が分布しています。

また、自然豊かな岩手は、かつて金や鉄に代表される資源と馬や漆などの特産品に恵まれていました。この恵みに支えられ、前九年・後三年合戦の後に平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいた寺院・庭園が造られるなど独自の黄金文化が花開きました。

近世になり、良質の砂鉄と燃料となる木材が豊富な北上山地では「たたら製鉄」が盛んとなり、その後、釜石などでは鉄鉱石を原料とした洋式高炉による製鉄も行われ、全国へと広がりました。

近代に入って、本格的政党内閣を築いた原敬、「武士道」など優れた著書を残した新渡戸稲造、水沢緯度観測所¹を建設した田中館愛橘、また文学、芸術の世界で多くの優れた作品を残した石川啄木²、宮沢賢治、萬鐵五郎など、今もって国内に加えて海外にも名を馳せる多彩な先人が輩出されました。

一方で、岩手には、日本最大の一木造りで北方を守護する兜跋毘沙門天立像に代表される優れた仏像の数々があり、また、神仏に無病息災、五穀豊穰、魔霊退散などを祈る儀式の中でそれぞれの地域で鹿踊、剣舞、神楽などが奉納され、小正月の田植踊りやえんぶりなどの予祝芸能や、盆の念仏踊りなどの先祖供養のように、人々の生活に密着した祭りや民俗芸能が数多く生まれました。

岩手の文化芸術は、こうした豊かな歴史の積み重ねと時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っています。

物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、人々や地域の絆の大切さが強く求められている今日においてこそ、岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させることは極めて重要な意義を持っています。

県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成20年3月に岩手県文化芸術振興基本条例(平成20年岩手県条例第5号)を制定しました。

¹ 水沢緯度観測所：現在の国立天文台水沢 VLBI 観測所の前身。

² 石川啄木：啄の字は口偏に豕。

この条例制定を受けて、同年 12 月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定しました。

平成 27 年 3 月には、第 2 期の指針を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等の皆さんとともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。

第 2 期の指針の期間には、明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）の世界遺産登録、東日本大震災津波からの復興支援を契機とした国内外との交流の進展、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019、ラグビーワールドカップ 2019™等の開催を契機とした文化芸術プログラムの充実など、文化芸術の振興に関する様々な出来事がありました。

また、国においては、文化芸術基本法や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立しました。

本県においても、文化スポーツ部が新設され、また、新しい県の総合計画として「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指すいわて県民計画（2019～2028）が策定されるなど、文化行政をめぐる動向にも大きな変化がありました。

このため、第 2 期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、文化芸術の面からも、幸福を守り育て、次世代へと引き継いでいく不断の取組を進めるため、今後 5 年間の文化芸術振興に関する総合的な目標及び施策の方向等を示す第 3 期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。

2 対象とする文化芸術の範囲

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能、道徳、宗教、政治、経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりです。

【芸術・芸能】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

【伝統文化】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

【生活文化】

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

3 指針の位置付け

(1) 基本的な考え方

この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「文化芸術振興指針」として策定するものです。

(2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本指針は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有するものです。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付け

本指針は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）第 8 条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有するものです。

(4) いわて県民計画（2019～2028）との関係

本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第 1 期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。

また、本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「健康・余暇」分野をはじめ、各政策分野の文化芸術振興に関する施策を、条例（第 3 条）に基づき、横断的に進めるものです。

4 指針の適用期間

この指針の適用期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

Ⅱ 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

1 社会経済情勢等の変化

(1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行

本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは、自然減と社会減があいまって人口が減少しており、令和元年10月1日時点の総人口は約123万人となっています。

人口の減少は、各地域において需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。

また、少子高齢化の影響や過疎化の進行により、県内の多くの民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸術活動の縮小が懸念されています。

こうした中、県では、平成27年10月に「岩手県人口ビジョン」を策定して、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は若年女性の減少と出生率の低迷が原因であり、社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析するとともに、人口減少に歯止めをかけ、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しています。

(2) 東日本大震災津波からの復興の進展

東日本大震災津波からの復興に当たって、文化芸術の果たす役割の大きさが改めて認識されました。

沿岸地域では、平成29年12月には釜石市民ホール「TETTO」、平成30年6月には大槌町文化交流センター「おしゃっち」が開館したほか、令和2年度には、陸前高田市市民文化会館が開館し、文化ホール等の復旧・整備が完了する予定です。

また、復興支援を契機として、県内各地で、国内外の著名な芸術家等との文化交流の機会が生まれているほか、新たな芸術祭やイベントなどが開催されています。

被災した民俗芸能団体に対しては、破損、逸失した備品などの整備や、活動場所の復旧への支援などにより、活動環境の復旧・整備が進んでいます。

(3) 文化芸術への関心の高まり

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019TMなどの大規模な大会を契機として民俗芸能公演や障がい者による芸術作品の展示など、様々な文化プログラムが実施されたほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本文化への注目が集まっています。

また、本県ゆかりの作家や芸術家が目覚ましく活躍しており、芥川龍之介賞の連続受賞や国内外のピアノコンクールでの活躍などにより、文化芸術への関心が高まっています。

(4) 世界遺産登録等の取組の進展

平成 23 年に登録された「平泉の文化遺産」に加え、平成 27 年には、橋野鉄鉾山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されました。

更には、「平泉の文化遺産」の拡張登録と、御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の本県 3 つ目となる世界遺産登録を目指す取組が進められています。

また、ユネスコ無形文化遺産では、平成 21 年に登録された「早池峰神楽」に加え、平成 30 年には吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が登録されました。それに続き、念仏剣舞、鬼剣舞などを含む「風流」の登録に向けた取組が進められています。

2 県や国の動き

(1) 文化スポーツ部の新設

本県では、各部局が担当していた文化やスポーツの分野を一元化し、総合的に施策を推進するとともに、重要な観点である地域活性化にもつなげることを目的に、平成 29 年度から、専担組織である文化スポーツ部を設置しました。

(2) いわて県民計画（2019～2028）の策定

平成 31 年 3 月に、県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す最上位の計画であり、行政だけでなく、県民、企業、NPO などのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取組を進めていくビジョンとなるものとして、いわて県民計画（2019～2028）が策定されました。

(3) 文化芸術基本法の成立

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布、施行され、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との連携が加えられたほか、地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされ、平成 30 年 3 月には、国において「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

(4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

平成 30 年 6 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたほか、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされ、平成 31 年 3 月には、国において「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。

3 施策の取組状況

平成 27 年 3 月に策定された第 2 期岩手県文化芸術振興指針に掲げる 4 つの「主な施策方向」ごとに、これまでの主な取組状況を取りまとめました。

(1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

取組状況				
- 平成 29 年度の「岩手県世界文化遺産関連ポータルサイト」の整備や、平成 30 年度の県ホームページ「いわての文化情報大事典」のリニューアルにより、効果的な情報発信に努めました。 - 平成 27 年に橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録され、平成 30 年には、吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、岩手の文化芸術の価値が広く知られるようになってきています。				
県ホームページ「いわての文化情報大事典」訪問者数（人）				
H27	H28	H29	H30	
360,839	360,611	398,181	471,363	

(2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備

取組状況

(3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

取組状況				
- 文化庁及び青少年文化センターなどによる保育園、幼稚園、小中学校などへの芸術家の派遣や青少年劇場の実施などにより文化芸術の鑑賞機会を確保しています。 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体の派遣などにより、民俗芸能団体の発表の場を確保しているほか、「岩手県民俗芸能フェスティバル」では、高校生枠を増設するなど、若者の活躍の場を増やしています。 - 東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の施設や備品の整備への支援が進み、活動環境が進展してきています。 - 国内外の芸術家による訪問コンサートなどが開催されるなど、引き続き、復興を支援する文化芸術活動が行われています。				
文化庁及び青少年文化センターなどの芸術事業実施学校等数（校、件）				
	H27	H28	H29	H30
芸術家の派遣事業	2	15	8	30
青少年劇場本公演	135	134	114	117
文化振興基金被災地備品整備事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
87	91	92	92	
郷土芸能復興支援事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
20	22	22	24	

(4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

取組状況				
- 観光・教育などの文化芸術団体以外の団体も参加した「文化芸術活動支援ネットワーク会議」を県内6ヶ所で開催しており、情報共有が進められています。 - 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、ジャポニスム 2018をはじめ、様々なイベントなどで文化芸術団体が活動しているほか、文化芸術施設相互の連携による事業が実施されています。				
文化芸術活動支援ネットワーク会議参加者数等（（人・団体）延べ）				
	H27	H28	H29	H30
参加者数（延べ）	131	144	169	193
参加団体数（延べ）	84	95	139	118

4 文化芸術に関する意識

(1) 文化芸術に関する意識調査

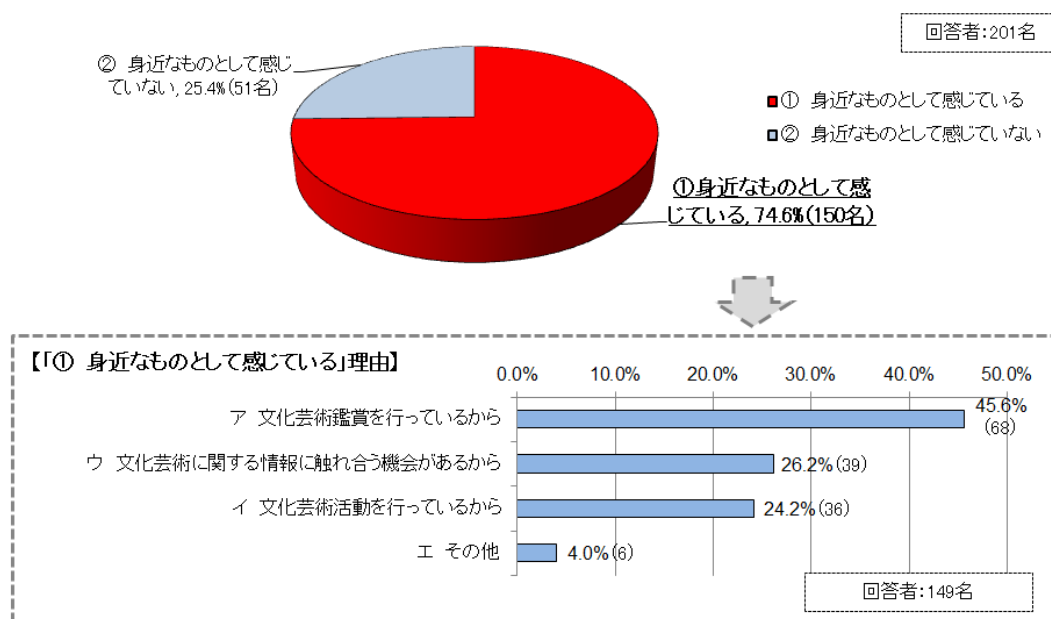
県が各種アンケートへの御協力をお願いしている県内在住の「希望郷いわてモニター」³の方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要です。

意識調査の概要

調査期間	令和元年7月10日（水）～7月24日（水）
調査方法	調査紙郵送及びインターネット
調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター 258名
回答者数	201名（77.9%）

① 文化や芸術への親近感

設 問	文化や芸術を身近なものとして感じていますか。
-----	------------------------



文化や芸術への親近感に関する設問では、74.6%の回答者が「文化芸術を身近なもの」と感じており、その理由としては「文化芸術の鑑賞を行っているから」が最も多くなっています。

³ 希望郷いわてモニター：岩手県民約300人をモニターとして委嘱し、県政に関するアンケートにお答えいただいているもの。県公式ホームページから報告書等が閲覧できる。（岩手県公式ホームページサイト内検索機能で「希望郷いわてモニター」を検索）

② 文化芸術活動等における課題

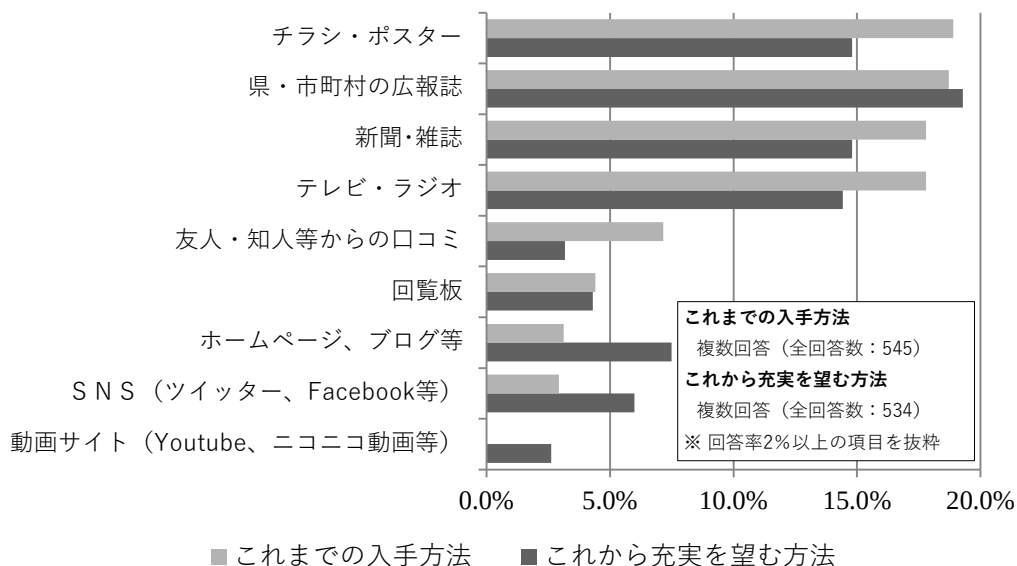
設 問	文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。
-----	--

回 答（上位4項目）	%（回答数）
次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない	16.8%（59）
催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい	13.9%（49）
地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい	13.1%（46）
鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない	13.1%（46）

文化芸術鑑賞や文化芸術活動における課題や支障についての設問では、「次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない」、「催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい」、「地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい」、「鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない」といった回答が多くなっています。

③ 情報の入手方法

設 問	文化芸術活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。
-----	-------------------------------------



文化芸術活動への参加に関する情報の入手方法についての設問では、「チラシ・ポスター」、「県・市町村の広報誌」、「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」の回答割合が高くなっています。また、これから充実を望む方法として、「ホームページ、ブログ等」や「SNS」などのインターネット関連項目の回答割合が特に高くなっており、期待が高いことが分かります。

④ 行政サポート

設 問	文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。
-----	--

回 答（上位 4 項目）	%（回答数）
若手芸術家・後継者の発掘・育成	22.0%（122）
学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充	16.0%（89）
地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成	13.3%（74）
文化芸術についての情報収集・提供	11.9%（66）

県民への行政サポートに関する設問では、「若手芸術家・後継者の発掘・育成」、「学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充」の回答割合が高くなっており、活動者、後継者（ひと）の育成と学校教育における文化芸術学習等の機会充実が望まれていることが分かります。

⑤ 望ましい将来像・理想像

設 問	岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだと考えますか。
-----	--

回 答（上位 4 項目）	%（回答数）
多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿	19.7%（112）
岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿	16.2%（92）
地域独自の文化芸術が活発に行われている姿	11.6%（66）
青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿	10.7%（61）

岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像についての設問では、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」の回答割合が高くなっています。

(2) 関係団体等との意見交換

市町村や芸術文化協会（芸文協）、岩手県文化芸術コーディネーター、岩手県芸術文化協会加盟専門団体（専門団体）などの関係団体、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通して、各主体の活動の現状や課題等について把握を行いました。

項 目	意 見	団 体
民俗芸能	出演依頼は多いが、対応できる民俗芸能団体が少なくなっている。	市町村
	コミュニティにとって、民俗芸能の必要性が希薄になっている。	芸文協
	各地域が学校と結びついて取り組んでいるのが岩手の民俗芸能の特徴となっている。	民俗芸能関係者
	民俗芸能の公演機会を増やしていく必要がある。	市町村
	後継者不足による継承問題へ対応していく必要がある。	市町村
	コーディネーターや協議会などの周辺団体を支える必要がある。	民俗芸能関係者
鑑賞機会	公演などを企画しているが、市町村面積が大きいいため、アクセスに課題がある地域もある。	市町村、芸文協
	子どもたちが文化に触れる機会を増やしていく必要がある。	市町村、芸文協
岩手芸術祭	高校生の出展者も出てくるなど若手育成の成果が出ている分野もあるが、全体的には、若い人の参加が減っている。	専門団体
	総合フェスティバルを一か所だけではなく広域圏単位での開催も検討して欲しい。	市町村
市町村芸術祭	出展者の高齢化や新規性が乏しいなどの課題がある。	市町村
	芸術祭入場者数が伸び悩んでいる。	市町村、芸文協
文化芸術団体	芸術文化協会の構成団体が減少している。	市町村、芸文協
	担い手不足対策、後継者育成が課題となっている。	市町村、芸文協、専門団体

項 目	意 見	団 体
障がい者による文化芸術活動	埋もれている作家もいる。実際に事業所等を訪れて、作家や作品を見つけることも多い。	障がい者芸術関係者
	著作権等の法的知識に関しては、家族等も含め、関わる者の意識がまだまだ低く、取組を進めることが重要である。	障がい者芸術関係者
	障がい者の方が、実際に作品を創る（創作活動をする）機会を充実する必要がある。	障がい者芸術関係者
	障がい者芸術に携わる人材を育てていく必要がある。	障がい者芸術関係者
文化財	守ってきた文化、芸術、芸能等の原形を崩さないような、保存や記録を行っていく必要がある。	市町村、芸文協
情報発信	「いわての文化情報大事典」はリニューアルだけでなくアップグレードしていくことも大事である。	コーディネーター
	若い人や海外に向けての情報発信やPRを強化していく必要がある。	市町村、芸文協
	広域でポスターを制作するなど、地域全体で情報を発信する必要がある。	市町村
人材育成	芸術祭への参加が若手の門戸となっており後継者育成に役立っている。	専門団体
	優秀な人材が流出している。県に戻って来るアーティストを増やしていく必要がある。	コーディネーター
資金調達	クラウドファンディング ⁴ 等による資金調達を考える必要がある。	市町村、専門団体
	事業への助成などの支援を推進して欲しい。	芸文協、専門団体
文化施設	ハード（施設）だけでなく運営スタッフの育成をしていく必要がある。	コーディネーター
	鑑賞や創作を行う場や施設を充実させる必要がある。	市町村
	公立文化施設の老朽化に対応する必要がある。	市町村
	文化施設の修繕に際し、社会包摂や都市計画、住民からの視点も取り入れる必要がある。	コーディネーター
芸術文化推進体制	近隣市町村との連携を検討していく必要がある。	市町村

⁴ クラウドファンディング：「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達する方法。

(3) 課題の抽出

「文化芸術に関する意識調査」及び「関係団体等との意見交換」の結果を踏まえ、指針を推進するに当たっての主な課題を次の通り抽出しました。

① 文化芸術に関する意識調査

- ・ 望ましい将来像として、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」が挙げられていること。
- ・ 文化芸術活動を身近なものとして感じている方は全体の 74.6%となっているが、それは文化芸術鑑賞や文化芸術情報に触れることによって醸成されていることから、鑑賞機会や情報発信を充実する必要があること。
- ・ インターネットを通じた情報発信の充実が望まれていること。
- ・ 次代の文化芸術の担い手、後継者の育成が十分でないことが課題として挙げられているほか、若手芸術家・後継者の発掘・育成が行政サポートとして求められていること。

② 関係団体等との意見交換

- ・ 民俗芸能団体と地域や学校とのつながりを大切にしながら、民俗芸能の公演機会の充実などにより、継承問題へ対応していく必要があること。
- ・ 市街地からのアクセスなど地域特性に配慮し、鑑賞機会の充実を図っていく必要があること。
- ・ 文化芸術団体の後継者育成が課題であり、岩手芸術祭も若手の参加が減少している傾向にあるが、一方で若手育成の効果が出ている分野もあること。
- ・ 障がい者による文化芸術の振興のためには、作家や作品の発掘とともに、支援者の人材育成が重要であること。
- ・ 若い人や海外に向けて、多様な手段による情報発信を充実させていく必要があること。
- ・ 文化芸術に携わる人材の育成を進める必要があること。
- ・ クラウドファンディングなど、文化芸術活動を支える資金の様々な調達方法を検討する必要があること。
- ・ 公立文化施設の老朽化へ対応する必要があるほか、運営スタッフの育成が重要であること。

III 基本的方向性

1 基本目標

豊かな歴史や文化を受け継いで
県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる
魅力あふれる岩手

岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。

2 基本理念

条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たっての考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。

- ・ 文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興
- ・ 県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮
- ・ 県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- ・ 県民の共通財産としての将来世代への継承
- ・ 文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- ・ 県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ・ 文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

3 各分野等における目指す姿

条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通して、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。

(1) 芸術・芸能

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めることができる環境にある。
- ② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(2) 伝統文化

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流

の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。

- ④ 全ての指定文化財や優れた民俗芸能等の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

(3) 生活文化

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

- ① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

(4) 景観

地域の歴史的又は文化的な景観

- ① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。
- ② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。
- ③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。
- ④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

4 施策の基本方向

岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」の5つを施策の基本方向とします。

(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の文化芸術活動の復興を支援していくとともに、復興支援を契機として生まれた交流を定着させていくことが必要です。

本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。

また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていくことが必要です。

(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。

そのため、居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ、活動できるよう支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。

(3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術の情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。

また、「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティー⁵を国内外に発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。

⁵ アイデンティティー：主体性。自己同一性。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。

(4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

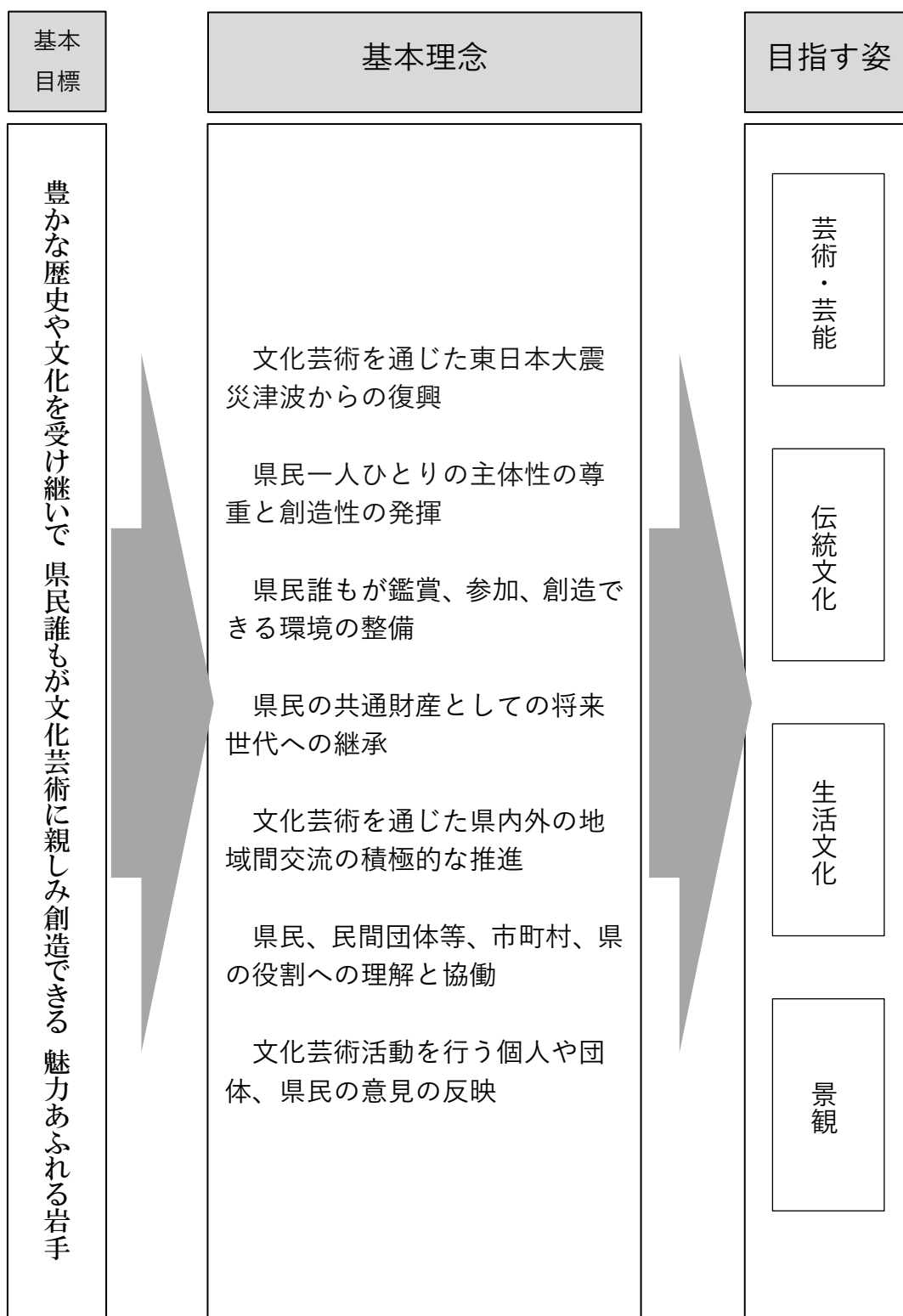
文化芸術の振興のためには、企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが重要です。また、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等の機能（アーツカウンシル機能）を備えた官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。

文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。

(5) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。平成30年の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、本県においても障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していく必要があります。

5 施策体系



施策の基本方向と具体的推進

(★重点的取組事項)

- 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進
 - (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 ★
 - (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 ★
 - (3) 民俗芸能の保存・継承の支援 ★
 - (4) 文化財等の保存と活用
 - (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
 - (6) 文化芸術を通じた交流の推進
- 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - (1) 県民の文化芸術活動の支援
 - (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
 - (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
 - (4) 若者の文化芸術活動の支援
 - (5) 高齢者の文化芸術活動の支援
 - (6) 障がい者による文化芸術活動の支援
- 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
 - (1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信
 - (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (3) 国内外における公演や展示などへの支援
 - (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施
- 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
 - (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
 - (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
 - (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
 - (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充
 - (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★
- 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進
 - (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援 ★
 - (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
 - (3) 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信
 - (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
 - (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

IV 施策の具体的推進

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

(1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。
- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などを促進し、国内外との交流を推進します。

(2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産への新規登録及び「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録について、関係自治体と連携し取組を進めます。
- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解を増進する取組により、本県が有する世界遺産を将来の世代へ継承していきます。
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備するとともに、御所野遺跡、橋野鉄鉱山の関連施設と連携した取組を実施します。
- ・ 世界遺産を核とした 3 つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）を構築し、人的・文化的交流に取り組みます。

(3) 民俗芸能の保存・継承の支援

- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。
- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」の団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化と民俗芸能の魅力や価値を発信します。
- ・ 民俗芸能の魅力を様々な媒体を活用して発信するとともに、民俗芸能団体等の交流を促進します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や教育機関、関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。

- ・被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。【再掲】

（４）文化財等の保存と活用

- ・地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる民俗文化財の保護・継承を行うため、関係団体と連携を図り、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニユー⁶や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。
- ・東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。【再掲】
- ・地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや寺社仏閣等の信仰の場など、地域の歴史と文化が今に引き継がれている姿を感じることができるよう、地域の景観点検や景観学習の実施を通じて、景観の価値を高める活動を促進するとともに、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。

（５）文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- ・本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、合唱、民謡、箏曲、市民参加劇、舞踊、民俗芸能などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。
- ・本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、情報発信や地域間交流を推進します。
- ・障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュット⁷作品を中心とした巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。

⁶ ユニークベニユー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

⁷ アール・ブリュット：「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のこと。

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの継承・振興や農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動を促進します。
- ・ 地域における「食の匠」⁸の活動や学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を支援します。

(6) 文化芸術を通じた交流の推進

- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。
【再掲】
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などを促進し、国内外との交流を推進します。【再掲】
- ・ 民俗芸能や歴史的建造物、食文化、地域の歴史に関する知識や伝統技術を有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用していきます。
- ・ 地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化、若者に人気のあるマンガなどを活用した本県ならではの観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 「平泉の文化遺産」「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産、世界遺産登録を目指す「御所野遺跡」や「十和田八幡平国立公園」「三陸復興国立公園」の2つの国立公園など、岩手ならではのコンテンツを活用した観光を推進します。

【指標と目標値】⁹

- 世界遺産等の来訪者数：950 千人〔H29 実績値 927 千人〕
- 「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕：6,000 人〔H30 実績値 1,283 人〕
- 文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕：20 箇所〔H30 実績値－〕
- 民俗芸能ネットワーク加盟団体数：396 団体〔H29 実績値 396 団体〕
- 岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数〔累計〕：4,800 人〔H30 実績値 980 人〕
- 国、県指定文化財件数：589 件〔H30 実績値 565 件〕
- コミックいわて WEB 訪問者数：202,000 人〔H30 実績値 169,250 人〕
- 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数：38 回〔H29 実績値 26 回〕
- 観光客数（歴史・文化に関係する観光地点での入込客数）：3,395 千人〔H29 実績値 3,325 千人〕

⁸ 食の匠：岩手県の食文化の発信活動を促進し、地域活性化を促すために、永年培われてきた郷土料理等の優れた技術を有する者を「食の匠」として認定する制度。

⁹ 【指標と目標値】：施策ごとの令和 6 年度に達成すべき成果目標。

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

(1) 県民の文化芸術活動の支援

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら県民の創作活動を支援します。
- ・ 雇用者等が地域の文化活動、祭りなどに参加しやすい職場環境づくり・雰囲気の醸成を促進します。

(2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施

- ・ 県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図るため、優れた芸術・美術活動を行った方に岩手県芸術選奨・美術選奨などの顕彰を行います。

(3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出します。
- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

(4) 若者の文化芸術活動の支援

- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。
- ・ 若者の多様な文化活動の本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

(5) 高齢者の文化芸術活動の支援

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

(6) 障がい者による文化芸術活動の支援

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加促進を図り、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

【指標と目標値】

- 岩手芸術祭参加者数〔累計〕：137,000 人〔H30 実績値 26,506 人〕
- 県内の公立文化施設における催事数：1,411 件〔H29 実績値 1,316 件〕
- 文化施設入場者数※：180 千人〔H29 実績値 168 千人〕
- 子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕：405 件〔H30 実績値 89 件〕
- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合：小学生 79%・中学生 80%・高校生 88%〔H30 実績値小学生 70%・中学生 71%・高校生 79%〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,965 件〔H30 実績値 312 件〕

※岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

(1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。
- ・ 伝統芸能・民俗芸能の優れた技、伝統的生活文化・文化財などの情報を収集し「いわての文化情報大事典」ホームページへの掲載を進めます。
- ・ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関するホームページなどによる情報の提供と活用を推進します。
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。【再掲】

(2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して文化芸術情報を発信します。

(3) 国内外における公演や展示などへの支援

- ・ 様々な機会を捉えて、県外や海外における本県の文化芸術の公演や展示などを支援し、文化芸術を生かした国内外との交流を推進します。
- ・ 本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、地域間交流を推進します。【再掲】

(4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えて、文化プログラムを実施し、本県の文化芸術の魅力を発信します。

【指標と目標値】

■文化芸術関連 SNS フォロワー数：6,500 人〔H30 実績値 5,914 人〕

■「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数：423,000 人〔H29 実績値 398,181 人〕

4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

(1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成

- ・ 団体、企業、行政等が一体となって県民の文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置するなどにより、活動者と鑑賞者それぞれの希望やニーズをマッチングさせ、交流の場を提案する人材のネットワークを形成します。

(2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- ・ 各地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント¹⁰研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

(3) 岩手県文化振興基金¹¹による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、文化芸術団体の主体的な活動に対して支援を行います。
- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。【再掲】

(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充

- ・ 県民会館、県立美術館、県立博物館による県内各地での文化芸術活動の支援を進めます。
- ・ 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。

(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成などを行う、官民一体による文化芸術推進体制「岩手版アーツカウンシル」を構築します。

【指標と目標値】

- 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕：2,505 件〔H30 実績値 433 件〕
- アートマネジメント研修参加者数〔累計〕：240 人〔H30 実績値 55 人〕
- 県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数：472,500 人〔H28 実績値 438,274 人〕

¹⁰ アートマネジメント：公的機関や企業の文化支援についての新しい考え方。音楽や演劇などの芸術の世界に、企業経営の手法を取り入れようとするもので、より質の高い演劇や音楽を多くの人々が楽しめることを目的とした運営活動。芸術経営。

¹¹ 岩手県文化振興基金：昭和 55 年に設立した文化事業に対して助成を行う基金。公益財団法人岩手県文化振興事業団が所管。

5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュット作品を中心とした巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】
- ・ 作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。【再掲】
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。【再掲】

(2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。【再掲】

(3) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を国内外に広く発信します。【再掲】

(4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を発信します。【再掲】

(5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の障がい者による文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動を支援します。【再掲】

【指標と目標値】

- 岩手芸術祭参加者数〔累計〕：137,000 人〔H30 実績値 26,506 人〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,965 件〔H30 実績値 312 件〕
- 岩手県障がい者音楽祭参加団体数：20 団体〔H30 実績値 14 団体〕
- 障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数：240 人〔H30 実績値 86 人〕

6 重点的取組事項

前節に記載しているとおり、文化芸術振興の取組は幅広く多岐にわたっています。

その中から、昨今の社会経済情勢等の変化により、特にも現在その対応が求められている 5 つの取組を「重点的取組事項」としてまとめ、その背景や、より具体的な取組を記載しました。

- (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進
- (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
- (3) 民俗芸能の保存・継承の支援
- (4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援
- (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

(1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

平成 23 年に発生した東日本大震災津波は、本県に未曾有の被害をもたらしました。

県では、県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、被害を受けた施設や備品、文化財等の復旧、民俗芸能団体の活動支援などに取り組んできた結果、復興の歩みは着実に進んでいます。

また、この東日本大震災津波からの復興に当たって、国内外から多くの芸術家などが岩手に支援に来ていただき、その文化芸術の力が子どもたちを始めとした被災者の心の大きな支えとなり、現在では、地域とのかけがえのない交流に発展しています。

こういった交流を発展、定着させていくとともに、交流から生まれた価値を大切にし、岩手の文化芸術の振興につなげていくことが重要です。

① 被害を受けた民俗芸能団体等への支援

- ・ 県や文化振興基金による東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の活動再開等への支援

② 復興支援を契機とした文化交流の定着

- ・ 海外との絆を生かしたコンサートの開催や文化イベント等の展開
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われたつながりを生かした取組の展開
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの促進

③ 被災した美術作品等の修復

- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復

④ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 文化芸術に触れる機会を提供するための学校等への芸術家派遣
- ・ 国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出
- ・ 鑑賞機会充実のため、児童生徒等の移動を支援

(2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

本県は 2 つの世界遺産（文化遺産）を有し、加えて、現在、一戸町の「御所野遺跡」を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産への登録を目指しています。

平成 23 年には、平泉に築かれた仏堂や庭園は、他に例の無いものとして、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」が本県で初めて世界遺産に登録されました。

また、平成 27 年には、釜石市にある橋野鉄鉱山が、日本の製鉄産業における近代化の端緒として、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一部として世界遺産に登録されました。

現在、本県 3 つ目となる世界遺産への登録を目指している御所野遺跡は、縄文時代の人々が長期間にわたって定住生活を続けてきた結果、800 棟もの竪穴住居がつけられたと推測される大集落です。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されると、本県は、縄文時代、平安時代、江戸・明治時代の 3 つの世界遺産を有する県となることから、これらの世界遺産等について、一体的に情報発信を行うことにより、各遺産の価値等の理解を深めるとともに、地域振興へもつなげていく必要があります。

① 「北海道・北東北の縄文遺跡群」（御所野遺跡）の世界遺産登録への取組

- ・ 関係自治体と連携した登録に向けた取組や適切な保存管理体制の構築の推進

② 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への取組

- ・ 柳之御所遺跡の調査研究の推進や関連遺跡の調査等の支援

③ 世界遺産等の適切な保存管理と活用の推進

- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進につながる教育活動や県民に向けた講演会等の取組の実施
- ・ 住民生活と調和した遺産の保存管理と活用の推進

④ 世界遺産等を活用した文化的交流の推進

- ・ 「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等の充実
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促

進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設の整備及び御所野遺跡、橋野鉄鉱山の既存施設と連携した取組の実施

- ・ 世界遺産を核とした 3 つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）の構築

（３）民俗芸能の保存・継承の支援

本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」などをはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能が数多く残されています。

また、民俗芸能は、地域の行事や学校教育において取り組まれています。が、少子高齢化による後継者の育成や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくありません。

一方、海外での公演や他県の芸術家との交流などにより本県の民俗芸能の価値が県内外に広がりつつあり、民俗芸能を通じた交流による地域コミュニティの活性化に取り組むことが重要です。

【公演機会の充実と交流の促進】

民俗芸能は、各地域において生活と密接に結びついた集落行事として披露されており、各地の祭りや「岩手芸術祭」、「岩手県民俗芸能フェスティバル」などの全県的なイベントでも公演が行われています。

また、平成 30 年度には、フランスのパリで開催された「ジャポニスム 2018」で県内 4 団体の公演が行われ好評を博しました。

民俗芸能団体の活性化を促進するとともに、岩手県の民俗芸能の魅力や価値を国内外の多くの方々に伝えるため、公演機会の充実に取り組みます。

また、後継者の育成を支援するため、民俗芸能を通じた地域間交流の活発化や地域コミュニティの活性化に取り組みます。

【民俗芸能団体への支援】

市町村や関係団体と連携して、後継者の育成や活動に必要な備品の整備など、地域における民俗芸能団体の取組を支援していきます。

① 公演機会の充実と交流の促進

- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催による民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場の確保
- ・ 「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの県外における公演の機会の提供
- ・ 県内外に向けた様々な広報媒体を活用した民俗芸能の魅力の発信

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えた公演などによる情報発信
- ・ 県外の民俗芸能団体等との交流による活動の活発化の促進
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの促進

② 民俗芸能団体の取組への支援

- ・ 児童生徒の部活動などを通じた民俗芸能団体の活動の充実
- ・ 文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への助成
- ・ 民俗芸能団体を対象とした人材育成に関する研修会の実施
- ・ 被災地における民俗芸能団体などの活動再開の支援

（４）障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

県では、障がい者の芸術活動の鑑賞、発表の機会として、これまで「岩手県障がい者文化芸術祭」を開催してきたほか、民間による障がい者の芸術作品の展覧会などを支援してきました。

平成 28 年度には、「希望郷いわて大会」を契機として、「アール・ブリュットいわて～希望郷いわて大会開催記念～」を開催し、障がい者の芸術活動の紹介、作品の展示等を行いました。

平成 29 年度からは、県内各地で「いわてアール・ブリュット巡回展」を開催し、芸術上価値の高い作品等の展示や作家とのワークショップを実施しているほか、平成 30 年度には「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、作家の権利保護の支援や人材育成など、障がい者による文化芸術活動の支援に取り組んでいます。

【障がい者芸術作品の鑑賞や発表機会の拡大】

アール・ブリュットとは、「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のことであり、その定義は広いものの、近年では障がいを持った方々が作り出す作品がアール・ブリュットの一つの作品群として注目を集めています。

県が開催している「いわてアール・ブリュット巡回展」は、これまでに 11 会場で開催され、延べ 1 万人以上が訪れました。

一方、令和元年度に実施した「文化芸術に関する意識調査」の結果によると、「アール・ブリュット」を「知っている」又は「鑑賞したことがある」と回答した人の割合は、31.8%にとどまっており、更なる周知、理解の促進が必要と考えられ、作品の鑑賞の機会の充実に取り組めます。

【創作活動への支援】

障がい者による文化芸術の活動の支援を進めるに当たっては、障がい者本人の意志を常に尊重するとともに、支援に携わる者も創造された作品等の諸権利について理解していくことが必要であり、特に、自らの意思表示に困難を伴う障がい者に対しては、十分な配慮が必要です。

県では、平成 30 年度に「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針（ガイドライン）」を策定し、作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めています。

また、平成 30 年度に「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、ガイドラインの普及啓発や、障がい者やその家族、事業者への相談対応、創作活動を支援する人材の育成などを進めています。

① 障がい者芸術作品の鑑賞や発表の機会の拡大

- ・ アール・ブリュット作品の展覧会の開催や公共施設、商店街等における展示などによる、作品鑑賞機会の充実
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした情報発信
- ・ ホームページや SNS を活用した国内外への情報発信
- ・ 岩手芸術祭への出展支援
- ・ 「岩手県障がい者文化芸術祭」の開催

② 障がい者芸術作品の評価に係る検討

- ・ 新たな作家・作品の調査
- ・ これまで作品として認識されづらかった新しい価値につながる取組事例の調査

③ 著作権等の法的知識の普及による権利保護の推進

- ・ 「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」の活用促進
- ・ 作家の権利保護に関する研修会の開催

④ 創作活動を支援する人材の育成

- ・ 創作活動を支援する人材育成のための研修会の実施
- ・ 支援者のネットワーク形成のための研修会の実施
- ・ 北海道、北東北ブロックなどの広域連携の推進

⑤ 文化芸術活動に関する相談支援体制の充実

- ・ 創作活動に係る相談窓口「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」の運営

(5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

本県が誇る世界遺産や民俗芸能、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019 の成果や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた文化芸術への関心の高まりをレガシーとして次世代につなげていくため、官民一体による文化芸術の推進体制の構築などにより、県内各地の特色や得意分野を生かした魅力ある文化芸術のまちづくりを進めていきます。（「いわて県民計画（2019～2028）」文化・スポーツレガシープロジェクト¹²）

【アーツカウンシル】

アーツカウンシル（芸術評議会）は、1946 年に英国で生まれた組織で、美術、演劇、音楽、文学などの団体やプロジェクトに対する助成を基軸に、専門的な立場から行政と協力して、文化芸術への支援策をより有効に機能させ文化振興の取組を牽引する組織です。

日本では平成 23 年頃から試行的な導入が始まっており、平成 24 年には東京都や沖縄県に地域版アーツカウンシルが設置されました。現在では、大阪府・大阪市、新潟市、横浜市、静岡県などで設置されており、その規模や体制は自治体により様々であり、助成、調査研究、情報発信、人材育成など、各地域の実情に即した取組が進められています。

県では、本県の状況を踏まえて、文化芸術の力を一層発揮するための環境づくりに向け、岩手版アーツカウンシルの構築に向けた取組を進めています。

① 岩手版アーツカウンシルの体制の検討

- ・ 先行自治体の事例や県内状況の調査、研究
- ・ 財源なども含めた組織体制の検討
- ・ 構築に向けたロードマップの策定

② アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化へ向けた支援

- ・ 公立文化施設と連携した芸術普及活動（アウトリーチ）の実施
- ・ 公立文化施設担当者等を対象としたスキルアップのための研修の実施
- ・ 文化芸術に取り組む人材育成のため、アートマネジメント研修の実施

③ 岩手版アーツカウンシルの取組の推進

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出
- ・ 官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成

¹² 文化・スポーツレガシープロジェクト：いわて県民計画（2019～2028）に「新しい時代を切り開くプロジェクト」の一つとして掲げられているプロジェクト。

- ・ 公演の企画等の高いスキルを有するアートマネージャーの設置・派遣
- ・ 国際的な文化芸術イベントの企画・開催
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの展開

V 指針の推進

1 多様な主体が参画した文化芸術の推進

岩手の文化芸術を振興していくためには、県民、企業、団体、文化施設、教育機関、行政等が互いに連携、協力して取り組んでいくことが重要です。これまでも地域社会を構成する様々な主体が参画し、地域の歴史的、文化的、経済的、人的資源を活用しながら、文化芸術の取組を進めてきました。

また、文化芸術の取組を進める過程で、文化芸術が持つ多様な価値観の尊重や他者との相互理解が進むという機能により、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン¹³）を重視する視点が大切です。

（1）地域（地域住民）の主な役割

地域の文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は地域住民自身です。各地域の文化芸術を支え、継承していく基盤となるものとして、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、一人ひとりが生活文化の担い手であるとの自覚を持ち、地域住民が、その実践、継承及び活用に関し更に大きな役割を果たすことを期待します。

（2）企業等の主な役割

冠コンサートの実施や協賛、タイアップ事業の実施など、企業による文化芸術活動への積極的な参画と支援（メセナ¹⁴）、従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

（3）文化芸術活動団体の主な役割

県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、岩手県芸術文化協会や市町村の芸術文化協会をはじめ、多様な文化芸術活動団体が、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開することを期待します。

また、他の文化芸術団体や文化施設、観光、教育、福祉等に関する団体などと積極的に連携、協力しながら、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の

¹³ ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

¹⁴ メセナ：フランス語で「芸術・文化を保護・支援すること」の意味。企業が行う文化支援活動。

提供、講師派遣等により、本県の文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

(4) 民間団体等の主な役割

地域には様々な民間団体等があり、これらの団体の中には（公財）岩手県文化振興事業団をはじめ、文化芸術活動を支援したり、地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動家・団体や行政、企業、県民等とのネットワークを強め、活動を活発化させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

(5) 文化施設等の主な役割

行政、民間団体、文化芸術団体等や文化施設相互のネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積・発信される、文化芸術の中核的な拠点としての役割や地域の発展を支える機能の一層の充実を期待します。

(6) 学校・教育機関等の主な役割

学校を始めとする教育機関、中学校文化連盟、高等学校文化連盟等が連携し、授業やクラブ活動における指導、文化行事の開催、指導者の育成等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、教育機関等が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の継承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

(7) 市町村の主な役割

市町村は、各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画、活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその継承を支援する機能の一層の充実を期待します。

(8) 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興施策を総合的に策定し実施するほか、国、市町村等との連携、協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるとともに、それぞれの主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

2 施策の評価

指針に基づく施策の着実かつ継続的な実施を図るため、施策の取組状況を単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを行います。

評価・検証に当たっては、指標を拠りどころとして、全体の進捗状況を把握するとともに、岩手県文化芸術振興審議会において指針の推進状況を審議いただきながら、施策の立案に生かしていきます。

また、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時、指標の見直しなども検討していきます。

[指標と目標値一覧]

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 9 指標

指 標	単 位	現状値		年度目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
世界遺産等の来訪者数	千人	2017	927	927	937	950	950	950
「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕	人	2018	1,283	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕	箇所	2018	—	5	10	10	15	20
民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	2017	396	396	396	396	396	396
岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数〔累計〕	人	2018	980	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800
国、県指定文化財件数	件	2018	565	573	577	581	585	589
コミックいわてWEB訪問者数	人	2018	169,250	190,000	193,000	196,000	199,000	202,000
「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	回	2017	26	30	32	34	36	38
観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)	千人	2017	3,325	3,355	3,365	3,375	3,385	3,395

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 6 指標

指 標	単 位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	2018	26,506	49,000	71,000	93,000	115,000	137,000
県内の公立文化施設における催事数	件	2017	1,316	1,358	1,372	1,385	1,398	1,411
文化施設入場者数	千人	2017	168	172	174	176	178	180
子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕	件	2018	89	131	198	266	335	405
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味を わいたと感じている児童生徒の割合(小・中・ 高校生)	%	2018	小 70 中 71 高 79	74 74 82	76 76 84	77 78 86	78 79 87	79 80 88
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	2018	312	635	960	1,290	1,625	1,965

3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 2 指標

指 標	単 位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
文化芸術関連 SNS フォロワー数	人	2018	5914	5,300	5,600	5,900	6,200	6,500
「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数	人	2017	398,181	411,000	414,000	417,000	420,000	423,000

4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 3 指標

指 標	単 位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕	件	2018	433	815	1,230	1,650	2,075	2,505
アートマネジメント研修参加者数〔累計〕	人	2018	55	80	120	160	200	240
県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館)利用者数	人	2016	438,274	453,500	457,500	462,500	467,500	472,500

5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進 4 指標

指 標	単 位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	2018	26,506	49,000	71,000	93,000	115,000	137,000
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	2018	312	635	960	1,290	1,625	1,965
岩手県障がい者音楽祭参加団体数	団 体	2018	14	16	17	18	19	20
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数	人	2018	86	80	120	160	200	240

資料1 岩手県文化芸術振興基本条例

○岩手県文化芸術振興基本条例

平成20年3月27日条例第5号

改正

平成21年12月15日条例第70号

平成26年3月28日条例第20号

平成28年12月22日条例第78号

岩手県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

岩手県文化芸術振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 文化芸術振興指針（第5条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興（第6条—第8条）

第2節 文化芸術の認識及び創造（第9条—第12条）

第3節 文化芸術の発信等（第13条）

第4節 文化芸術の基盤整備（第14条—第17条）

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等（第18条）

第6節 顕彰（第19条）

第7節 財政上の措置（第20条）

第4章 岩手県文化芸術振興審議会（第21条—第26条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる。豊かな文化芸術とともに生きていくことは、私たちの変わらない願いである。

ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸

術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティを形成してきた。

自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆(きずな)の大切さが強く意識されている今日においてこそ、このような岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させていくことは、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つと確信する。

また、岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稲造をはじめ多くの優れた人材を輩出してきた。私たちは、これら先人たちの進取の魂を受け継ぎ、交流を通じて、多様な文化芸術を新たに創造していかなければならない。

ここに私たちは、文化芸術の価値を認識し、これをはぐくみ、新たに創造し、次世代に継承していくことにより、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等（国及び地方公共団体以外の団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた県内外の地域間の交流が積極的に推進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国、市町村等との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民及び民間団体等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化芸術振興指針

第5条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興指針を定めるものとする。

2 文化芸術振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 県は、文化芸術振興指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 県は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興

(芸術及び芸能の振興)

第6条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の振興)

第7条 県は、伝統文化（文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術をいう。以下同じ。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第8条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第2節 文化芸術の認識及び創造

(文化芸術の認識及び理解)

第9条 県は、県民が地域における文化芸術を認識できるように必要な施策を講ずるよう

努めるものとする。

- 2 県は、県民が地域における伝統文化の系譜、由来等に関する学習又は研究を通じて文化芸術に関する理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の総合的把握及び記録)

- 第10条 県は、文化芸術の活用を促進するため、地域における文化芸術を総合的に把握し、及び記録するよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

- 第11条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術創造活動に対する支援等)

- 第12条 県は、県民による自主的な文化芸術を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3節 文化芸術の発信等

- 第13条 県は、本県の文化的魅力を高めるため、地域における文化芸術に関する情報を効果的に発信するとともに、文化芸術活動の成果を発表する機会及び文化芸術を通じた交流の機会の充実を図るよう努めるものとする。

第4節 文化芸術の基盤整備

(人材の育成)

- 第14条 県は、文化芸術活動を担う人材を育成するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実
- (2) 学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実
- (3) 伝統芸能等の後継者の育成

(文化芸術活動に対する支援等)

- 第15条 県は、県民及び民間団体等の文化芸術活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動（個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。）その他の文化芸術活動に対する県民及び民間団体等の支援活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(連携の促進)

- 第16条 県は、文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村の連携が図られるよう配慮しなければならない。

(文化施設の活用及び充実)

- 第17条 県は、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設が県民に文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確保等利便性の向上に努めるものとする。

- 2 県は、自らの設置に係る文化施設が、それぞれの目的に応じて地域における文化芸術

活動を支援し、又は文化芸術を発信する場となるよう、その充実に努めるものとする。

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等

第18条 県は、地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第6節 顕彰

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

第7節 財政上の措置

第20条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 岩手県文化芸術振興審議会

(設置)

第21条 知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

(組織)

第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから14人以内を、岩手県文化財保護審議会の委員のうちから2人を、それぞれ教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、第21条の調査審議に際し必要と認める場合には、岩手県文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日条例第70号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第78号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

資料2 文化芸術基本法

文化芸術基本法

発令 平成13年12月7日号外法律第148号

最終改正 令和1年6月7日号外法律第26号

改正内容 令和1年6月7日号外法律第26号[令和1年6月7日]

○文化芸術基本法

〔平成十三年十二月七日号外法律第百四十八号〕

〔文部科学大臣署名〕

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存へ

の支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用を推進するため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕

組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

資料3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令 平成30年6月13日号外法律第47号

最終改正 平成30年6月13日号外法律第47号

改正内容 平成30年6月13日号外法律第47号[平成30年6月13日]

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

〔平成三十年六月十三日号外法律第四十七号〕

〔文部科学・厚生労働・経済産業大臣署名〕

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律をここに公布する。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小中学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

- 2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

資料4 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

発令 平成24年6月27日号外法律第49号

最終改正 平成29年6月23日号外法律第73号

改正内容 平成29年6月23日号外法律第73号[平成29年6月23日]

○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

〔平成二十四年六月二十七日号外法律第四十九号〕

〔文部科学大臣署名〕

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律をここに公布する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一

体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、

音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得よう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

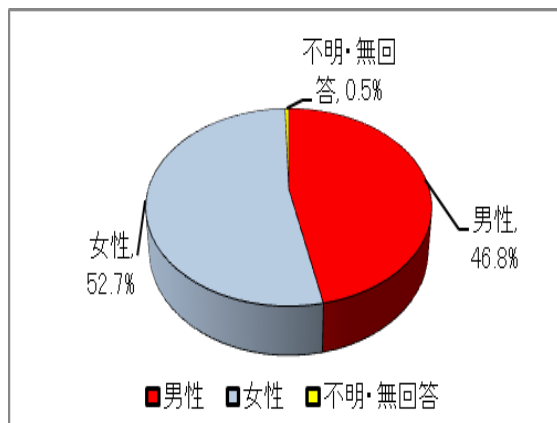
資料5 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへの御協力をお願いしている希望郷いわてモニターの方々に文化芸術に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

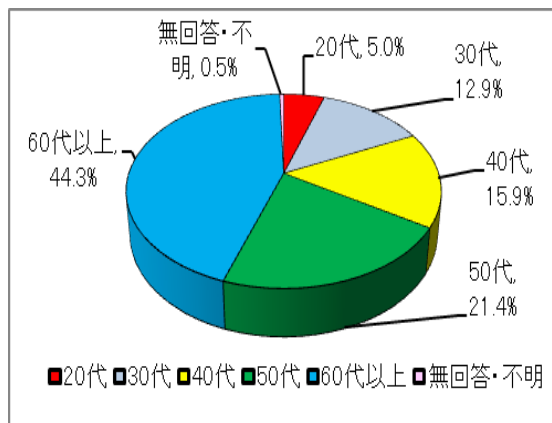
調査設計	調査対象	岩手県全域
	調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター
	標本数	258人
	調査方法	調査紙郵送及びインターネット
	調査時期	令和元年7月
	調査主体	岩手県（文化振興課）
回収結果	有効回答数	201人
	有効回収率	77.9%

回答者内訳

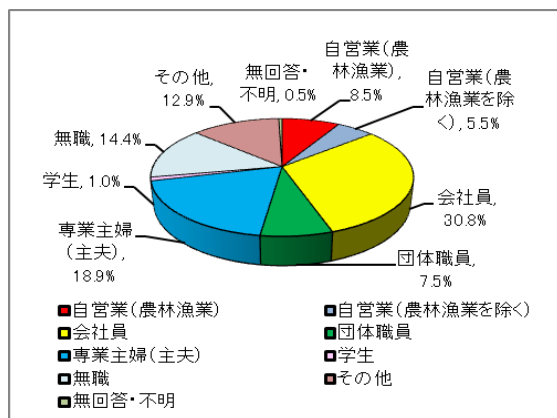
(1) 性別



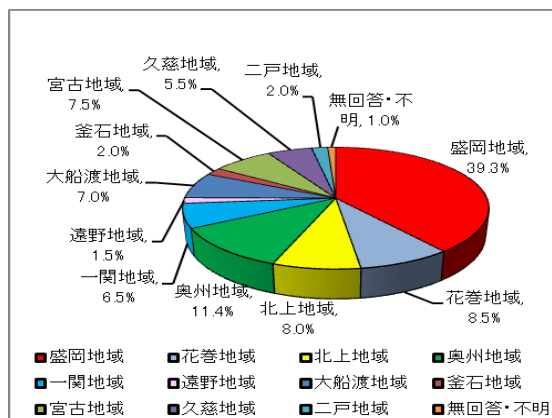
(2) 年齢



(3) 職業



(4) 居住地



設問1 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。

① 身近なものとして感じている

【身近なものとする理由】

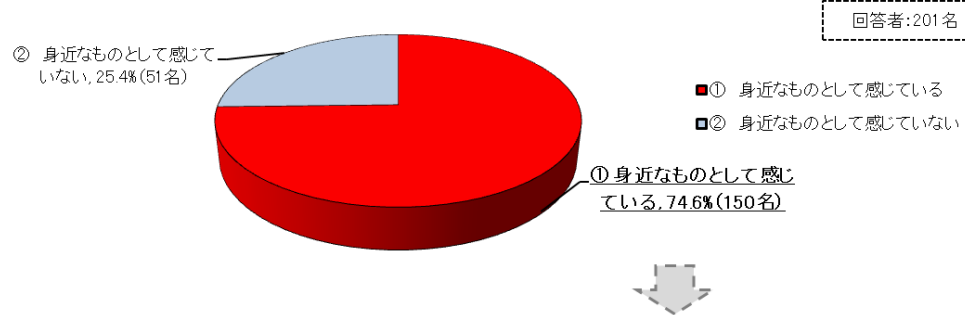
ア 文化芸術鑑賞を行っているから

イ 文化芸術活動を行う機会があるから

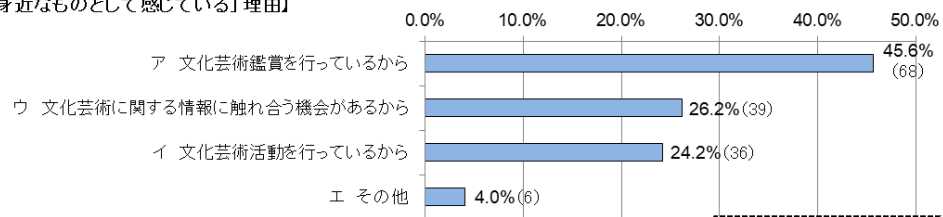
ウ 文化芸術に関する情報に触れる機会があるから

エ その他（ ）

② 身近なものとして感じていない



【「① 身近なものとして感じている」理由】

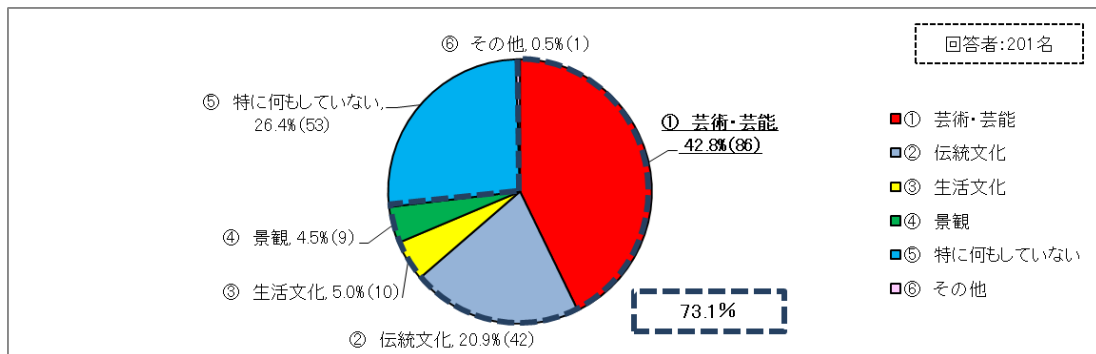


回答者:149名

設問2 ここ1年間で主に行った文化芸術鑑賞や文化芸術活動について「(1) 分野」を選択肢から1つ選択し、「(2) 内容」について各自記入。

- ① 芸術・芸能分野
- ② 伝統文化分野
- ③ 生活文化分野
- ④ 景観分野
- ⑤ 特に何もしていない (⇒設問4にお進みください。)
- ⑥ その他

(1) 分野



(2) 内容

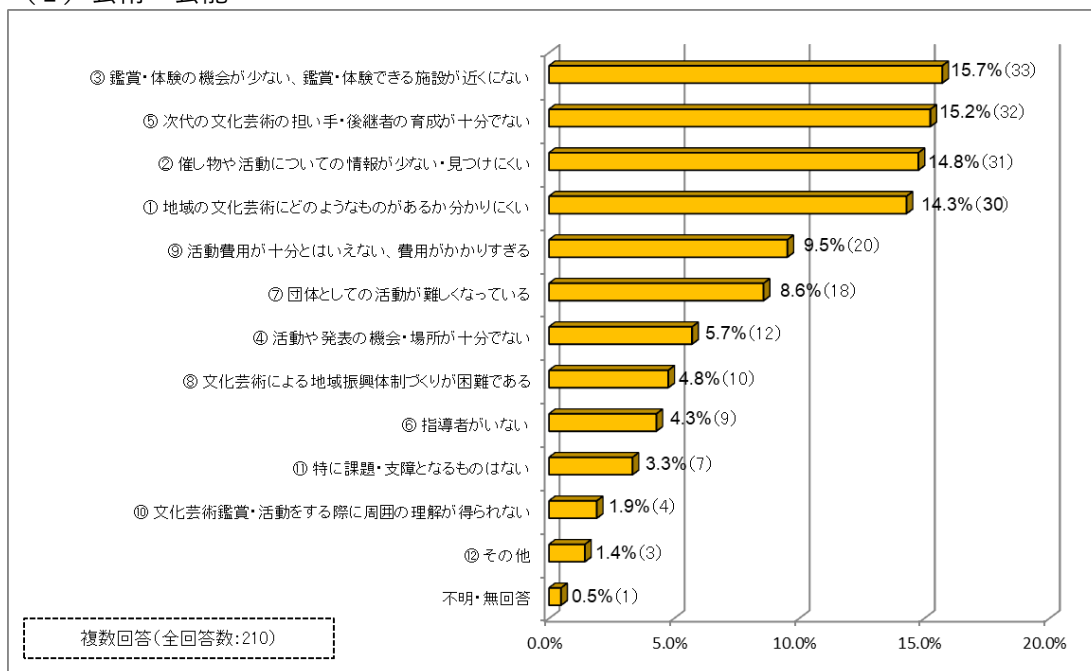
音楽鑑賞 (すべてのジャンル、コンサート鑑賞等を含む) [18]
 美術・絵画鑑賞 (美術館見学なども含む) [18]
 映画鑑賞 [17]
 民俗芸能への参加 [14]
 民俗芸能鑑賞 [7]
 様々な芸術芸能鑑賞 [6]
 その他の芸術活動 [5]
 演劇・芝居鑑賞 [4]、史跡・名勝・遺跡等の見学 [4]
 音楽活動 (演奏、作成等) [3]、書道 (活動) [3]
 写真撮影・活動 [2]、美術・絵画 (作成・描く等の活動) [2]、落語鑑賞 [2]
 華道 (活動) [1]、工芸制作 [1]、茶道 (活動) [1]、伝統芸能鑑賞 [1]、俳句創作 [1]、漫画鑑賞 [1]、メディア芸術鑑賞 [1]、文学執筆 [1]、民謡、三曲の鑑賞 [1]

※ 鑑賞・活動の区分が不明であるもの
 民俗芸能 [3]、メディア芸術 [2]、演劇 [1]、書道 [1]

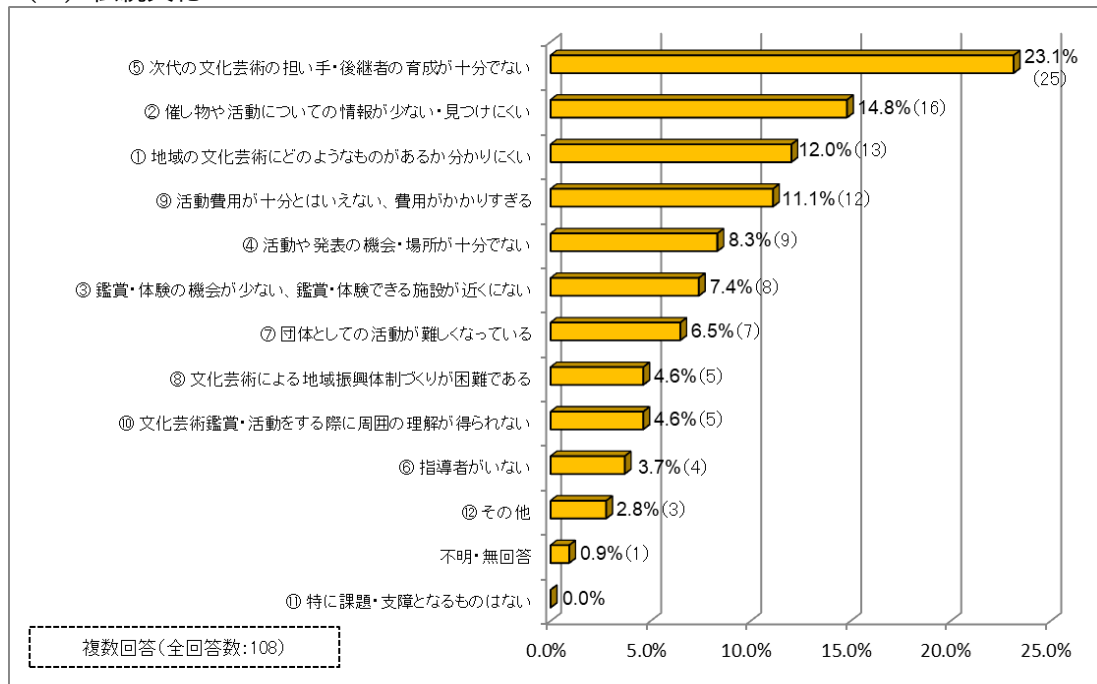
設問3 設問2で回答した文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい
- ② 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい
- ③ 鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない
- ④ 活動や発表の機会・場所が十分でない
- ⑤ 次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない
- ⑥ 指導者がいない
- ⑦ 団体としての活動が難しくなっている
- ⑧ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である
- ⑨ 活動費用が十分とはいえない、費用がかかりすぎる
- ⑩ 文化芸術鑑賞・活動をする際に周囲の理解が得られない
- ⑪ 特に課題・支障となるものはない
- ⑫ その他

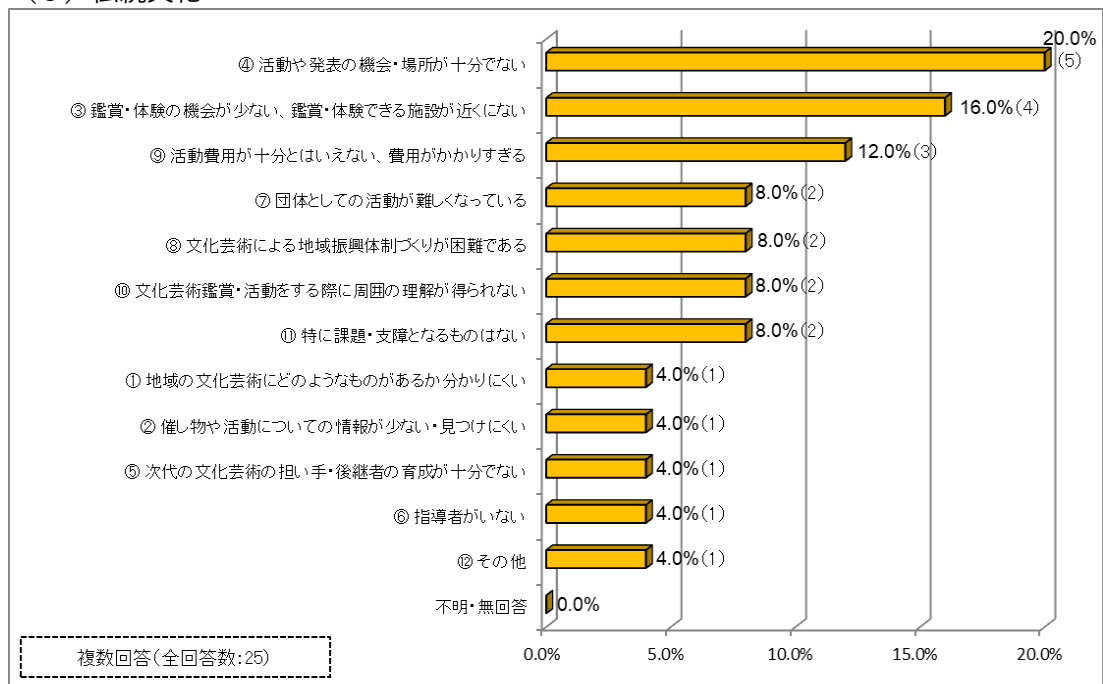
(1) 芸術・芸能



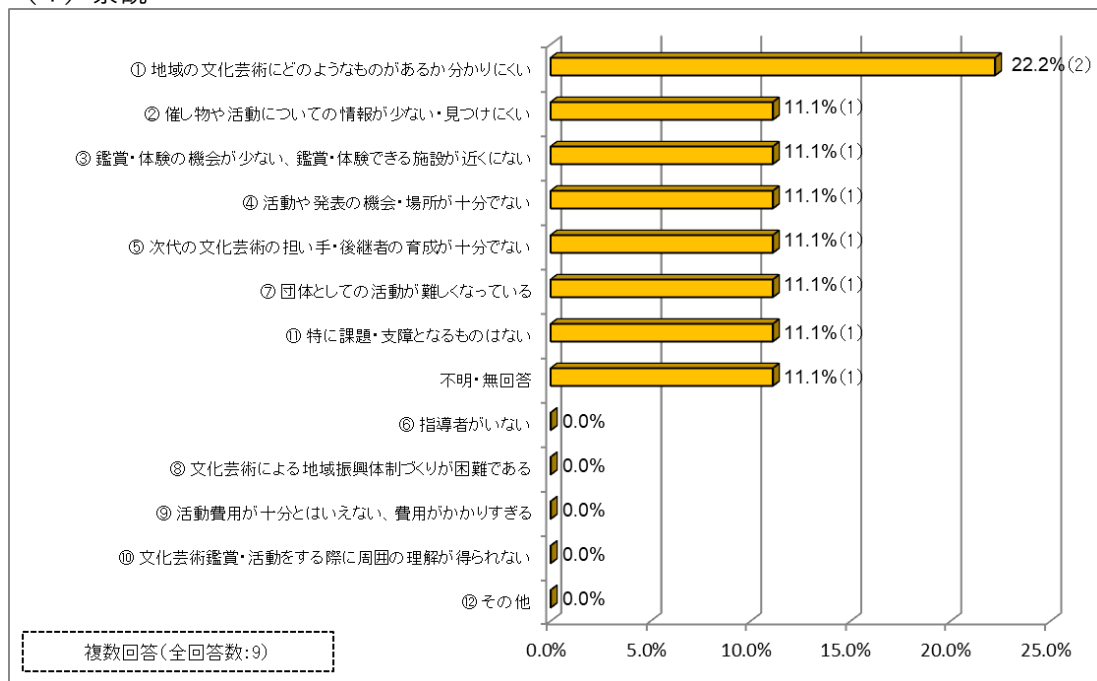
(2) 伝統文化



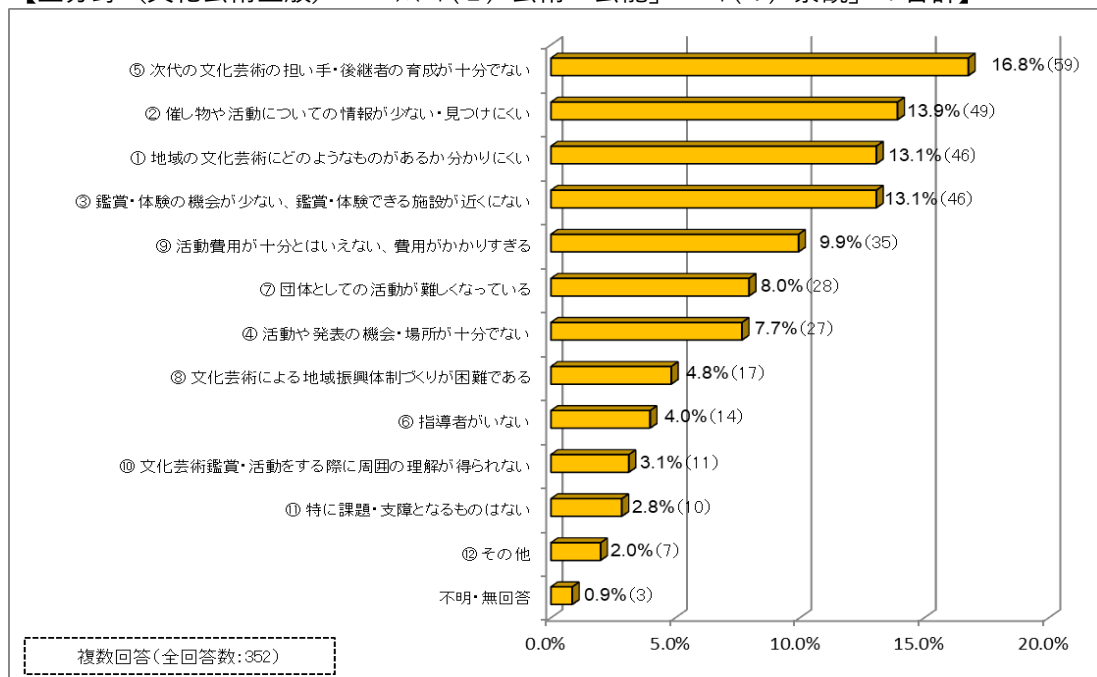
(3) 伝統文化



(4) 景観

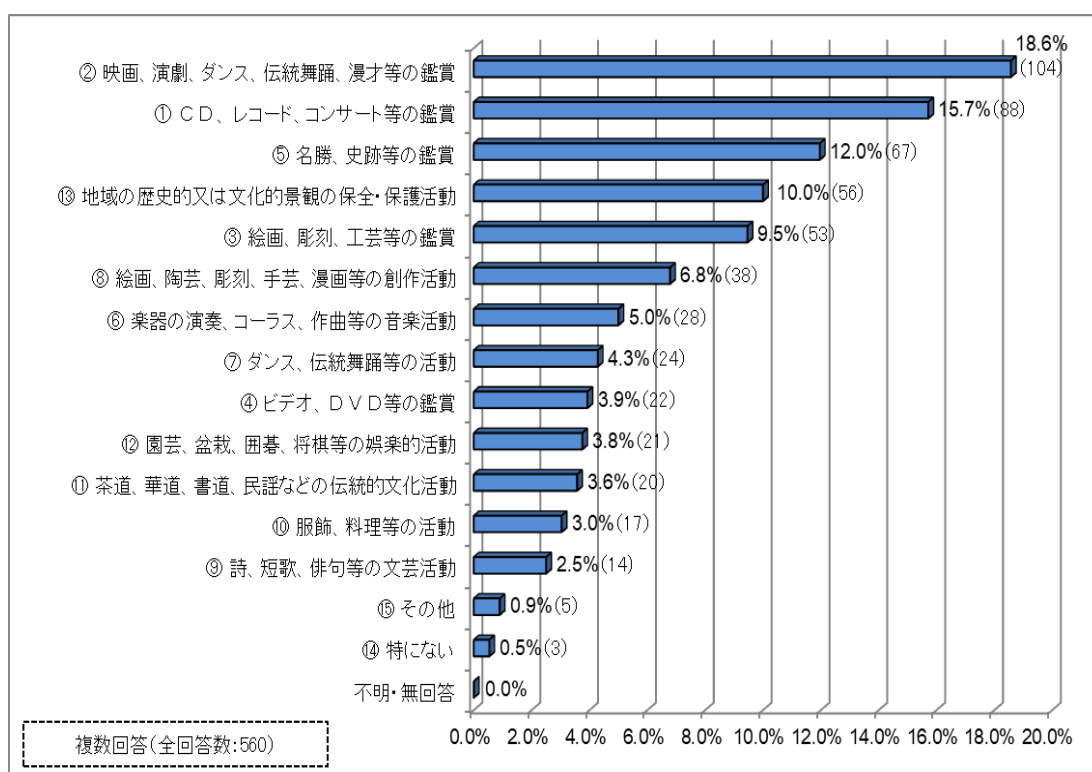


【全分野（文化芸術全般） ※「(1) 芸術・芸能」～「(4) 景観」の合計】



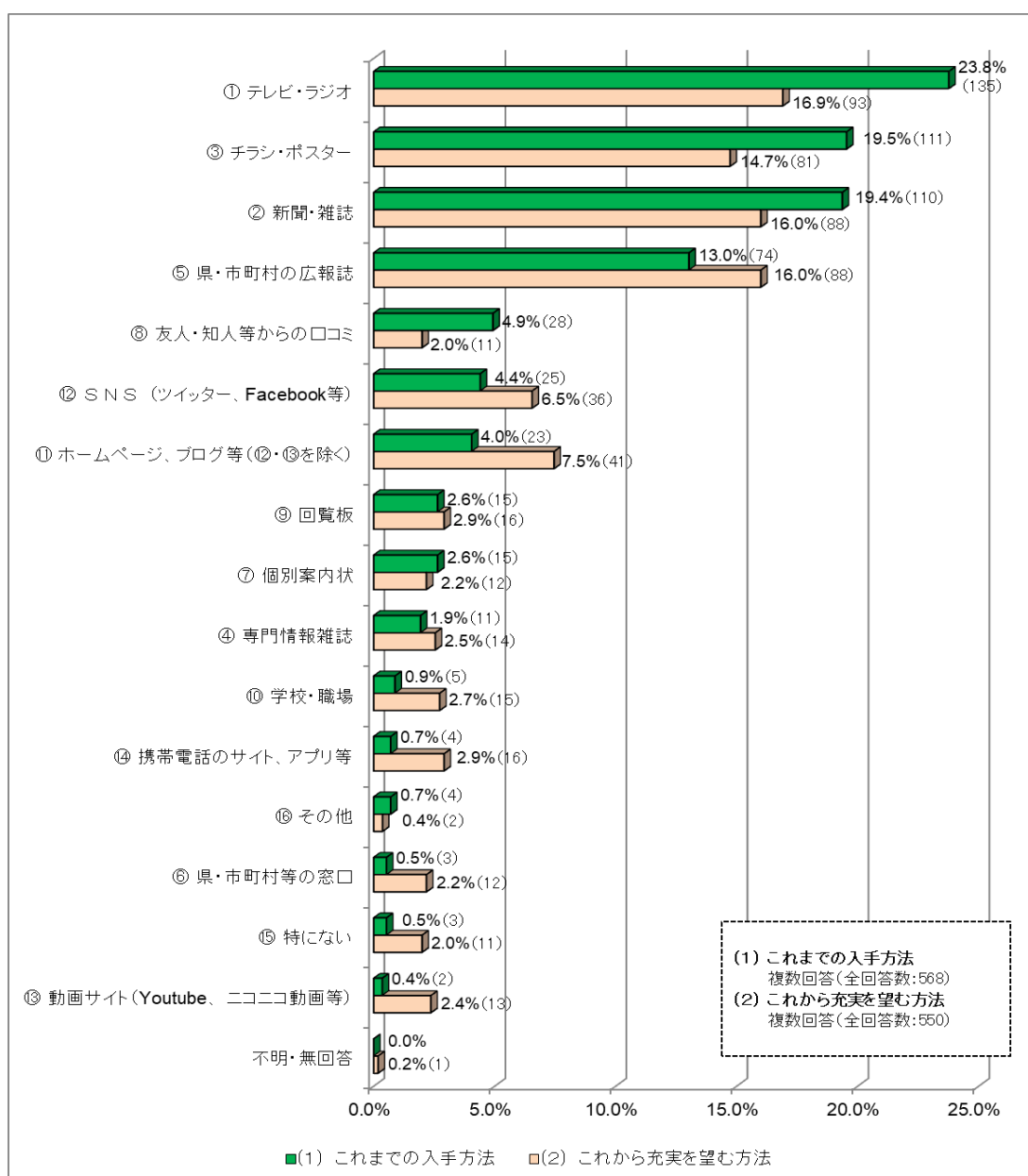
設問4 今後行ってみたい文化芸術鑑賞や文化芸術活動について（選択肢から3つまで選択）

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞 | ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動 |
| ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞 | ⑩ 服飾、料理等の活動 |
| ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞 | ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動 |
| ④ ビデオ、DVD等の鑑賞 | ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動 |
| ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞 | ⑬ 地域の歴史的又は文化的景観の保全・保護活動 |
| ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動 | ⑭ 特にない |
| ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動 | ⑮ その他 |
| ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動 | |



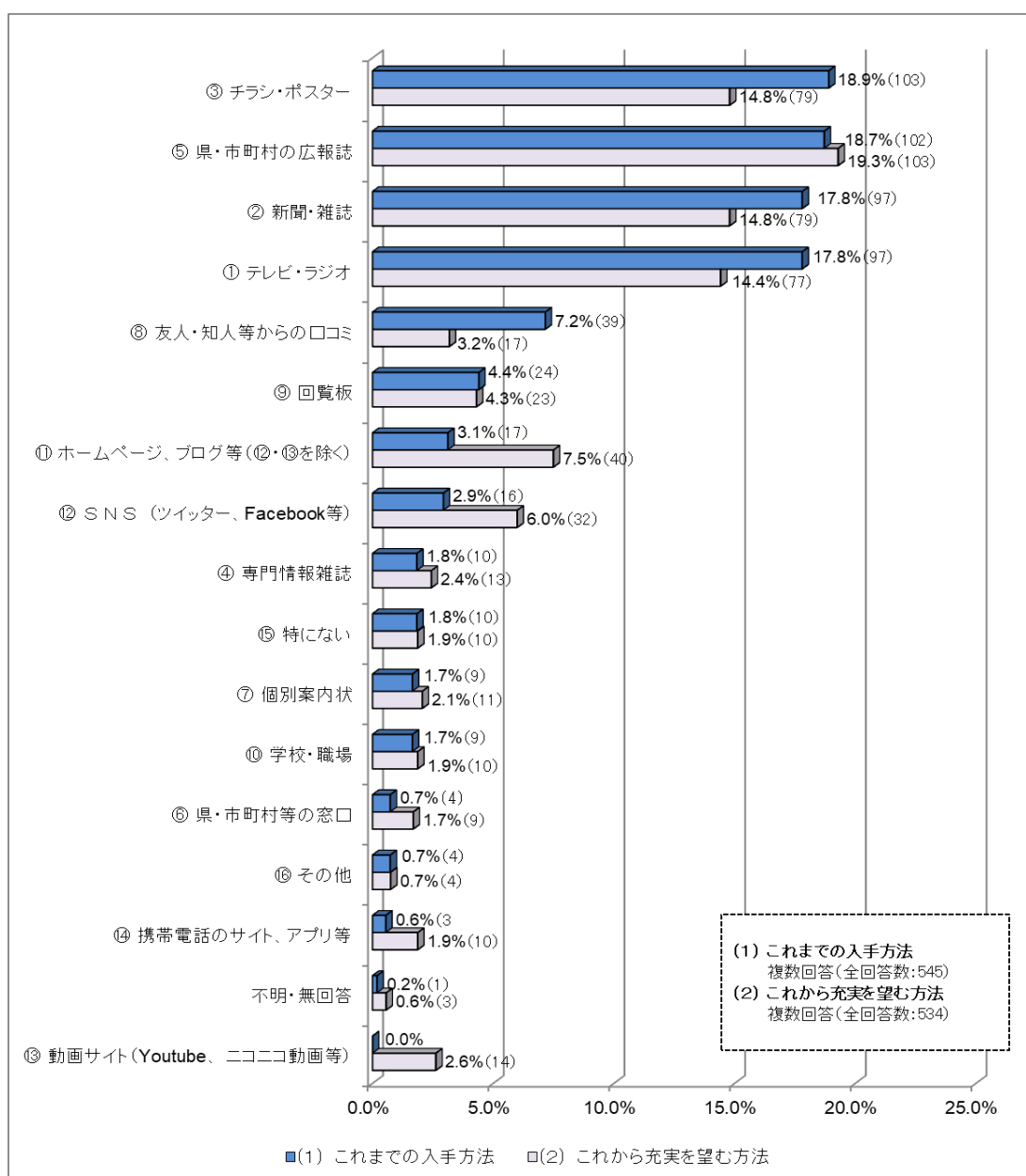
設問5 文化芸術鑑賞（例：コンサートホール・劇場・映画館・美術館・博物館等での公演や展示、各種芸術祭の公演などの鑑賞に関するもの）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（（1）これまでの入手方法 と（2）これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ | ⑨ 回覧板 |
| ② 新聞・雑誌 | ⑩ 学校・職場 |
| ③ チラシ・ポスター | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く） |
| ④ 専門情報雑誌 | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等） |
| ⑤ 県・市町村の広報誌 | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口 | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等 |
| ⑦ 個別案内状 | ⑮ 特にない |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他 |



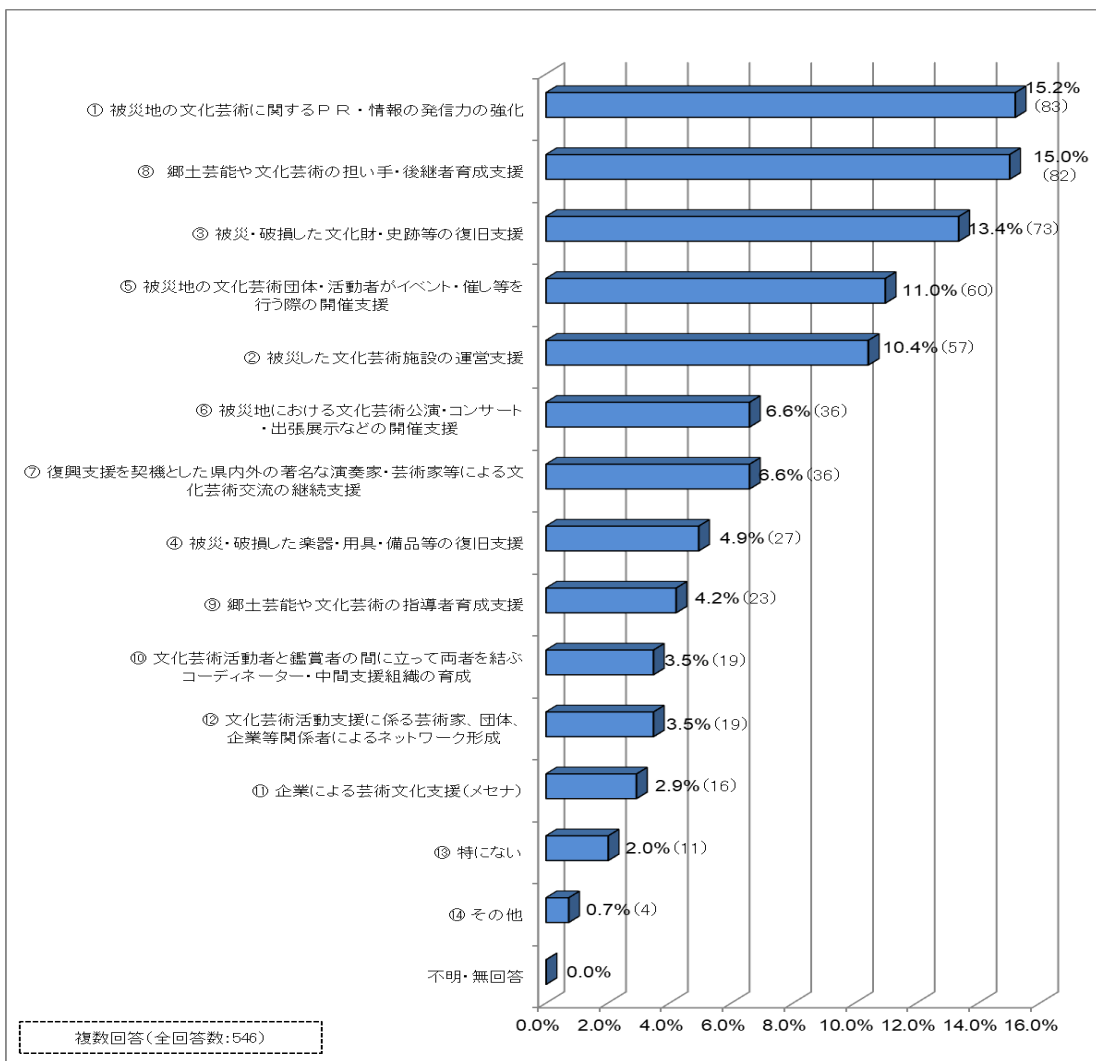
設問6 文化芸術活動への参加（例：文化芸術に係る習い事・創作活動・サークル等への参加、地域の芸能や祭りへの参加、文化財・景観等の保護活動への参加など）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（（1）これまでの入手方法と（2）これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ | ⑨ 回覧板 |
| ② 新聞・雑誌 | ⑩ 学校・職場 |
| ③ チラシ・ポスター | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く） |
| ④ 専門情報雑誌 | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等） |
| ⑤ 県・市町村の広報誌 | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口 | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等 |
| ⑦ 個別案内状 | ⑮ 特にない |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他 |



設問7 平成23年3月の東日本大震災津波からの復興の先を見据えた被災地の文化芸術復興支援施策について、どのような取組が必要だと思いますか。(選択肢から3つまで選択)

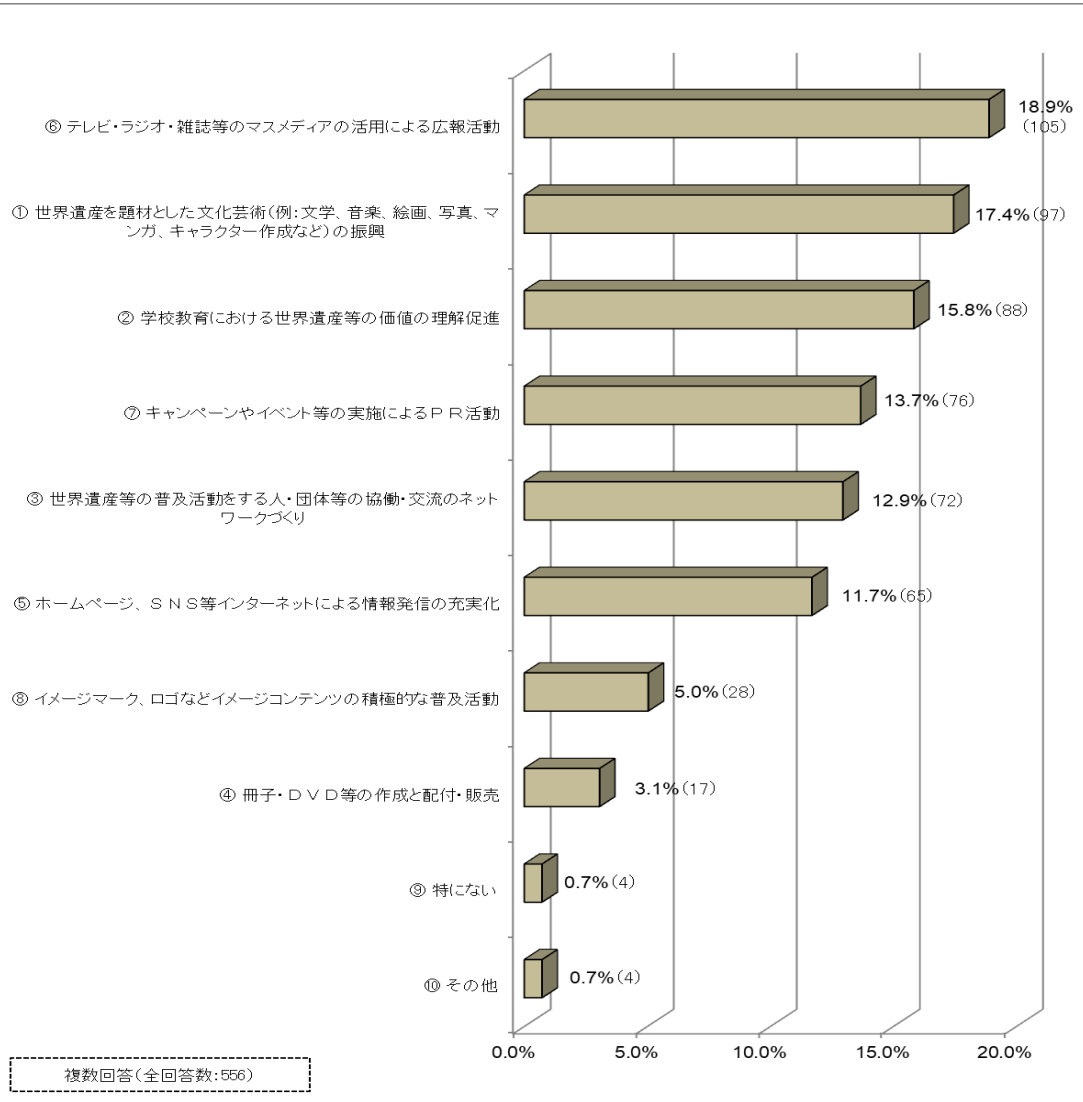
- ① 被災地の文化芸術に関するPR・情報の発信力の強化
- ② 復旧した文化芸術施設の運営支援
- ③ 被災・破損した文化財・史跡等の復旧支援
- ④ 被災・破損した楽器・用具・備品等の復旧支援
- ⑤ 被災地の文化芸術団体・活動者がイベント・催し等を行う際の開催支援
- ⑥ 被災地における文化芸術公演・コンサート・出張展示などの開催支援
- ⑦ 復興支援を契機とした県内外の著名な演奏家・芸術家等による文化芸術交流の継続支援
- ⑧ 郷土芸能や文化芸術の担い手・後継者育成支援
- ⑨ 郷土芸能や文化芸術の指導者育成支援
- ⑩ 文化芸術活動者と鑑賞者の間に立って両者を結ぶコーディネーター・中間支援組織の育成
- ⑪ 企業による芸術文化支援(メセナ)
- ⑫ 文化芸術活動支援に係る芸術家、団体、企業、行政等関係者によるネットワーク形成
- ⑬ 特にない
- ⑭ その他



設問8 平成23年に「平泉の文化遺産」、平成27年に「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」がユネスコの世界遺産に登録され、現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録を目指した取組が進められています。

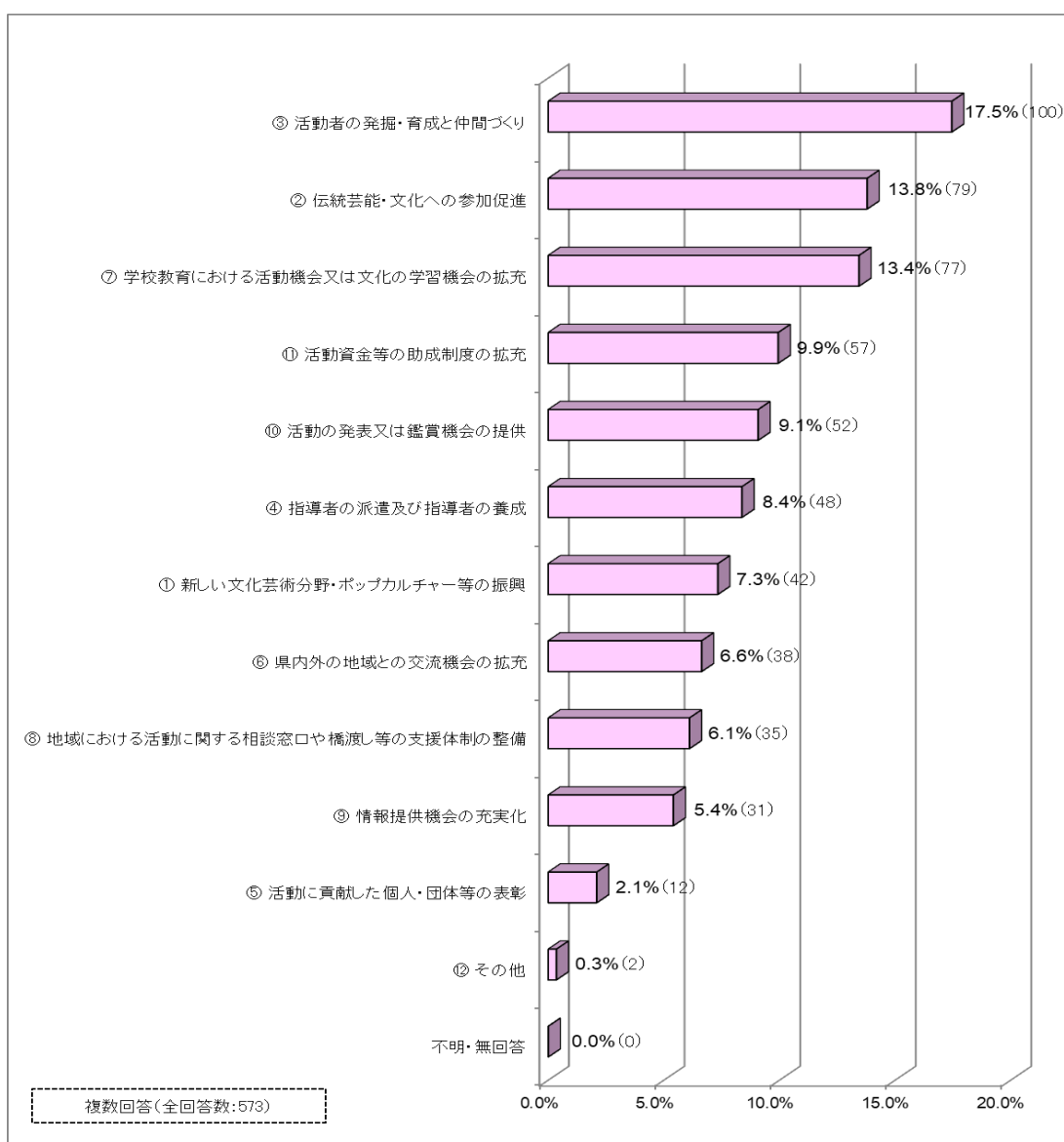
今後さらに岩手県の世界遺産等の魅力や情報を発信・普及していくためにはどのような取組が必要であると思いますか。（選択肢から3つまで選択）

- ① 世界遺産を題材とした文化芸術（例：文学、音楽、絵画、写真、マンガ、キャラクター作成など）の振興
- ② 学校教育における世界遺産等の価値の理解促進
- ③ 世界遺産等の普及活動をする人・団体等の協働・交流のネットワークづくり
- ④ 冊子・DVD等の作成と配付・販売
- ⑤ ホームページ、SNS等インターネットによる情報発信の充実化
- ⑥ テレビ・ラジオ・雑誌等のマスメディアの活用による広報活動
- ⑦ キャンペーンやイベント等の実施によるPR活動
- ⑧ イメージマーク、ロゴなどイメージコンテンツの積極的な普及活動
- ⑨ 特にない
- ⑩ その他



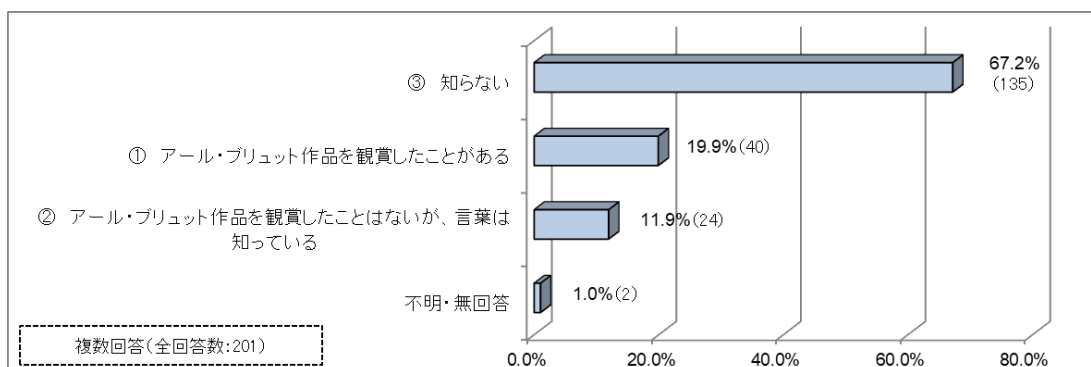
設問 9 今後、若者がより積極的に文化芸術活動に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。（選択肢から3つまで選択）

- ① 新しい文化芸術分野・ポップカルチャー等の振興
- ② 伝統芸能・文化への参加促進
- ③ 活動者の発掘・育成と仲間づくり
- ④ 指導者の派遣及び指導者の養成
- ⑤ 活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ⑥ 県内外の地域との交流機会の拡充
- ⑦ 学校教育における活動機会又は文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における活動に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 情報提供機会の充実化
- ⑩ 活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑪ 活動資金等の助成制度の拡充
- ⑫ その他



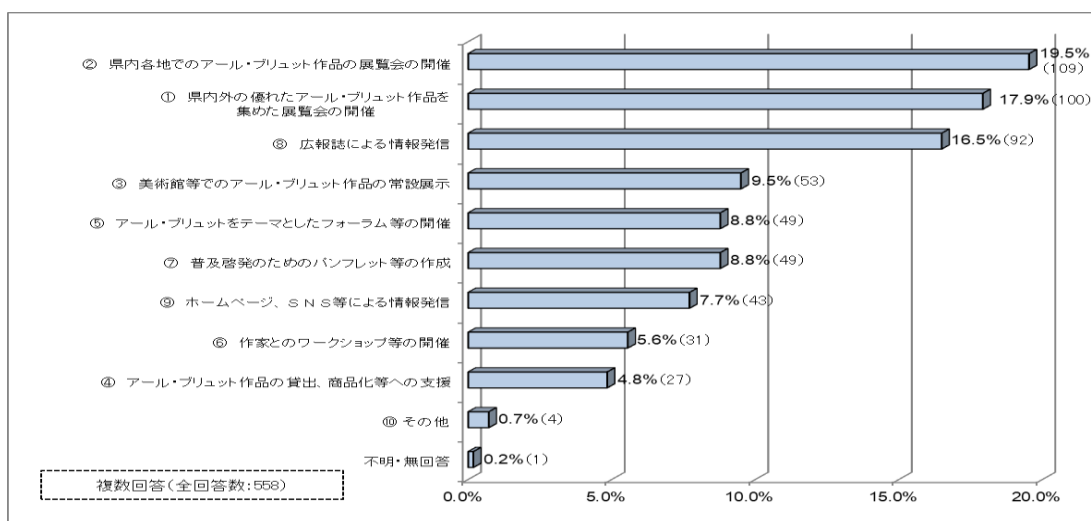
設問 10 伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のまに表現した芸術で、障がいのある人・子ども・素人芸術家らの作品を「アール・ブリュット」と言いますが、このアール・ブリュットのことを知っていますか。

- ① アール・ブリュット作品を観賞したことがある
- ② アール・ブリュット作品を観賞したことはないが、言葉は知っている
- ③ 知らない



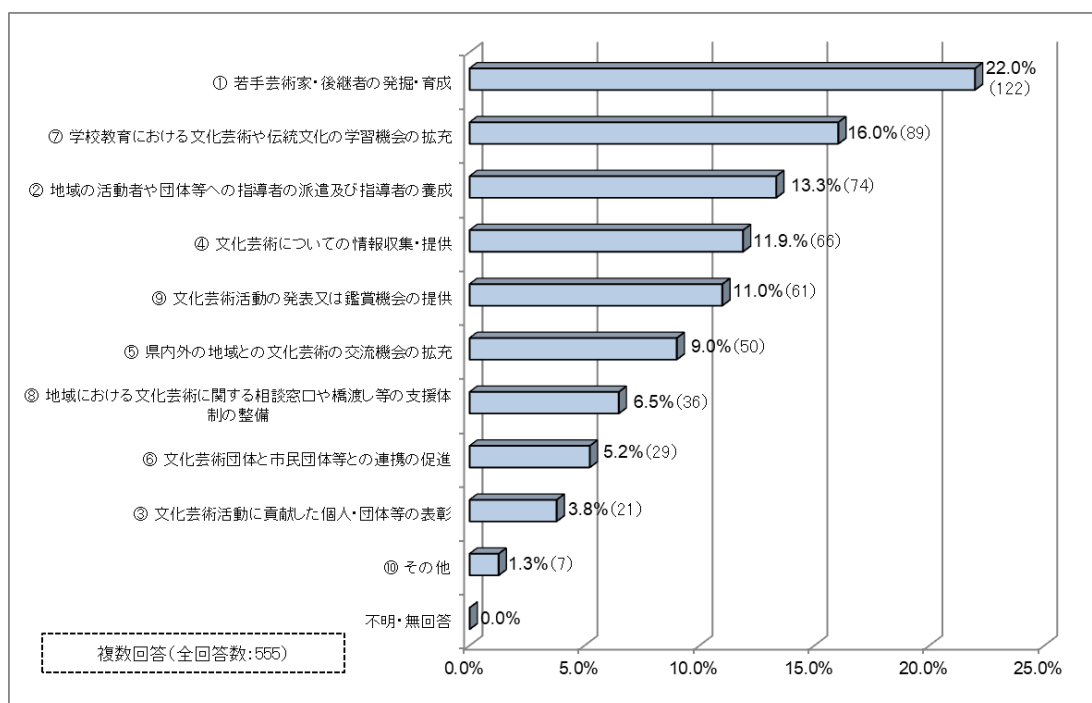
設問 11 岩手県では、アール・ブリュットを始めとした障がい者の文化芸術活動の推進に取り組んでいます。県民のアール・ブリュットへの関心を高めるためにはどのような方法が有効だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 県内外の優れたアール・ブリュット作品を集めた展覧会の開催
- ② 県内各地でのアール・ブリュット作品の展覧会の開催
- ③ 美術館等でのアール・ブリュット作品の常設展示
- ④ アール・ブリュット作品の貸出、商品化等への支援
- ⑤ アール・ブリュットをテーマとしたフォーラム等の開催
- ⑥ 作家とのワークショップ等の開催
- ⑦ 普及啓発のためのパンフレット等の作成
- ⑧ 広報誌による情報発信
- ⑨ ホームページ、SNS等による情報発信
- ⑩ その他



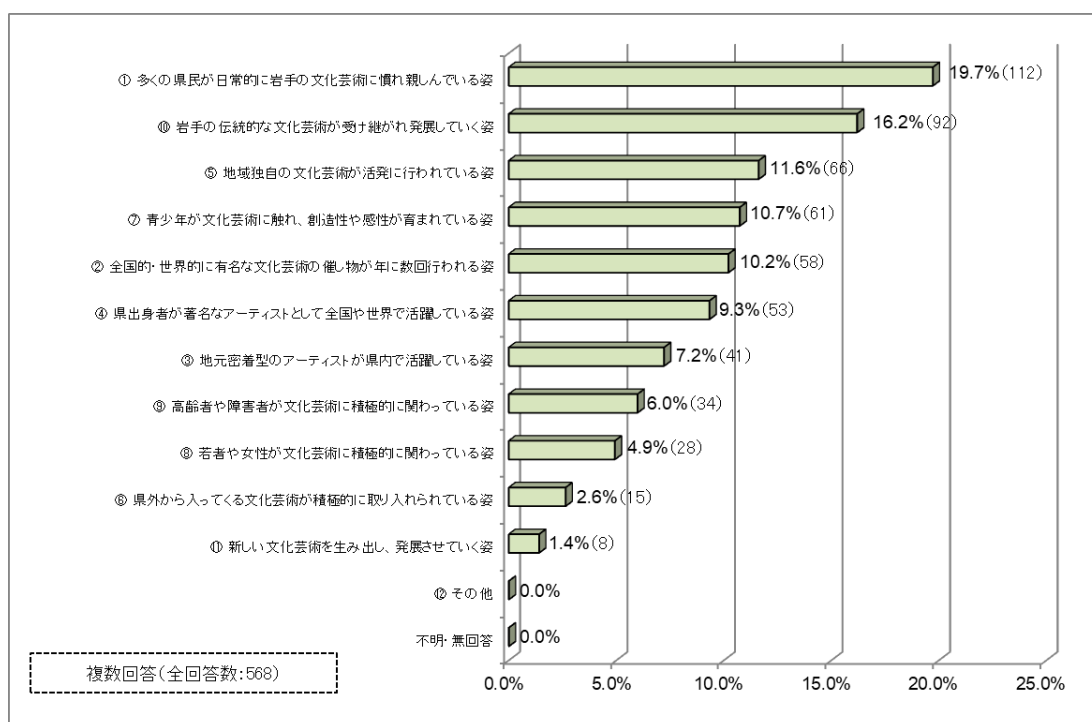
設問 12 文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 若手芸術家・後継者の発掘・育成
- ② 地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成
- ③ 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ④ 文化芸術についての情報収集・提供
- ⑤ 県内外の地域との文化芸術の交流機会の拡充
- ⑥ 文化芸術団体と市民団体等との連携の促進
- ⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における文化芸術に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 文化芸術活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑩ その他



設問 13 岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなのだと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿
- ② 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われている姿
- ③ 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿
- ④ 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿
- ⑤ 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿
- ⑥ 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿
- ⑦ 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿
- ⑧ 若者や女性が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑨ 高齢者や障がい者が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑩ 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿
- ⑪ 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿
- ⑫ その他



資料6 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

(第6期：平成30年6月1日～令和2年5月31日)

職	氏 名	所属・役職等
会 長	佐々木 民夫	岩手県立大学名誉教授
副会長	菅 野 洋 樹 (令和元年6月26日まで)	公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長
	高 橋 嘉 行 (令和元年8月1日から)	
委 員	飯 森 千 加	いわて県南アートプロジェクト代表
〃	板 垣 崇 志	社会福祉法人光林会るんびにい美術館 アートディレクター
〃	小田島 正明 (令和元年5月21日まで)	公益社団法人全国高等学校文化連盟会長 岩手県立盛岡第四高等学校校長
〃	五 日 市 健 (令和元年6月1日から)	
〃	上 田 吹 黄	一級建築士ちいろば設計
〃	木 村 敦 子	「てくり」編集人 アートディレクター
〃	熊 谷 常 正	岩手県文化財保護審議会委員 盛岡大学文学部教授
〃	齋 藤 桃 子	岩手町立石神の丘美術館主任学芸員
〃	坂 田 裕 一	特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター理事長
〃	柴 田 和 子	一般社団法人岩手県芸術文化協会会長
〃	田 口 博 子	日本弦楽指導者協会会員
〃	長 坂 友 太	戸呂町神楽保存会代表
〃	中 嶋 奈 津 子	岩手県文化財保護審議会委員 佛教大学非常勤講師
〃	本 村 健 太	岩手大学人文社会科学部教授
〃	渡 辺 靖	慶応義塾大学環境情報学部教授

※委員は五十音順に掲載

資料7 岩手県文化芸術振興審議会における審議経過

年月日	主な審議経過等	主な審議事項等
令和元年 6月18日	第26回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針の改訂について 「次期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向」について諮問。
7月10日 ～7月24日	希望郷いわてモニターアンケート 「文化芸術に関する意識調査」実施	岩手県の文化芸術に関する現状、課題等の抽出のためのアンケート調査を実施
9月5日	第27回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について 次期指針の骨子（案）について
9月11日 ～9月18日	市町村担当者等との意見交換会	県内6会場において、市町村や市町村芸術文化協会等と意見交換を実施
9月19日 ～9月20日	文化芸術団体等との意見交換会	文化芸術団体、障がい者芸術関係者等との意見交換を実施
11月19日	第28回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）について
11月28日 ～12月27日	パブリック・コメント	第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）へのパブリック・コメントを実施
令和2年 1月29日	第29回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針（案）のとりまとめについて 第3期岩手県文化芸術振興指針を答申

資料8 指針策定に当たっての意見募集結果

本指針の策定に当たり、県民への周知を図るとともに、広く意見を聴き、策定の参考とするため、パブリック・コメント等により意見を募集しました。

1 実施期間

令和元年 11 月 28 日（木）から令和元年 12 月 27 日（金）まで

2 実施方法及び周知実績

- (1) 県ホームページへの資料等掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 各市町村、文化芸術団体、関係機関等への通知
- (4) コーディネーター会議等での説明（県内 3 か所）
- (5) その他（いわての文化情報大事典 Facebook、Twitter での告知）

3 寄せられた意見の実績

内 容	意見数
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1 件
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	5 件
III 基本的方向性	7 件
IV 施策の具体的推進	52 件
V 指針の推進	4 件
その他	2 件
合 計	71 件

第 3 期岩手県文化芸術振興指針

岩手県

令和 2 年 3 月

楽しい オーケストラ

オーケストラと 子どもたちの夢舞台

in 岩手

第1部 オーケストラ! ★★

- ◆ 信長貴富:《音楽のとびら》～管弦楽のためのファンファーレ～
- ◆ アンダーソン: 舞踏会の美女
- ◆ ホルスト:《惑星》より「木星」(夏休みコンサート版)

第2部 わくわくピアノ! ★★

- ◆ ショパン: 幻想即興曲 (ピアノ・ソロ)
- ◆ ガーシュウィン: ラプソディ・イン・ブルー

第3部 子どもたちのステージ ★

- ◆ 葛巻神楽「鶏舞」(葛巻町立葛巻中学校)
- ◆ 4校合同「つながる」絆合唱団
(岩手県立久慈高校、宮古高校、釜石高校、高田高校)

第4部 みんなでいっしょに♪ ★★

- ◆ さんぽ ◆ ふるさと ◆ 勇気100%

出演

指揮: 永峰 大輔

ピアノ: 上原 彩子

お話とうた: 江原 陽子

管弦楽: 日本フィルハーモニー交響楽団

2024年 **8月5日(月)** 午後4時30分開演 [午後3時45分開場]
トーサイクラシックホール岩手 大ホール(岩手県民会館)

チケット料金 [全席指定・消費税込]

大人: **3,000円** 子ども: **1,500円** (4歳～高校生以下)

※4歳未満は入場できません。チケットはお一人一枚ご用意ください。
※出演者、曲目等は変更される場合がございます。あらかじめご了承ください。

- ◆ 主催: 東北の夢プロジェクトin岩手 実行委員会
(日本フィルハーモニー交響楽団、岩手県、岩手日報社、岩手県芸術文化協会)
- ◆ 共催: IBC岩手放送 ◆ 協賛: 全国保証株式会社
- ◆ 後援: 復興庁、岩手県文化振興事業団、岩手県教育委員会、宮古市、宮古市教育委員会、久慈市教育委員会、陸前高田市、陸前高田市教育委員会、釜石市、葛巻町教育委員会
- ◆ 協力: 岩手銀行、岩手県合唱連盟、杉並区
- ◆ 助成: 新たなオーケストラ支援事業 | 独立行政法人日本芸術文化振興会

お問い合わせ 岩手日報社事業部 019-653-4121 (平日 9:00～17:00)

◆ プレイガイド

- ・ ローソンチケット
<http://l-tike.com> (Lコード: 21812)
- ・ 日本フィルeチケット♪
[席を選んでお申込みできます]
<https://eticket.japanphil.or.jp>
- ・ 岩手日報社事業部
- ・ カワトク、アネックスカワトク、フェザン

5月20日
発売

楽しい

日本フィルハーモニー交響楽団 東北の夢プロジェクト2024

オーケストラ in 岩手

東北の子どもたちの「夢」を応援

10年以上にわたり被災地に音楽を届け続けてきた日本フィルと、東北地方で続く郷土芸能や子どもたちの文化活動がひとつのステージに！オーケストラとピアノが織りなす豊かな音色、子どもたちの真剣な眼差し、そしてみんなの笑顔が輝く夏の“夢舞台”にどうぞご期待ください。



©N_IKEGAMI

《指揮》 永峰 大輔 NAGAMINE Daisuke

1977年千葉県生まれ。同志社大学法学部を卒業後、洗足学園音楽大学附属指揮研究所で学ぶ。2002年に渡独後、ノルディッシャー・クラン音楽祭に出演。2008年にはブラジル・フォルタレーザでエリアザール・デ・カルヴァーリョ音楽祭に招かれ、日伯移民100周年を記念する演奏会を指揮。2012年神奈川フィルハーモニー管弦楽団副指揮者、2015年NHK交響楽団にて、首席指揮者パーヴォ・ヤルヴィのアシスタントを務めた。最近では「ディズニー・オン・クラシック」客演指揮者として三度の全国ツアーを成功に導いた他、2021年にはピエタリ・インキネンの代役として日本フィルハーモニー交響楽団「第364回横浜定期演奏会（秋季）」に登壇。翌年には、同じく代役として「第47回九州公演 日本フィル in Kyushu2022」を指揮し「打楽器や管楽器を思い切り響かせるパワーで無事にツアーを繋いだ。」（モーストリークラシック）などの好意的な評を受けている。これまでに、2011年ニコライ・パセーリビッチ賞（ウクライナ）、2014年第5回ICW国際指揮コンクール最優秀指揮者（アトランタ）などを受賞。知性と情熱を兼ね備え、将来が最も期待される指揮者である。



©武藤 章

《ピアノ》 上原 彩子 UEHARA Ayako

第12回チャイコフスキー国際コンクール ピアノ部門において、女性としてまた、日本人として史上初めての第一位を獲得。第18回新日鉄音楽賞フレッシュアーティスト賞受賞。これまでに国内外での演奏活動を行ない、ヤノフスキ、ノセダ、ルイーダ、ラザレフ、ブラビンス、ペトレンコ、小澤征爾、小林研一郎、飯森範親、各氏等の指揮のもと、国内外のオーケストラのソリストとしての共演も多い。2004年12月にはデュエット指揮NHK交響楽団と共演し、2004年度ベスト・ソリストに選ばれた。CDはEMIクラシックスから3枚がワールドワイドで発売された他、キングレコードより『上原彩子のくるみ割り人形』『ラフマニノフ13の前奏曲』『上原彩子のモーツァルト&チャイコフスキー』『デビュー20周年記念コンサート・ライブ盤』がリリースされている。東京藝術大学音楽学部早期教育リサーチセンター准教授。令和4年度文化庁長官表彰受賞。
〈オフィシャル・ホームページ〉: <https://www.japanarts.co.jp/artist/AyakoUEHARA>

《お話とうた》 江原 陽子 EBARA Yoko

東京藝術大学声楽科卒業。4歳より公益財団法人ソルフェージュスクールにてピアノを始め、ソルフェージュ、作曲、室内楽等音楽の基礎を同校で学ぶ。大学在学中より4年間、NHK「うたって・ゴー」に歌のおねえさんとしてレギュラー出演。1991年より日本フィルハーモニー交響楽団「夏休みコンサート」に歌と司会出演する他、東京都響、東京シティ・フィル、仙台フィル、九響等の音楽鑑賞教室やコンサートの司会を務める等、クラシックコンサートのナビゲーターとしても活躍している。親子で穏やかなひとときを、絵本読み聞かせコンサートも各地で開催。洗足学園音楽大学教授／(公財)ソルフェージュスクール講師



《子どもたちのステージ》

葛巻神楽「鶏舞」(葛巻町立葛巻中学校)



葛巻中学校は、「葛巻神楽」の伝承活動に全校で取り組み、文化祭では地域の方々にも披露しています。先輩から後輩への伝承の他、保存会や葛巻高校郷土芸能部にも協力していただきながら、神楽を守り続けています。

4校合同「つながる」絆合唱団

(岩手県立久慈高校、宮古高校、釜石高校、高田高校)



岩手県の沿岸地区にある4つの高校による合同合唱団。沿岸地区の合唱文化を盛り上げるため、また震災復興への願いを込めて2022年度に結成。「つながる」絆コンサートの企画の他、京都府、宮古市などで歌声を披露する機会をいただいています。

日本フィルハーモニー交響楽団 Japan Philharmonic Orchestra

1956年6月に故渡邊暁雄を中心に創立。「オーケストラ・コンサート」「エデュケーション・プログラム」「リージョナル・アクティビティ（地域活動）」という三つの柱に加え、2011年の東日本大震災以来「被災地に音楽を」届ける活動を継続している。首席指揮者カーチン・ウォン、桂冠名誉指揮者小林研一郎、桂冠指揮者兼芸術顧問アレクサンドル・ラザレフ、フレンド・オブ・JPO（芸術顧問）広上淳一という指揮者陣を中心に演奏会を行う。2026年の70周年に向け、芸術性と社会性を両輪とし、「温かさ」「人に寄り添う」土壌を大切にしながら、あらゆる人々へ、世代へ、地域へ、音楽の持つ様々な力を社会に活かしていくことを目指している。毎週水曜日22時54分～23時、BS朝日「Welcomeクラシック」出演中。
ホームページ <https://japanphil.or.jp> 公式X(旧Twitter) @Japanphil

トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸13番1号 TEL:019-624-1171 <http://www.iwate-kenmin.jp/>



作品
大募集

いわてマンガ大賞

「一般部門」と
「1～4コマ部門」、
「イラスト部門」
大募集!!デジタル原稿は
応募フォームからの
応募が可能です!!現役漫画家&
現役編集者が審査!!一次選考通過者は
漫画編集者から
アドバイスが
もらえる!!募集
締切 2024年9月20日(金) 必着!

テーマ 岩手に関連のあるオリジナル作品

一般部門

大賞
(1名)

賞金 10万円

+「コミックいわてWEB」及びマンガ単行本に掲載

優秀賞
(3名)

賞金 5万円

+「コミックいわてWEB」に掲載

学生の部

金賞
(2名)図書カード
3万円分銀賞
(3名)図書カード
1万円分

1～4コマ部門

一般の部
(高校生以上)最優秀賞
(1名)

賞金 3万円

+「コミックいわてWEB」に掲載

優秀賞
(2名)

賞金 1万円

+「コミックいわてWEB」に掲載

中学生
以下の部最優秀賞
(1名)図書カード
5千円分

+「コミックいわてWEB」に掲載

優秀賞
(3名以内)図書カード
3千円分

+「コミックいわてWEB」に掲載

イラスト部門

最優秀賞 (1名)

賞金 3万円

優秀賞 (3名)

賞金 1万円

イラスト/為永江田: 第13回いわてマンガ大賞 大賞受賞

詳細はこちら ▶▶▶ <https://www.iwatemangagp.com/>Foreign Language ▶▶▶ <https://www.iwatemangagp.com/global/global.html>

テーマ 岩手に関連のあるオリジナル作品

【募集部門】 一般部門 4～24ページ程度のマンガ 1～4コマ部門 1～4コママンガ (2コマ、3コママンガも可) イラスト部門 1点～ (複数応募可)

【応募資格】 不問。複数応募可。未発表・未投稿のオリジナル作品。

【原稿枚数】 一般部門: 4～24ページ程度

1～4コマ部門: 1ページに1本(16ページ以内)

イラスト部門: 1点から応募可(複数応募可)

【用紙】

①一般部門は、B4サイズの漫画原稿用紙またはケント紙とする。デジタル原稿の場合、B4サイズ原稿寸法、画像解像度600dpi以上で作成する。

②1～4コマ部門は、B4サイズの白い用紙であれば可(コピー用紙、画用紙等、漫画原稿用紙等)。下記の4コマ漫画のテンプレートを参考に。カラーの応募も可。

1～3コマ作品は4コマ部門のコマのサイズの拡張に合わせて描くか、描きやすい大きさで可。

1～4コマ部門は原稿1枚につき1作品で応募のこと。それぞれコマ割りは1枚につき1作品であれば自由とする。デジタル原稿の場合、B4サイズ原稿寸法、画像解像度600dpi以上で作成する。

([4コママンガのサイズ例] 1本の4コマの天地: 270mm。1コマのサイズ: 天地58mm×左右85mm。各話タイトル枠サイズ: 天地18mm×左右85mm。)

③イラスト部門はB4サイズ推奨。デジタル原稿の場合は600dpi以上で作成する。

1～4コマ部門テンプレートはいわてマンガ大賞HPからダウンロード

【応募原稿】

①紙による応募の場合

用紙の表側に、墨汁か製図用インクまたは黒ペンで描き、折らずに送付すること。鉛筆描き、薄墨や黒以外のインクの使用は不可。ただし、セリフやタイトルは鉛筆で記載すること。絵の上にセリフがある場合は、原稿用紙にトレーシングペーパーを貼り、その上に鉛筆で記載すること。原稿の欄外には、必ず鉛筆でページ番号を記載すること。

※1～4コマ部門及びイラスト部門はカラー原稿も応募可。

②デジタル原稿による応募の場合

一般部門は、黒以外の色は使用不可。1～4コマ部門及びイラスト部門はカラー原稿も応募可。HPの応募フォームから応募するか、データを入れたCD-RまたはDVD-Rと出力見本の両方を同封して郵送すること。(データは文字が入ったJPGまたはPDFデータと文字が入っていないPSDまたはTIFFデータの2種を入れること)

※海外からの応募の場合、原稿の言語は日本語・英語・フランス語・中国語のいずれかとする。(できる限り日本語の翻訳をつけてご応募ください)

デジタル原稿の応募はいわてマンガ大賞HPから

【原稿返却】

①返却希望の場合、応募用紙の「原稿返却」欄の「有」に○印をつけ、自分の郵便番号・住所・氏名を書いた返信用封筒に応募時と同額の切手を貼り、同封すること。(返信用封筒、切手貼付がない場合は返却しません)

②返却不要の場合は応募用紙の「原稿返却」欄の「無」に○印をつけること(返信用封筒及び切手は不要)。

③海外からの応募の場合、原稿返却は行わない。必ず写しを応募すること。またはデジタル原稿の応募に準じる。

④デジタル原稿を応募フォームから応募した作品の原稿返却はしない。

【応募用紙】

このチラシの応募用紙(コピーも可)、またはHPよりダウンロードの上プリントアウトし、必要事項を記入し、応募作の1ページ目の裏に貼付すること。メールアドレスはできる限り記載すること。学校での集団応募の際は学校のメールアドレスで可。海外からの応募の場合、できる限り英語で記入すること。

※チラシの応募用紙の「ペンネーム」「氏名」欄の「フリガナ」の「英語またはピンイン表記」は、外国語を使う方のみ記入してください。

デジタル原稿を応募フォームから応募した作品の場合、応募用紙は不要。

【注意事項】

①応募作品は、第三者の著作権、著作者人格権、意匠権、商標権、その他の第三者の権利を侵害しないものであること。応募作品に関して第三者からこれらの権利に関する何らかの請求があった場合、一切の責任は応募者が負うこと。なお、侵害する場合及び侵害のおそれがある場合には、作品の受賞を取り消す場合がある。

②受賞者は、受賞作品の全部又は一部を、次のア～ウについて無償で行うことを了承すること。

ア)その発表のために必要な利用(複製、展示、放映、記事掲載など)をすること

イ)主催者が本事業を広報するための印刷物やホームページなどに利用すること

ウ)主催者が本事業の記録として保存するために複製すること

また、広報の際に受賞作品を要約や翻訳する場合も了承すること

③受賞作品の全部又は一部を掲載したマンガ単行本などが販売された場合において、受賞者は、賞金以外に原稿料を請求することはできません。

④応募者が未成年の場合は、保護者の同意を得た上で作品を応募すること。

【審査員】

(1)一次審査 (株)銀杏社の漫画編集者。

(2)二次審査 県内在住漫画家、漫画編集者(首都圏出版社漫画編集者2名、(株)銀杏社)、イラストレーター、デザイナー、岩手県内書店関係者他。

【作品添削会】

一般部門においては、一次審査を通過した国内応募作品を対象として、複数名の漫画編集者による作品添削を、10月下旬～11月上旬(予定)に行う。(詳細はメールによる一次審査通過のお知らせと併せて案内する。メールはいわてマンガ大賞事務局アドレス(iwatemangaggp@gmail.com)から送る。メールアドレスの記載がない場合は郵送により案内する。)

【発表・表彰式】

審査結果の発表は11月下旬頃、表彰式は12月頃に予定

応募締切

2024年9月20日(金)必着

応募先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県文化振興課文化交流担当「第14回いわてマンガ大賞」宛て

またはいわてマンガ大賞HPから

電話: 019-629-6286

お問合せ

【マンガ制作及び応募に関する問合せ】

株式会社銀杏社

電話: 03-3946-7068 FAX: 03-3946-7093

最新情報はこちらをチェック ▶ <https://iwatemangaggp.com/>

✕切り取り線

【第14回いわてマンガ大賞】応募用紙	応募部門 (いずれかに○)	一般部門・1～4コマ部門・イラスト部門		職業 または学年	年齢
	ページ数	タイトル		原稿返却 (必ずどちらかに○)	有・無
	フリガナ	フリガナ		氏名	
	ペンネーム			フリガナ	
	住所	〒	電話番号 ※電話番号は 日中連絡がつく連絡先	メールアドレス	
	投稿歴・掲載歴(雑誌名やコンテスト名等)		「第14回いわてマンガ大賞」に応募したきっかけは?		
	①岩手県のHP ②いわてマンガ大賞HP ③SNS ④新聞 ⑤店頭のポスター・チラシ ⑥送付されたポスター・チラシ ⑦学校の課題や先生の勧め ⑧コンテスト情報サイト() ⑨その他()				

第2回

ミセテイワテ

動画コンテスト

賞金総額

60万円

募集期間

2024 年
7月12日～11月12日

募集テーマ

岩手を魅せる
のはあなた!?

ミセテイワテ動画コンテスト

岩手県では、映像を通して、岩手の魅力をより多くの方に伝えるため、
「ミセテイワテ動画コンテスト」を開催します。
あなたが魅力を感じる“岩手”、岩手に息づく“文化”など、
あなたが“みせたい岩手”の動画を募集します。

インスタ部門

30 秒以内の動画を
ハッシュタグをつけて投稿して応募！

チャレンジ部門

31 秒以上 3 分以内の動画を
応募フォームから応募！

特別審査員

©興松良樹

おおとも けいし
大友 啓史

映画監督

アンバサダー兼
審査員たかはし えいき
高橋 栄樹

映像ディレクター

審査員



サミュエル・トーマス

アニメ・映像コンテンツ
プロデューサー

うえだ きょうこ

クリエイター



いわくら しおり

写真家

応募締切

2024 年
11月12日

要件確認

応募資格、
条件・規格の確認

審査

プロの
審査員たちが審査

結果発表

受賞者に通知
ウェブサイトで発表

表彰式

2025 年 2 月
岩手県内で開催

インスタ部門

30 秒以内の動画

賞金・賞品



最優秀賞

5 万円（1 作品）



優秀賞

2 万円（3 作品）



特別賞

ご当地WAON 1 万円分（5 作品）



奨励賞

ご当地WAON 5 千円分（8 作品）

チャレンジ部門

31 秒以上 3 分以内の動画

賞金・賞品



最優秀賞

20 万円＋トロフィー＋賞状（1 作品）



優秀賞

5 万円＋賞状（3 作品）



特別賞

3 万円＋賞状（1 作品）



奨励賞

2 万円＋賞状（1 作品）

〈募集対象〉

- ・プロ・アマ、年齢は問いません。
- ・個人、団体を問いません。
- ・何点でもご応募いただけます（入賞は1 応募者 1 作品まで）。

〈募集作品〉

- ・岩手県に関連する動画を作成し、ご応募ください。
- ・動画の縦横の比率は問いません。
- ・表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問いません。
- ・応募者又は団体によるオリジナル作品をご応募ください。
- ・他のコンテスト等で受賞歴のない作品をご応募ください。
- ・動画作品は権利（肖像権・著作権等）を確認した上でご応募ください。
- ・個人を特定できる人物が動画に映っている場合は、応募する前に必ずその方の承諾を得てください。
- ・楽曲を使用する場合は「オリジナル楽曲」又は「著作権フリーの音楽」にしてください。
- ・応募の条件に違反した場合、入選を取り消すことがあります。
- ・応募をもってこの募集要項に関する全ての事項に同意したものとみなします。

〈応募方法〉（次の①②のいずれか）

- ①チャレンジ部門：YouTube で応募作品を限定公開後、動画リンクをウェブサイトにある応募フォームに入力しエントリー
 - ②インスタ部門：本事業 Instagram 公式アカウント「ミセティワテ動画コンテスト」ハッシュタグ「#ミセティワテ」をつけて投稿
- ※審査時（12 月を予定）に運営側で審査を実施。
- 公式アカウントをフォローしているアカウントの作品のみを対象に審査を行います。
- ※非公開アカウントでは投稿が確認できませんので、必ず公開アカウントでの投稿をお願いします。
- 応募作品の中から、本事業 Instagram アカウント内で作品をリポスト（二次掲載）します。

〈審査基準〉

- ・岩手の魅力が伝わってくるか
- ・誰かに共有したくなる作品か

〈入選作品発表・表彰式〉

- ・入選作品は 2025 年2 月に行う表彰式とウェブサイトで公表します。
- ・入選者にのみ入選の事前連絡をします。
- ・発表時の作者名に関して、チャレンジ部門はフォームに記載の氏名または団体名を、インスタ部門は審査時のアカウント名で公表させていただきます。

〈注意事項〉

- ・作品応募にかかる一切の費用は、応募者負担となります。
- ・作品の著作権は応募者に帰属しますが、岩手県及び岩手県が許可した団体等は、無償で応募作品を使用する権利を保有し、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）をできるものとします。
- ・応募作品に著作権、肖像権、その他第三者の権利侵害があった場合、岩手県は一切責任を負いません。
- ・応募作品は、応募者本人が作成し、すべての著作権を有しているものに限りします。
- ・特設サイト並びに岩手県及び岩手県が許可した団体等が所有する YouTube・SNS アカウント等への作品掲載後に不正が発覚した場合は、作品を削除し応募を無効とします。
- ・応募作品が以下の内容にあてはまる場合には審査対象外とし、本事業の Instagram アカウントへの掲載はしません。
 - ①第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの
 - ②公序良俗に反するもの
 - ③他のコンテスト等で受賞歴のあるもの
 - ④個人、企業、団体などを中傷、プライバシーを侵害するもの
 - ⑤ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの
 - ⑥ YouTube、Instagram の利用規約・法令に違反するもの
 - ⑦その他主催者が不適切と判断するもの

〈個人情報の取得について〉

- ・応募の際に記載いただいた個人情報は、本事業にのみ使用します。
- ・本事業の運営にあたり、個人情報は安全に管理いたしますが、通信上のリスクは御理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。
- 万が一、第三者の不正アクセス等の違法行為により、個人情報が漏洩してしまった場合については、県に過失が無い限り一切の責任を負いかねます。

〈お問い合わせ〉

- ミセティワテ動画コンテスト運営事務局
misetewate@gmail.com



平泉
平泉

ピース でつなぐ 世界遺産展

いわて
3つの

約20万ピースのブロックで表現された岩手の世界遺産を旅しよう

2024 **7.26** FRI ▶ **9.23** MON

【会場】岩手県立平泉世界遺産ガイドセンター

【開館時間】9:00~17:00 (最終入館 16:30)

岩手県西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽108-1

【入館料】一般:310円 学生:140円 高校生以下:無料

【主催】岩手県(文化スポーツ部文化振興課)



橋野鉄鉱山



御所野遺跡



GOSHONO JOMON SITE

WORLD HERITAGE IN IWATE

HIRAIZUMI

HASHINO IRON MINING AND SMELTING SITE

岩手が有する3つの世界遺産「平泉」(平泉町)、「橋野鉄鉱山」(釜石市)、「御所野遺跡」(一戸町)の
当時の生活の様子や建物を約20万ピースのブロックを使ってイメージ化。

過去から現在、そして未来につながっていく文化遺産の歴史や魅力を見て、知って、体感しよう!

※[展示のPOINT]は予定であり、予告なく変更する場合があります



展示のPOINT

平泉

平和な理想郷を目指し、この世に浄土を表そうと多様な寺院・庭園がつけられた平泉。今回はブロックならではの世界観で平安時代と現代の平泉を対比させ、生活や文化のつながりを表現します。



展示のPOINT

橋野鉄鉱山

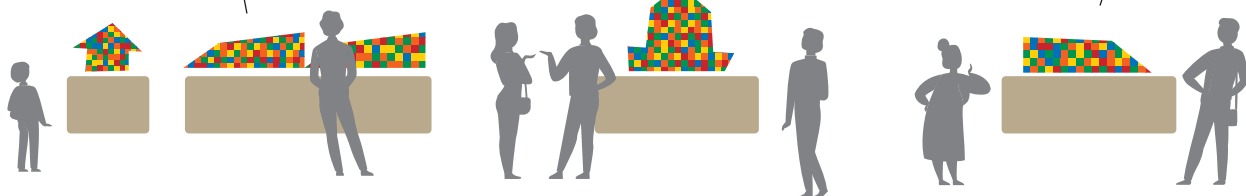
橋野鉄鉱山は1858年当時、国内最大級の鉄鉱山であり、幕末から明治にかけて日本の近代産業の先駆けとなりました。現存する日本最古の洋式高炉の当時の姿と、働く人々の様子をブロックで再現します。



展示のPOINT

御所野遺跡

竪穴住居・水場・折りともつりの場などの再現や、採集・漁・狩りの様子から、自然と共に生きる縄文時代の人々の暮らしをわかりやすく表現します。



プレイスペース『craft arts ラボ ～遊びの研究室～』OPEN

2024年7月26-28日、9月14-15日 時間:10:00-16:00 会場:体験学習室

参加無料

※イラストはイメージです

the・challenge!

ブロックを使って世界中の世界遺産を完成させよう!完成品はエントランスホールに展示します。



ピース組み立て広場

さまざまな色のブロックやパーツをはめ込んで、乗り物・建物・動物など自由な発想で組み立てよう!



ぬり絵ジグソーパズル

イラストレーター「たぐさん」によるオリジナルぬり絵を完成させて、自分だけのジグソーパズルを完成させよう。



フотスポットコーナー

SNSフォトパネルを使って写真を撮影してみんなでシェアしよう! 合言葉は「#ピースでつなぐ」Instagram・X・Facebook



7月26-28日の3日間限定
岩手の世界遺産オリジナルグッズ
各日先着10名にプレゼント!



駐車場に限りがございますので、なるべく公共交通機関を利用してご来館ください

【徒歩】JR平泉駅から徒歩12分

【JR】盛岡駅→平泉駅(東北本線で約1時間20分)

一ノ関駅→平泉駅(東北本線で約8分)



アクセス詳細

【お問合せ】岩手県文化スポーツ部文化振興課

TEL: 019-629-6488 Email: AK0002@pref.iwate.jp



平泉世界遺産ガイドセンター
ウェブサイト



平泉世界遺産ガイドセンター
@iwate_sekaisan



【公式】いわての3つの世界遺産
@iwate_world_heritage

こちらもお楽しみに!

いわて世界遺産まつり

in 御所野遺跡

たのしむ! まなぶ! 体感する世界遺産

2024 10.19(土).20(日) 10:00~16:00

【会場】御所野縄文公園・御所野縄文博物館(一戸町)

御所野遺跡
世界遺産登録
3周年記念

スペシャル
応援団も
やってくる!



ごしょどん



ケロ平



かまりん

いわて 世界遺産 まつり

マジカル河童ちゃんが
楽しくMC!



in 御所野遺跡

2024 **10.19 土 . 20 日** 10:00 ~ 16:00

入場無料

※御所野縄文博物館展示室の観覧には料金がかかります。
一般:300円 大学生:200円 高校生(18歳)以下:無料

いわて3つの世界遺産ワークショップ

ステージイベント

縄文カフェ

世界遺産ラリーイベント

【主催】岩手県(文化スポーツ部文化振興課)
TEL: 019-629-6488 Email: AK0002@pref.iwate.jp



HIRAIZUMI

HASHINO IRON MINING AND SMELTING SITE

GOSHONO JOMON SITE

WORLD HERITAGE IN IWATE

岩手が有する3つの世界遺産『平泉』『橋野鉄鉱山』『御所野遺跡』の魅力が、御所野縄文公園に大集合。
歴史、文化を体験し、学んで、未来へつなげる。「ここだけで体感できる」知的エンターテインメント!

体験
まなび
楽しむ

いわて3つの世界遺産ワークショップ

19(土) 20(日) 10:00~16:00 @御所野縄文博物館 2階体験工房【参加料無料】

※時間により内容が異なります



ペーパークラフト



鑄造体験



樹皮のストラップづくり



イラストレーター・たぐさん描き下ろし!
世界遺産めりえ

まなび
楽しむ

ステージイベント

10:00~16:00 @御所野縄文公園 野外ステージ

※タイムスケジュールは決定次第HPでお知らせします



3つの世界遺産
オープンスクール



北桜高校 華一
高校生による
民俗芸能公演

19日(土) 北桜高校 華一
20日(日) 大迫高校 早池峰神楽
伊保内高校 江刺家神楽



大迫高校 早池峰神楽
伊保内高校 江刺家神楽



歌おう! 踊ろう!
縄文ダンス

出演 Lips Dance School



餅まき

楽しい
うれしい
美味しい

縄文カフェ

19(土) 20(日) 10:00~16:00

@御所野縄文公園 野外飲食ブース



県北の美味しいグルメが大集合!

まなび
楽しむ

ピースでつなぐ 世界遺産展

19(土) 20(日) 10:00~16:00

@御所野縄文博物館 エントランス

約20万ピースの
ブロックで表現された
岩手の世界遺産を旅しよう!

まなび
楽しむ

世界遺産 ラリーイベント

19(土) 20(日) 10:00~16:00 @御所野縄文公園内全域

歴史の痕跡を学ぼう! 謎解きシールラリー

クイズに答えながらシールを
集めてガチャに挑戦! 世界遺
産オリジナルグッズや地元特
産品が当たるかも!?



世界遺産応援団を探せ! ウォークラリー



ごしょどん



かまりん



ケロ平

ごしょどん、かまりん、ケロ平が
公園内で迷子に!?
みんなで探してあげてね。

いわて世界遺産パネル展

19(土) 20(日) 10:00~16:00 @御所野縄文博物館 エントランス

同時開催

さわる・わかる・ひろがる
工芸はさわらないとわからない
~触文化への招待~

伝統工芸に「さわる」をテーマに展覧会を開催

【出品(予定)】
指物(東京都) 益田 大祐、南部鉄器(岩手県) 菊地 章
ガラス(埼玉県) 品阿弥 博子、和紙(熊本県) 金刺 潤平
陶芸(石川県) 吉岡 正義
【主催】一般社団法人 TAKUMI-Art du Japon



※イベント内容は予告なしに変更・中止する場合がございます

【会場】御所野縄文公園・御所野縄文博物館(一戸町)

〒028-5316 岩手県二戸郡一戸町岩館字御所野2

【お問合せ】岩手県(文化スポーツ部文化振興課)

TEL: 019-629-6488 Email: AK0002@pref.iwate.jp

イベント紹介ページ
(県公式HP)



【公式】いわての3つの世界遺産
@iwate_world_heritage



御所野縄文 WEEK 10.19(土)~27(日)

第77回 岩手芸術祭総合フェスティバル

日時：令和6年 10月5日(土) 開場 12:35(予定) 開演 13:00(予定)

入場無料

会場：トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館) 大ホール



佐比内金山太鼓
金田尚子舞踊研究所
photo: momoko shimotai



バレエダンサー 太田倫功 (第74回舞台公演映像出演)



二代目井上成美(黒澤博幸)・津軽三味線黒澤会



岩手県邦舞協会 (第74回舞台公演)



陸中弁天虎舞



岩崎鬼剣舞 (第68回舞台公演)

テーマ【継承・創造・平和 - 祝って、いわて】～もう一度観たい あの舞台～

※出演者・出演順・開催内容は変更になる場合があります。

● 合唱

<ICAスペシャルメールクワイア2024/岩手県合唱連盟>

● 金山太鼓・ダンス

<佐比内金山太鼓保存会・金田尚子舞踊研究所>

● 津軽三味線「独奏・オリジナル曲合奏」

<二代目井上成美(黒澤博幸)・津軽三味線黒澤会>

● 創作詩・弦楽カルテット・ダンス・現代美術の コラボレーション

<岩手県詩人クラブ・岩手県弦楽研究会・新☆男塾ダンス
パフォーマー石田智哉・岩手芸術祭美術展現代美術部門>

● 日本舞踊「岩手風物詩」 <岩手県邦舞協会>

● 式典「感謝のセレモニー」

<伴奏：盛岡市民マンドリンクラブ>

● 書道パフォーマンス&ジャズピアノ

<盛岡商業高等学校書道部/ジャズピアニスト鈴木牧子>

● サクソフォーン演奏

<大村光介/宮古市の高校生>

● ユネスコ無形文化遺産登録「岩崎鬼剣舞」

<岩崎鬼剣舞保存会(北上市)>

● 郷土芸能「虎舞」 <陸中弁天虎舞(大槌町)>

● バトントワリング <Zealバトントワラーズ>

● バレエ(映像出演)

<太田倫功/宮古市出身バレエダンサー>

● フィナーレ合唱

<ICAスペシャルメールクワイア2024/岩手県合唱連盟

・出演者>



サクソフォーン
大村光介

第26回 Jr.サクソフォーン
コンクール中学生部門
金賞グランプリ受賞

■ 司会 甲斐谷 望 (IBC岩手放送アナウンサー)

QRコードからアクセスすると、公演のライブ配信をスマートフォン等でご覧になれます。



■ 主催：岩手県

■ お問合せ：一般社団法人岩手県芸術文化協会 TEL・FAX 019-626-1202 〒020-0023 盛岡市内丸13-1県民会館内

舞台公演(フェスティバル)の演目

※出演者・出演順・開催内容は変更になる場合があります。

● 合唱 <ICAスペシャルメールクワイア2024/岩手県合唱連盟>

ICA (Iwate Choral Association)岩手県合唱連盟)に加盟する合唱団から、合唱を愛する男性たちが集い、岩手芸術祭総合フェスティバルのために結成した男声合唱団です。男声ならではの力強い歌声で、「岩手県民の歌」を合唱します。



岩手県合唱連盟 男声合唱団ICAスペシャルメールクワイア2024

● 金山太鼓・モダンダンス

<佐比内金山太鼓保存会・金田尚子舞踊研究所/岩手県洋舞協会>

平成29年の第70回岩手芸術祭フェスティバルで公演した演目で、好評により再演する演目。金山太鼓の勇壮な演舞と金田尚子舞踊研究所のモダンダンスのコラボレーション。

● 津軽三味線「独奏・オリジナル曲合奏」 <二代目井上成美（黒澤博幸）・津軽三味線黒澤会>

二代目井上成美(黒澤博幸)が会主。会主黒澤博幸は、2002年～2004年津軽三味線全日本金木大会で史上初の三連覇「仁太坊賞」を受賞。津軽三味線黒澤会は、2024津軽三味線日本一決定戦合奏ねぶたの部準優勝。総勢13名によるオリジナル曲合奏の迫力ある演奏を披露します。



岩手県弦楽研究会

● 創作詩・弦楽カルテット・ダンス・現代美術のコラボレーション

<岩手県詩人クラブ・岩手県弦楽研究会・ダンスパフォーマー石田智哉・岩手芸術祭美術展現代美術部門>

平成18年の第59回岩手芸術祭のフェスティバルの公演の演目をもとに、詩人クラブ創作の詩の朗読、弦楽カルテットの演奏、新☆男塾所属のダンスパフォーマーのダンス、岩手芸術祭現代美術部門の作品の映像による4つのジャンルの演目をつないだコラボレーションを披露します。



盛岡市民マンドリンクラブ



石田智哉

● 式典「感謝のセレモニー」 <伴奏：盛岡市民マンドリンクラブ>

岩手芸術祭功労者と芸術祭テーマ優秀賞者を表彰する感謝のセレモニー。式典伴奏は、盛岡市民マンドリンクラブ。若手メンバー5人によるアンサンブルでポピュラー曲を披露します。

● 書道パフォーマンス&ジャズピアノ <盛岡商業高等学校書道部・ジャズピアニスト 鈴木牧子>

平成30年の第71回岩手芸術祭フェスティバルの再演。今回の書道パフォーマンスは盛岡商業高等学校書道部です。同校書道部は県内外の書道展で優秀な成績を挙げています。ジャズピアニスト鈴木牧子さんは、盛岡市在住。1996～98年、自身が率いるカルテットで横浜ジャズプロムナードその他のコンテストで優秀賞3度受賞。2016～2023に三枚のアルバム発表。新宿ピットインなどでリリースツアーを行う。キャラホールジャズ鑑賞講座講師。岩手県ピアノ音楽協会会員。



鈴木牧子

● サクソフォーン演奏 <大村光介>

岩手県立宮古高等学校1年生。2023年第24回大阪国際音楽コンクール管楽器部門Age-J入選。2024年1月第26回Jr.サクソフォーンコンクール中学生部門で見事金賞グランプリを受賞。

● ユネスコ無形文化遺産登録「岩崎鬼剣舞」 <岩崎鬼剣舞保存会>

ユネスコ無形文化遺産登録。北上和賀地方に伝わる鬼剣舞の源流。演目は「一番庭」「一番庭の狂い」「刀剣舞」「八人加護」などがあります。今回の演目は「刀剣舞」で、鬼剣舞の源流の奥深い妙技を披露します。



盛岡商業高等学校書道部

● 郷土芸能「虎舞」 <陸中弁天虎舞>

「赤浜虎舞」が前身。その後、大槌湾の蓬萊島(ひょっこりひょうたん島)に祭られる弁天神社に、吉里吉里善兵衛ゆかりの品が納められたことを契機に「陸中弁天虎舞」と改称。東日本大震災で仲間が犠牲になり道具も流出しましたが、支援を受けて活動を継続し、今年創立50周年の節目を迎えました。

● バトントワリング <Zealバトントワラーズ>

平成28年の第69回岩手芸術祭のフェスティバルの再演。幼児から高校生まで約60名で活動しています。今年3月の全国大会で小学生が東北初の個人6位入賞、昨年8月の世界大会では銅メダルを獲得。



Zealバトントワラーズ

● バレエ(映像出演) <太田倫功>

宮古市出身のバレエダンサー。令和3年の第74回岩手芸術祭フェスティバルで映像出演。今夏のパリオリンピック開会式に出演。現在、フランス国立ボルドーオペラ座バレエ団の最高位エトワールとして活躍中。過去のダンス映像とともに、パリオリンピック開会式出演の感想などフランスからのメッセージを戴きます。

● フィナーレ合唱 <ICAスペシャルメールクワイア2024/岩手県合唱連盟・出演者>

岩手県合唱連盟のICAスペシャルメールクワイア2024がフィナーレ曲として、「斎太郎節」と「岩手県民の歌」を披露。「岩手県民の歌」は出演者と会場の皆様一緒に歌います。

QRコードからアクセスすると、10/5フェスティバル舞台公演のライブ配信をスマートフォン等でご覧になれます。



芸術体験フェスタ in 釜石・大槌 <入場無料>

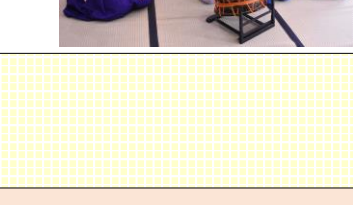
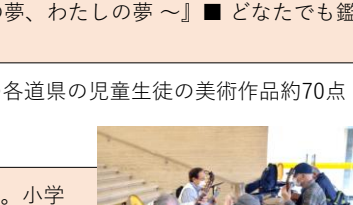
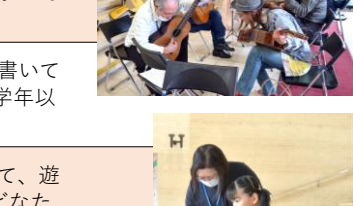
【開催日時】令和7年1月17日(金)～19日(日) 【開催会場】釜石市民ホールTETTO

● 舞台公演 令和7年1月18日(土)13時～(予定) ● 芸術体験イベント 令和7年1月19日(日)10時～16時(予定)

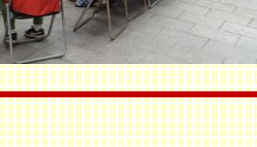
● 巡回美術展 令和7年1月17日(金)～19日(日)10時～16時(予定)

ト・サイクラシックホール岩手(岩手県民会館)会場 <10月5日(土)>

※イベントの内容・時間は変更場合があります。ご了承ください。

グランドホール	● 絵画コンクール入賞作品展 ■ 時間10：00～16：00 ■ テーマは『夢 ～ ぼくの夢、わたしの夢 ～』 ■ どなたでも鑑賞可能。 ● こどもアール・ブリュット作品展 ■ 時間 10：30～16：00 ■ 東北・北海道の各道県の児童生徒の美術作品約70点の展示。県芸術文化協会ホームページでWe b 展示も行う。 ■ どなたでも鑑賞可能。 （東北・北海道芸術文化団体協議会）	
中ホール入口	● 「絵馬」に書いてみよう ■ 時間 10：00～16：00 ■ 絵馬に好きな文字を書道で書いてみる。筆、墨、絵馬等は主催者で用意。 ■ 先着20名。当日参加可能。どなたでも。小学校低学年以下は保護者同伴。（岩手書道協会）	
中ホールホワイエ	● オーケストラの楽器を体験してみよう ■ 時間 10：00～16：00 ■ 弦楽器（ヴァイオリン・ビオラ・チェロ・コントラバス等）や打楽器（木琴・鉄琴等）のオーケストラの楽器の演奏体験。 ■ 当日参加可能。どなたでも（3歳以上）。（岩手県管弦楽連盟）	
中ホール舞台	● 日本舞踊を楽しく踊りましょう ■ 時間 10：00～12：00 ■ 日本舞踊を基本から踊ってみましょう。浴衣一式・草履・スリッパ（足袋または白ソックス含む。）を持参（貸出あり）。 ■ 要参加予約 9/30（土）までに県邦舞協会（FAXで 019-626-4466）へ申込み。 ■ どなたでも。初心者歓迎。先着10名程度。（岩手県邦舞協会）	
大ホール1階階段フロア	● 茶の湯の体験 ～茶会に参加してみませんか！～ ■ 時間 10：00～15：00 ■ 立礼式茶会の雰囲気を感じ、お抹茶と和菓子は、いかがですか。お茶を点ててみませんか。 ■ 当日参加可能。どなたでも。3歳以下は保護者同伴。先着順。菓子がなくなり次第終了。（岩手県茶道協会）	
大ホール階段	● 紙コップでタワーづくり ■ 時間10：00～16：00 ■ 5千個の紙コップを積み上げてタワー作り。 ■ 当日参加可能。	
大ホール2階ホワイエ	● 能楽・謡と仕舞と和楽器の演奏に挑戦してみよう！ ■ 時間 10：30～11：30 ■ 「高砂」で祝謡の稽古、「羽衣」で仕舞の稽古、最後に能に使われる小鼓・大鼓・太鼓の演奏体験。 ■ 白足袋がある方は持参。（無い方はソックスで可。） ■ 当日参加可能。どなたでも鑑賞可。（岩手県能楽連合会）	

ト・サイクラシックホール岩手(岩手県民会館)会場 <10月6日(日)>

グランドホール	● 絵画コンクール入賞作品展 ■ 時間10：00～16：00 ■ テーマは『夢 ～ ぼくの夢、わたしの夢 ～』 ■ どなたでも鑑賞可能。 ● こどもアール・ブリュット作品展 ■ 時間 10：30～16：00 ■ 東北・北海道の各道県の児童生徒の美術作品約70点の展示。県芸術文化協会ホームページでWe b 展示も行う。 ■ どなたでも鑑賞可能。（東北・北海道芸術文化団体協議会） ● ギターを弾こう ■ 時間 10：00～12：00 ■ ギターの初心者教室。 ■ 当日参加可能。小学生以上。初心者歓迎。（岩手県ギター協会）	
中ホール入口	● 「絵馬」に書いてみよう ■ 時間 10：00～16：00 ■ 絵馬に好きな文字を書道で書いてみる。筆、墨、絵馬等は主催者で用意。 ■ 先着20名。当日参加可能。どなたでも。小学校低学年以下は保護者同伴。（岩手書道協会）	
大ホール1階階段フロア	● お箏であそぼう ■ 時間 10：00～16：00 ■ 先生の指導の下、お箏（こと）に触れて、遊びながら弾く楽しさ、音を出す楽しさを体験し、お箏（こと）に親しむ。 ■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手三曲協会）	
大ホール階段	● 紙コップでタワーづくり ■ 時間10：00～16：00 ■ 5千個の紙コップを積み上げてタワー作り ■ 当日参加可能。	
中ホール舞台	● 大きな声で中ホールでうたってみよう ■ 時間 13：00～16：00 ■ 課題曲（童謡・唱歌・抒情歌・クラシック）から希望の曲を選択して自由に歌を楽しむ。アドバイスあり。自由曲も可。曲目等の詳細は声楽研究会へ照会または県芸術文化協会のホームページで確認。 ■ 要参加予約。10/5（土）までに声楽研究会（090-8783-0172 丸岡）へ。小学校4年生以上。10名程度まで。（岩手声楽研究会）	

第8回 イーハトーヴとっておきの音楽祭りおか（共催事業）

- 9月29日（日）10：00 ～ 15：30（予定）
- おでってホール・おでって広場・盛岡市肴町商店街アーケード（予定）
- 障がいのある人もない人も一緒に音楽を楽しみ、音楽のチカラで「心のバリアフリー」を目指す音楽祭。どなたでも鑑賞可能。

<問い合わせ> とっておきの音楽祭イーハトーヴ実行委員会 TEL 019-652-0879

芸術体験フェスタ！



芸術体験イベント＆岩手芸術祭総合フェスティバル



体験イベント

岩手の文化芸術の「体験」「鑑賞」が楽しめる県内最大の文化芸術イベント

参加無料

令和6年9月28日（土）～ 9月29日（日）10：30～16：00 盛岡市肴町商店街アーケード

令和6年10月5日（土）～ 10月6日（日）10：00～16：00 ト・サイクラシックホール岩手（岩手県民会館）

第77回岩手芸術祭総合フェスティバル

～ 岩手県芸術文化協会プレ創立50周年記念舞台公演 ～

令和6年10月5日（土）開場 12：35 開演 13：00（予定）

ト・サイクラシックホール岩手（岩手県民会館）大ホール

【テーマ】継承・創造・平和 － 祝って、いわて ～もう一度観たい あの舞台～

【出演者】 <司会：甲斐谷 望 IBC岩手放送アナウンサー>

敬称略。 ※ 出演者・出演順・開催内容は変更になる場合があります。

- 合唱（ICAスペシャルメールクワイア2024/岩手県合唱連盟）
- 金山太鼓・モダンダンス（佐比内金山太鼓保存会・金田尚子舞踊研究所/岩手県洋舞協会）
- 津軽三味線「独奏・オリジナル曲合奏」（二代目井上成美（黒澤博幸）・津軽三味線黒澤会）
- 創作詩・弦楽カルテット・ダンス・現代美術のコラボレーション（岩手県詩人クラブ・岩手県弦楽研究会・新☆男塾ダンスパフォーマー石田智哉・岩手芸術祭美術展現代美術部門）

- 日本舞踊「岩手風物詩」（岩手県邦舞協会）
- 式典「感謝のセレモニー」（伴奏：盛岡市民マンドリンクラブ）
- 書道パフォーマンス&ジャズピアノ（岩手県立盛岡商業高等学校書道部・ジャズピアニスト鈴木牧子）
- サクソフォーン演奏/大村光介（宮古市の高校生。第26回Jr.サクソフォーンコンクール中学生部門金賞グランプリ受賞）
- ユネスコ無形文化遺産登録「岩崎鬼剣舞」（岩崎鬼剣舞保存会/北上市）
- 郷土芸能「虎舞」（陸中弁天虎舞/大槌町）
- バトントワリング（Zealバトントワラーズ）
- バレエ（映像出演）（太田倫功/宮古市出身のバレエダンサー）
- フィナーレ合唱（ICAスペシャルメールクワイア2024/岩手県合唱連盟・出演者）



陸中弁天虎舞（大槌町）



佐比内金山太鼓・金田尚子舞踊研究所
photo：momoko shimidai



岩手県邦舞協会
（第74回舞台公演）

楽しいステージフェスティバル

～ 大ホールでの発表・鑑賞・体験 ～

令和6年10月6日（日）開場12：35 開演13：00（予定）

ト・サイクラシックホール岩手（岩手県民会館）大ホール

入場無料

敬称略。※出演者・開催内容は変更になる場合があります。

第1部「子ども芸術発表会」子ども達の舞台発表ステージ

- 日本舞踊（岩手県邦舞協会）
- モダンダンス（金田尚子舞踊研究所／岩手県洋舞協会）
- フラッグパフォーマンス（カラーガードチーム arbre）
- 合唱（イーハトーヴ子ども合唱隊）
- 弦楽演奏（スプリングハーモニージュニアオーケストラ）
- 弦楽演奏（いわてジュニアアンサンブル）



イーハトーヴ子ども合唱隊



金田尚子舞踊研究所



岩手県邦舞協会

第2部 特別出演「スタジオDANCE ONE」ジャズダンスの公演ステージ

JAZZを中心にコンテンポラリー・バレエなど、Soul danceを目指し、舞台やイベントを中心に活動しているスタジオです。アクロバットユニット「新☆男塾」も活動しています。

第3部「みんなで歌おう」合唱体験ステージ

岩手県合唱連盟副理事長 佐藤文子氏（県立盛岡第四高等学校音楽部顧問）の指導で、舞台・客席のみんなで合唱体験♪

<司会：二階堂 芳子>

※イベントに係る照会は県芸術文化協会へお問合せ、又は、県芸術文化協会のホームページをご覧ください。

【主催】
岩手県

お問合せ先
予約申込先

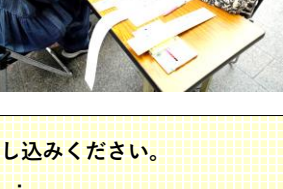
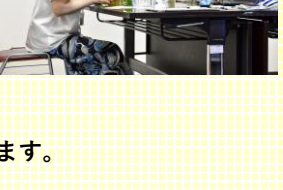
一般社団法人岩手県芸術文化協会
TEL・FAX：019-626-1202

〒020-0023 盛岡市内丸13-1 県民会館内
メール：geibuniwate@aurora.ocn.ne.jp



盛岡市肴町商店街アーケード会場　<9月28日(土)>

※イベントの内容・時間は変更場合があります。ご了承ください。

文 芸 広 場	● 絵画コンクール応募作品展　■ 時間10：30～16：00　■ テーマは『夢 ～ ぼくの夢、わたしの夢 ～』。入賞作品は「芸術体験フェスタ（盛岡市肴町商店街アーケード会場）」で展示予定。県芸術文化協会ホームページでWeb 展示も行う。■ どなたでも鑑賞可能。	
	● こどもアール・ブリュット作品展　■ 時間 10：30～16：00　■ 東北・北海道の各道県の児童生徒の美術作品約70点の展示。県芸術文化協会ホームページでWeb 展示も行う。■ どなたでも鑑賞可能。■ 会場は「monaka」3階ギャラリー&スペース（予定）（東北・北海道芸術文化団体協議会）	
	● Let's Dance「ジャンボリーミッキー」　■ 時間 11：00～11：30　■ みんなで「ジャンボリーミッキー」を歌って踊ろう！ ■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手県洋舞協会/金田尚子舞踊研究所）	
	● 合唱「不来方高等学校音楽部」　■ 時間 11：30～12：00　■ 全日本合唱コンクール全国大会29回出場（金賞23回。15大会連続金賞。うち文部科学大臣賞8回受賞。）の不来方高等学校音楽部の合唱。■ どなたでも鑑賞可能。（不来方高等学校音楽部）	
	● けん玉に挑戦しよう　■ 時間 12：00～12：30/13：00～13：30　■ けん玉を県内唯一のけん玉道二段の名人に指導受けながら楽しく交流。日本けん玉協会県支部の蒔谷名人がけん玉の遊び方、楽しみ方を初心者にも丁寧に指導。指導を受けて優秀な方3名には景品贈呈。■ 当日参加可能。どなたでも。1回先着20名まで。（日本けん玉協会岩手県支部）	
	● 書道パフォーマンス　■ 時間 12：30 ～13：30　■ 盛岡商業高等学校書道部の書道パフォーマンス鑑賞と揮毫体験。大きな紙に大きな筆で文字を書いてみる。■ 当日参加可能。どなたでも。（盛岡商業高等学校書道部）	
	● 宿場ちんどん屋「早池峰一座」■ 時間 12：45 ～13：15/14：00～14：30　■ 花巻市大迫町のちんどん屋。ちんどん屋のお馴染みの曲を演奏。一緒にチランまきの体験も。■ 当日参加可能。どなたでも。（宿場ちんどん屋「早池峰一座」）	
	● 木版画の多色刷り体験　■ 時間 10：30～12：00/13：00～16：00　■ 多色版画。少ない色数で豊かな色彩を楽しもう！ ■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手芸術祭美術展版画部門）	
文 芸 広 場	● 一緒に水墨画を描いてみませんか！　■ 時間 10：30～16：00　■ 水墨画用紙に基本である線引きから始め、基本の絵（竹など）を選び絵を描く。描いた絵は持ち帰り可能。■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手県水墨画協会）	
	● 三味線を弾こう！　■ 時間 10：30～12：00/13：00～16：00　■ 講師の弾き語り、実際に三味線の音を出してみよう。経験者は、唄（民謡）に合わせて弾くことも可。■ 当日参加可能。小学生高学年以上。（岩手県民謡協会）	
	● はた織りであそぼ！　■ 時間 10：30～15：00　■ 卓上機を使って、藍染や草木染の糸で、ティーマットを織ろう。所要時間約1時間。■ 1日10名限定。小学生以上どなたでも。未就学児は保護者同伴。（岩手手工芸美術協会）	
	● 「短歌に楽しむ」　■ 時間 10：30～12：00/13：00～15：00　■ 短歌を作る。（指導あり。）自身の短歌を色紙に書いてみる。■ 当日参加可能。初心者・経験者。10歳以上。（岩手県歌人クラブ）	
	● 「Let's 川柳」　■ 時間 10：30～12：00/13：00～15：00　■ 県川柳連盟役員による川柳作句指導。岩手芸術祭の発表誌を後日プレゼント。■ 当日参加可能。初心者・経験者。どなたでも。（岩手県川柳連盟）	
	● 「俳句で遊ぼう」　■ 時間 10：30～12：00/13：00～15：00　■ 俳句に興味がある方に、はじめての一句を詠むお手伝いをします。ある方は「歳時記」を持参。■ 当日参加可能。初心者。（岩手県俳句懇話会）	
	● マグカップでオリジナル小物入れを作ろう　■ 時間 10：30～12：00/13：00～15：00　■ 白いマグカップに水性サインペンや油性ペンで絵や文字を書いて小物入れを作る。■ 当日参加可能。どなたでも。先着30名。汚れても良い服装で。（パステル館）	
	● お絵描きでオリジナル傘づくり　■ 時間 10:30～12：00/13：00～16：00　■ ビニール傘に自由に絵を描いてオリジナル傘を作る。■ 先着40名。（原則、1家族1本）。当日会場で受付。どなたでも。	
文 芸 広 場	● 紙コップでタワーづくり　■ 時間10：30～16：00　■ 5千個の紙コップを積み上げてタワー作り。■ 当日参加可能。どなたでも。	
	● 初心者でも楽しめる将棋体験！　■ 時間 10：30～16：00　■ 多面指しコーナー、初心者個別指導コーナー等。クイズ「詰め将棋コーナ」の正解者には景品贈呈。■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手中・高校将棋部）	

オンライン体験

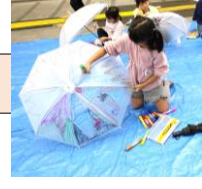
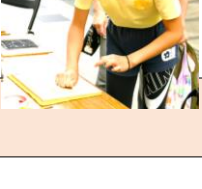
オンライン体験はパソコン、スマートフォン等のZoomシステムを使用します。必ずメールで申し込みください。
▶申込み期限：開催日の5日前まで　▶申込先メールアドレス：geibuniwate@aurora.ocn.ne.jp

10/12 (土)	いけばな [岩手華道協会]	■ 時間 14：00～15：00/15：00～16：00　■ 準備できる方は、はさみ、剣山、花器。無い方は相談のこと。花材は前日までに主催者から送付。受け取ったらバケツなどで水に入れ保管。■ 各回定員5名。どなたでも参加可能。	
11/14 (木)	短歌 [岩手県歌人クラブ]	■ 11/14（木）時間 10：00～12：00 ■ 11/30（土）時間 13：00～15：00 ■ 短歌を作る楽しさを指導。短歌添削は事前予約必要。	
11/30 (土)		※オンライン体験「短歌」については団体での申込みとなります。	

事前予約が必要なイベントは指定期限までに、必要事項を記入のうえ、各イベントの指定の連絡先へ申込み願います。

盛岡市肴町商店街アーケード会場　<9月29日(日)>

※イベントの内容・時間は変更場合があります。ご了承ください。

● 絵画コンクール応募作品展　■ 時間10：30～16：00　■ テーマは『夢 ～ ぼくの夢、わたしの夢 ～』。入賞作品は「芸術体験フェスタ（盛岡市肴町商店街アーケード会場）」で展示予定。県芸術文化協会ホームページでWeb 展示も行う。■ どなたでも鑑賞可能。	
● こどもアール・ブリュット作品展　■ 時間 10：30～16：00　■ 東北・北海道の各道県の児童生徒の美術作品約70点の展示。県芸術文化協会ホームページでWeb 展示も行う。■ どなたでも鑑賞可能。■ 会場は「monaka」3階ギャラリー&スペース（予定）（東北・北海道芸術文化団体協議会）	
● 生け花を楽しみましょう　■ 時間 10：30～12：00　■ 生け花を体験し、日本の伝統文化に親しむ。花材、ハサミ、花器、剣山は主催者で準備。■ 要参加予約 9/26（木）までに華道協会（090-7667-9594または090-2998-9481）へ。■ 小中学生対象（就学時未満は保護者同伴）。先着20名。初心者・経験者。■ 花に関するクイズコーナーもあり。是非、挑戦を。（岩手華道協会）	
● マジックに挑戦しよう！　■ 時間 12：30～13：00/14：30～15：00　■ マジックの演技と体験指導。■ 当日参加可能。小学生以上。先着15名程度。（盛岡アマチュア・マジシャンズ・クラブ）	
● さんさ踊り　■ 時間 13：00～13：30　■ 盛岡市の伝統さんさ踊りを鑑賞しよう。希望者は一緒に踊れます。[出演団体：盛岡市内伝統さんさ踊り団体] ■ どなたでも。（盛岡観光コンベンション協会）	
● 詩吟・吟舞を聞いて見て知ろう　■ 時間 14：00～14：30　■ 吟詠や吟舞によって大声の発声や身体を動かすことにより健康や芸術に心が動くことを味わう。■ 当日参加可能。未経験者歓迎。（岩手県吟剣詩舞道総連盟）	
● 落語を体験してみよう！　■ 時間 15：00～15：30　■ 寄席鑑賞から高座への上がり方、扇子・手ぬぐいの使い方など指導。■ 当日参加可。どなたでも。（アマチュア落語家 みちのく亭九介）	
● 講談を体験してみよう！　■ 時間 15：30～16：00　■ 講談師になったつもりで釈台を和紙と竹で作った張り扇でバンバンと叩きながら物語を語ってみよう。■ 当日参加可能。どなたでも。（紫凜会／紫波町）	
● 笛・尺八を吹こう！　■ 時間 10：30～12：00/13：00～16：00　■ 講師の演奏、合奏を楽しみながら実際に音を出してみよう。■ 当日参加可能。小学生高学年以上。（岩手県民謡協会）	
● はた織りであそぼ！　■ 時間 10：30～15：00　■ 卓上機を使って、藍染や草木染の糸で、ティーマットを織ろう。所要時間約1時間。■ 1日10名限定。小学生以上どなたでも。未就学児は保護者同伴。（岩手手工芸美術協会）	
● 和紙を染めて「うちわ」をつくろう！　■ 時間 10：30～12：30/13：30～15：30　■ 参加者それぞれが和紙を手染めして、色止め、乾燥後、うちわに張りつけて、自分だけのオリジナルうちわを作ろう。所要時間約2時間。■ 先着20名（午前10名・午後10名）小学生以上どなたでも。タオル持参。汚れても良い服装で。（岩手手工芸美術協会）	
● 短歌に親しむ　■ 時間 10：30～12：00/13：00～15：00　■ 短歌を作る（指導あり）。自身の短歌を色紙に書いてみる。■ 当日参加可能。初心者・経験者。10歳以上。（岩手県歌人クラブ）	
● 日本画の絵の具でお絵描き体験　■ 時間 10：30～12：00/13：00～16：00　■ 和紙のポストカードに日本画の絵の具で塗り絵をする。■ 当日参加可能。小学生以上。初心者歓迎。（岩手県日本画協会）	
● 色々なペンで手紙を書こう　■ 時間 10：30～12：00/13：00～15：00　■ 好きなイラストのポストカードに、ボールペン・カラーペン・筆ペン等で手紙を書こう。■ 当日参加可能。どなたでも。先着40名。汚れても良い服装で。（パステル館）	
● お絵描きでオリジナル傘づくり　■ 時間 10：30～16：00　■ ビニール傘に自由に絵を描いてオリジナル傘を作る。■ 先着40名。（原則、1家族1本）。当日会場で受付。どなたでも。	
● 紙コップでタワーづくり　■ 時間10：30～16：00　■ 5千個の紙コップを積み上げてタワー作り。■ 当日参加可能。どなたでも。	
● 初心者でも楽しめる将棋体験！　■ 時間 10：30～16：00　■ 多面指しコーナー、初心者個別指導コーナー等。クイズ「詰め将棋コーナ」の正解者には景品贈呈。■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手中・高校将棋部）	
● 吹き矢で元気を射止めよう！　■ 時間 10：30～15：30　■ 吹き矢で上手な呼吸法を！ ■ 先着50名。当日参加可能。どなたでも。（岩手県スポーツウエルネス吹き矢協会）	
● 第8回イーハトーヴとおきの音楽祭りもりおか　■ 時間 10：30～15：30　■ 障がいのある人もない人も一緒に音楽を楽しみ、音楽のチカラで「心のバリアフリー」を目指す音楽祭。■ どなたでも鑑賞可能。（とっておきの音楽祭イーハトーヴ実行委員会）	

ト・サイクラシックホール岩手(岩手県民会館)会場　<展示室> 入場料300円(高校生以下は無料)

●10月5日（土）写真を楽しむ　■ 時間 10：30～12：00/13：00～15：00　■ 撮影が楽しくなるワンポイントアドバイス。スマホでも作品作り。自分の作品に題名を付け講評を聞く。■ 当日参加可能。どなたでも。写真持参可。写真サイズは2L判、ワイド4切程度。（岩手県写真連盟）	
●10月26日（土）木版画の多色摺り体験　■ 時間 10：00～12：00/13：00～16：00　■ 木版画の素朴で暖かみのある絵を作りましょう。■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手芸術祭美術展版画部門）	
●10月26日（土）日本画の絵の具でお絵描き体験　■ 時間 10：00～12：00/13：00～16：00　■ 和紙のポストカードに日本画の絵の具で塗り絵をする。■ 当日参加可能。小学生以上。初心者歓迎。（岩手県日本画協会）	
●10月26日（土）一緒に水墨画を描いてみませんか！　■ 時間 10：00～16：00■ 水墨画用紙に基本である線引きから始め、基本の絵（竹など）を選び絵を描く。描いた絵は持ち帰り可能。■ 当日参加可能。どなたでも。（岩手県水墨画協会）	